

令和5年度 包括外部監査結果報告書  
(報告に添えて提出する意見書)

テーマ

子ども・子育て支援関連事業に関する事務の執行について

長崎県包括外部監査人  
有馬 理

# 目 次

包括外部監査の概要	1
第1 外部監査の種類	1
第2 テーマについて	1
1 選定した特定の事件	1
2 特定の事件として選定した理由	1
第3 監査の視点	2
1 合規性・適法性の視点	2
2 経済性・効率性・有効性（3E）の視点	2
第4 監査手続	2
1 こども政策局からヒアリング	2
2 監査対象の絞り込み	2
3 資料閲覧	3
4 ヒアリング	3
第5 監査対象部局及び事業数	3
第6 監査実施者	4
1 包括外部監査人	4
2 補助者	4
第7 利害関係の有無	4
包括外部監査の結果報告・総論	5
第1 指摘事項・意見の概要	5
1 「指摘事項」・「意見」の定義	5
2 「評価」について	5
3 指摘事項・意見の摘示	5
第2 国による子ども・子育て支援施策に関する概況について	13

1	はじめに	13
2	国による子ども・子育て支援のこれまでの取組の概略	14
第3	長崎県による子ども・子育て支援のこれまでの取組の概略	20
1	はじめに	20
2	ココロねっこ運動	20
3	条例、計画等	20
	包括外部監査の結果報告・各論	
第1	こども政策局  こども未来課  少子化対策班	25
1	監査の対象及び方法	25
2	各事業の内容について	25
第2	こども政策局  こども未来課  幼児教育・保育支援班	27
1	監査の対象及び方法	27
2	各事業の内容について	28
第3	こども政策局  こども未来課  地域子育て推進班	33
1	監査の対象及び方法	33
2	各事業の内容について	34
第4	こども政策局  こども家庭課  こども・女性支援班	56
1	監査の対象及び方法	56
2	各事業の内容について	58
第5	こども政策局  こども家庭課  家庭福祉・母子保健班	78
1	監査の対象及び方法	78
2	各事業の内容について	79
第6	県民生活環境部  男女参画・女性活躍推進室	99
1	監査の対象及び方法	99
2	各事業の内容について	100
第7	産業労働部  雇用労働政策課	107
1	監査の対象及び方法	107

2	各事業の内容について	107
第8	教育庁 義務教育課	113
1	監査の対象及び方法	113
2	各事業の内容について	113
第9	教育庁 児童生徒支援課	117
1	監査の対象及び方法	117
2	各事業の内容について	117

# I 包括外部監査の概要

## 第1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

## 第2 テーマについて

### 1 選定した特定の事件

子ども・子育て支援関連事業に関する事務の執行について

### 2 選定した理由

わが国において少子化はますます進行し、ピークであった 1949 年の出生数は約 270 万人であったが、2022 年の出生数は初めて 80 万人を割り込み、過去最低の約 77 万人にまで減少した。2023 年の出生数もさらに減少し 75 万人程度になる見込みである。15 歳から 49 歳までの既婚・未婚を問わない全女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率も低下を続けている。0 歳から 14 歳までの年少人口の割合は全世界平均の 2 分の 1 以下と大きく下回っている状況である。

シンクタンクの分析によると、2024 年の日本人出生数は、前年に比べて 4 万人以上少ない 72.6 万人となる見通しで、減少率は 5.8% 減となり、2016 年以降減勢が加速した中でも、2019 年と並ぶ最大の減少率となる公算となり、合計特殊出生率は、過去最低であった 2022 年の 1.26 を下回ることが確実で、概数から試算した 2024 年の合計特殊出生率は、1.20 程度になる見通しとみられている。

本県においては、2019 年には出生数がはじめて 1 万人を割り込んだ。2021 年の合計特殊出生率は全国平均よりは高いが 1.60 にとどまっている。15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少も深刻で、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の地域別推計人口では、本県の実年齢人口は、2050 年時点で、2020 年と比較して全 21 市町で減少し、うち 12 市町では半数未満になる見込みとされている。

少子化の進行は人口減少を加速し、特に本県のように大都市圏から距離のある地域においては産業の衰退を招き、行政サービスの低下等をもたらすおそれが強い。

少子化対策においては、子ども・子育て支援関連事業がその中核的な役割を担っており、本県において、子ども・子育て支援関連事業を監査しておく必要性は高い。

加えて、令和 5 年には、政府が子ども関連予算を将来的に大幅に増加すると宣言し、子ども家庭庁が創設され、子ども・子育て関連施策の重要性がさらに広く国民に認識されるようになった。本県においてもその重要性は益々高まり、事業規模も拡大していくことが予想される。

また、本県では、長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025 において、子育て関連施策が重要な位置づけとしており、同計画は令和 3 年度から令和 7 年度の計画期間の終盤に

さしかかっている、県としても子ども・子育て関連施策の成果が問われる時期となっている。

少子化対策の中核ともいえる子ども・子育て支援関連事業を、この時期に外部の視点から監査しておくことが、県民の生活・福祉の向上に寄与すると思料し、特定の事件として選定した。

### 第3 監査の視点

#### 1 合規性・適法性の視点

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない、法律や条例、その下にある規則、要綱等に従って適正に行われることが必要である。子ども・子育て支援関連事業においても、子ども・子育て支援法、同施行令、同施行規則、関連する政令、告示・通達、条例、規則・要綱各種計画等に従い、適切に行うことが求められる。

また、包括外部監査人及び補助者は全て弁護士であり、合規性・適法性監査に対し適性がある。

よって、本監査においては、主として合規性・適法性の視点からの監査を行う。

#### 2 経済性・効率性・有効性（3E）の視点

包括外部監査人は、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされている（地方自治法 252 条の 37 第 1 項）。また、監査をするにあたっては、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進、最少の費用で最大の効果を挙げているか、組織・運営の合理化に努めているか、他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図っているか、という観点に特に留意すべきとされている（地方自治法 252 条の 37 第 2 項、同法 2 条 14 項、同条 15 項）。

そこで、本監査においては、必要に応じ、これら経済性・効率性・有効性（3E）の視点を踏まえた監査も行う。

### 第4 監査手続

実施した監査手続の概略、以下のとおりである。

#### 1 こども政策局からのヒアリング（5月29日）

子ども・子育て支援を目的とする事業を多く所管しているこども政策局から、子ども・子育て支援関連事業の概要についてヒアリングを行い、同局が作成している「こども政策局の概要」に沿って、所管している事業の概要について、説明を受けた。

#### 2 監査対象の絞り込み

監査対象は、原則として、前年度である令和4年度実施の事業とし、必要があれば令和3年度実施の事業も対象にすることとした。

なお、本県は、平成20年に「長崎県子育て条例」が制定され、条例を受けて、「長崎県子育て条例行動計画」が策定された。最新の行動計画の計画期間は令和2年度～令和6年度となっている。

上記行動計画においては、こども政策局が所管の事業のみならず、教育庁、男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課、障害福祉課、医療政策課など、多数の所管課の事業が子ども・子育て支援関連の事業として扱われており、総事業数が夥しい数になる。したがって、監査対象事業の絞り込みが必要になった。

子ども・子育て支援に特化しているといえるこども政策局所管の事業は原則として監査対象とした。ただし、国が全国一律に実施し県の裁量が少ないもの（例えば児童手当支給事業）は、重要性等により監査対象にすべきと判断した事業を除き、監査対象から除外した。

こども政策局以外の部局については、子ども・子育て支援にとって重要と思われるもの、最近注目されている分野の事業などをピックアップする形で絞り込みを行った。

### 3 資料閲覧

上記のように絞り込みを行った事業について、令和5年8月から同年10月にかけて、各担当課に依頼し、令和4年度分及び令和3年度分の事業の一件記録を用意してもらい、順次閲覧した。

### 4 ヒアリング

令和5年10月から令和6年1月にかけて、資料閲覧した事業について、資料閲覧のみで足りると判断された事業を除き、各担当課へのヒアリングを行った。その後、監査人の検出事項を受けて再度のヒアリングを希望した担当課に対して、順次、再度のヒアリング等を行った。

## 第5 監査対象部局及び事業数

事業数については、例えば同一名称の補助金であっても、補助対象事業や補助対象経費が異なるなど、別事業として扱うのが実態に即しているものは、別事業としてカウントしている。また、複数の事業群を1つの事業として扱っている場合も、別事業とみて監査するのが適切と考えられる場合には、別事業としてカウントしている。

所管部局課	所管課・所管係	監査対象事業数
こども政策局 こども未来課	少子化対策班	4
	幼児教育・保育支援班	6
	地域子育て推進班	10
こども政策局 こども家庭課	こども・女性支援班	20
	家庭福祉・母子保健班	10
県民生活環境部	男女参画・女性活躍推進室	10
産業労働部	雇用労働政策課	7
教育庁	義務教育課	3
教育庁	児童生徒支援課	6
合計		76

## 第6 監査実施者

### 1 包括外部監査人

有馬理 (弁護士)

### 2 補助者

青野悠 (弁護士)

鮎川愛 (弁護士)

平山愛 (弁護士)

藤森弘行 (弁護士)

## 第7 利害関係の有無

包括外部監査人、補助者いずれにおいても、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係は存在しない。



## Ⅱ 包括外部監査の結果報告・総論

### 第1 指摘事項・意見の概要

#### 1 「指摘事項」・「意見」の定義

指摘事項・意見の詳細については、各論において論述するが、総論においては、全ての指摘事項・意見の概要として結論部分を摘示し報告する。本監査において報告する「指摘事項」、「意見」の定義は以下のとおりである。

指摘事項	適法性に問題があるか又は不当なため是正・改善を求めるもの
意見	適法性に問題があるか又は不当とまではいえないものの、今後の事務処理の円滑化や合理化の観点等からは是正・改善を行うことが望ましいと考えるもの

#### 2 「評価」について

今回の監査においては、事業の評価等をより適切に行うため、「評価」という項目を設けた。「評価」の定義は下記のとおりである。

評価	監査人の視点から、事務処理の方針・方法、成果について、評価すべき点がある場合に助言的に述べるもの。
----	---

#### 3 指摘事項・意見の摘示

報告書各論で検出されたものを順次摘示する。指摘事項は16個、意見は45個である。指摘事項及び意見はそれぞれ通し番号を付し、意見の通し番号は丸囲み数字とする。

##### (1) こども政策局 こども未来課 少子化対策班

###### 【意見】

	概要	頁
①	一者応札が継続している委託事業については、競争性の確保の観点から、引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。	26

##### (2) こども政策局 こども未来課 幼児教育・保育支援班

###### 【指摘事項】

	概要	頁
1	県は委託事業者から委託業務の完了報告書が提出された場合には特段の事情がない限り速やかに受領し、完了検査を行うべきである。	29

【指摘事項】

	概要	頁
2	委託事業者が完了報告書を提出し、委託料支払いの請求を行った場合には、県はこれらの書類を遅滞なく受領し、契約書に定める期間を遵守して委託料の支払いをすべきである。	31

【意見】

	概要	頁
②	一者応札が継続している委託事業については、競争性の確保の観点から、引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。	31

【意見】

	概要	頁
③	県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、受託者において請求書等に具体的な必要性を示す等を指導することが望ましい。	32

(3) こども政策局 こども未来課 地域子育て推進班

【意見】

	概要	頁
④	県は、競争入札の見直しを行ったり、現行の委託先以外の委託先候補の情報入手に努めたりするなどして1者応札の解消に取り組むことが望ましい。	35

【意見】

	概要	頁
⑤	県は、長崎市以外の市町に居住している子ども・若者やその家族等にも本事業による支援が充分行き届くよう、相談拠点の増設を含めた対応策を検討することが望ましい。	47

【意見】

	概要	頁
⑥	県は、本事業の業務委託先選定についてプロポーザル方式を採用する場合、委託先候補となる事業者の調査やそれらの事業者からこれまでプロポーザルに参加しなかった理由をヒアリングする等してできる限り複数の事業者がプロポーザルに参加するよう努めることが望ましい。	48

【意見】

	概要	頁
⑦	県は本事業による子育て応援の対象となる子どもの年齢を 42 都府県と同水準の 18 歳未満程度に引き上げるための取組を早急に開始することが望ましい。	50

【意見】

	概要	頁
⑧	県は、子育て支援の重要性や本事業での応援対象となる子どもの年齢を引き上げるための取組を早急に開始することが望ましいことを考慮して、本事業の予算額を決定することが望ましい。	55

【意見】

	概要	頁
⑨	県は、ネット・アプリの管理運営業務が、その業務内容から、情報通信専門業者へ再委託されることが予定されていたのであるから、委託契約において、再委託の可否や再委託する場合の手続き並びに秘密保持等に関して取り決め、委託契約書に内容を明記しておくことが望ましい。	56

(4) こども政策局 こども家庭課 こども・女性支援班

【意見】

	概要	頁
⑩	補助金の増額変更の交付申請を行うにあたっては、その理由を記載してもらうなどして、増額変更を求める理由を示してもらうのが望ましい。	60

【指摘事項】

	概要	頁
3	随意契約検討シートの「契約方法」欄には、「随意契約」、「一般競争入札」などの契約方法を記載すべきである。	60

【意見】

	概要	頁
⑪	競争性を有する契約へ移行する余地がないと判断するのであれば、その前提として、同様の事業が他県でも実施されているかどうか、実施されている場合には、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。	61

【指摘事項】

	概要	頁
4	他県における同様な契約事例について、調査を実施していない場合には、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。	61

【意見】

	概要	頁
⑫	本事業の受託者の選定については、同一の受託者が10年以上継続していることも踏まえ、他の専門家、団体等も候補に含めて検討していくことが望ましい。	62

【意見】

	概要	頁
⑬	事業実施が可能な事業者がないかについて引き続き調査を続けるとともに、令和4年度は長崎で実施可能と回答しなかった残りの2団体についても、その都度受託意向などを確認していくことが望ましい。	62

【意見】

	概要	頁
⑭	随意契約検討シートには、過去3年間の一般競争入札で1者応札が3年続いたことは記載しておくのが望ましい。	63

【意見】

	概要	頁
⑮	同様の事業について、他県ではプロポーザル方式による受託者選定がなされている場合には、その詳細について、追加で調査しておくことが望ましい。	63

【意見】

	概要	頁
⑯	本事業の内容を各施設に周知していくことについて、周知の必要性の有無も含め、引き続き検討をしていくことが望ましい。	64

【指摘事項】

	概要	頁
5	補助金チェックリストについては、原則として全ての項目にチェックを行い、現地調査の有無の欄についても、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。	68

【指摘事項】

	概要	頁
6	補助金チェックリストの現地調査の有無の欄には、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。	69

【指摘事項】

	概要	頁
7	県は、補助事業者に対し、交付を求める事務費の金額について、その根拠ないし疎明資料の提出を求めるべきである。	70

【意見】

	概要	頁
⑰	競争性を有する契約へ移行する余地がないと判断するのであれば、その前提として、同様の事業について、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。	73

【指摘事項】

	概要	頁
8	他県における同様な契約事例について、調査を実施していない場合には、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。	73

【意見】

	概要	頁
⑱	「研修後振り返りシート」は、書式の改訂に関し、改訂の必要性の有無も含め、検討していくことが望ましい。	73

【意見】

	概要	頁
⑲	競争性を有する契約へ移行する余地がないと判断するのであれば、その前提として、同様の事業について、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。	74

【指摘事項】

	概要	頁
9	他県における同様な契約事例について、調査を実施していない場合には、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。	74

【指摘事項】

	概要	頁
10	次年度以降、競争性を有する契約へ移行できるかどうかを検討するにあたっては、児童の個人情報保護の観点は考慮要素として挙げるべきではない。	75

【意見】

	概要	頁
⑳	委託により発注した成果物等について、大量の在庫が生じているような場合には、その原因、理由などを調査した上で調査結果を一件記録に綴り、職員間で共有しておくことが望ましい。	75

【意見】

	概要	頁
㉑	複数の候補者から1者を選定して随意契約を締結したような場合には、それまでの打合せ、協議のメモなどを一件記録に綴るなどして、4事業者のうち受託者を選定した理由を明らかにしておくことが望ましい。	76

【意見】

	概要	頁
㉒	他県の契約方法などについて調査を行った場合には、随意契約検討シートに記載しておくことが望ましい。	77

【指摘事項】

	概要	頁
11	整形外科等の医療機関ではなく整骨院が行う医療助成費の申請について、本件申請書の負傷原因欄が空欄であった場合には、負傷原因を記載するよう求めるべきである。	78

(5) こども政策局 こども家庭課 家庭福祉・母子保健班

【指摘事項】

	概要	頁
12	委託金額を算出する際には、過去の実績に基づいて算出すべきであるが、委託金額の算出方法と精算報告との算出方法及び内訳が異なるため、過去の実績に基づく委託金額の算出が出来ない。委託先に対して、委託金額算出に必要な情報を記載した報告書を求め、可能な限り過去の実績に基づいて委託金額を算出できるようにすべきである。	80

【意見】

	概要	頁
㉓	就業支援セミナーのテーマや回数等について、委託先と協議の上、より就職支援に資する事業となるよう委託内容を検討することが望ましい。	80

【意見】

	概要	頁
㉔	県は、補助事業者に対して、基準額を実支出額に合わせるのではなく、本来の基準額を記載するよう指導することが望ましい。	81

【意見】

	概要	頁
㉕	県は、人件費の相当性を検討するために、補助事業者に対し、当該業務に従事している職員の全体の業務割合を報告させる等、補助事業者の報告する業務割合が正当なものかどうか、検証しておくことが望ましい。	82

【意見】

	概要	頁
㉖	県は、補助事業者に対して、基準額を実支出額に合わせるのではなく、本来の基準額を記載するよう指導することが望ましい。	83

【意見】

	概要	頁
⑳	県は、人件費の相当性を検討するために、補助事業者に対し、当該業務に従事している職員の全体の業務割合を報告させる等、補助事業者の報告する業務割合が正当なものかどうか、検証しておくことが望ましい。	83

【意見】

	概要	頁
㉑	現在の単価設定の適切性について、検討することが望ましい。	84

【指摘事項】

	概要	頁
13	継続する委託事業の事業費を算出する際には、過去の正確な実績に基づき算出するべきである。	86

【指摘事項】

	概要	頁
14	契約書に委託内容の概要しか記載しないのであれば、別途、仕様書や計画書を作成し、委託内容を具体化すべきである。	86

【指摘事項】

	概要	頁
15	県は、委託料の範囲内だとしても、算出根拠に記載のない高額な支出を行う場合には、委託先と事前に協議した上で、他に経費削減できる方法がないか等、経済的合理性について十分検討した上で、支出を了承すべきである。	87

【意見】

	概要	頁
㉒	講演会開催が内容の一部となっている事業の場合には、事業報告書に講演会の参加人数を記載させ成果を確認できるようにすべきである。	87

【指摘事項】

	概要	頁
16	講師謝金の基準を確認の上、基準の妥当性を検討し、妥当でない場合には、事務局と協議すべきである。その上で、今後の委託料の算出する際の基準とすべきである。	87

【意見】

	概要	頁
㉓	セミナーについて、今後、成果指標の設定を検討するのが望ましい。	89

【意見】

	概要	頁
㉔	今後可能であれば妊産婦等相談支援連携窓口一覧記載のメンバーでの意見交換の場を設ける等、相互に情報を共有できる場として当該事業を更に活かしていくことが望ましい。	90

(6) 県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室

【意見】

	概要	頁
③②	インフルエンサー等に対して広報活動を委託する場合には、利用する SNS の種類、投稿内容や告知の頻度などの広報活動の具体的内容を可能な限り定めておくことが望ましい。	101

【意見】

	概要	頁
③③	講師等に提供するお土産等については、事業予算の中に組み込み支出を行うか、一定の執行基準を定めることが望ましい。	101

【意見】

	概要	頁
③④	情報紙による情報発信が、事業目的の達成のためにより経済的で効率的と言えるか、一定の効果検証を行うことが望ましい。	102

【意見】

	概要	頁
③⑤	県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、受託者において請求書等に具体的な必要性を示す等を指導することが望ましい。	104

【意見】

	概要	頁
③⑥	情報誌による情報発信が、事業目的の達成のためにより経済的で効率的と言えるか、一定の効果検証を行うことが望ましい。	105

【意見】

	概要	頁
③⑦	情報誌による情報発信が、事業目的の達成のためにより経済的で効率的と言えるか、一定の効果検証を行うことが望ましい。	106

【意見】

	概要	頁
③⑧	情報誌による特定企業に関する情報発信については、特定の企業にのみ利益を与えることのないよう、一定の基準を設けることが望ましい。	106

(7) 産業労働部 雇用労働政策課

【意見】

	概要	頁
③⑨	委託訓練について、全国平均の充足率を上回るような目標を立て、継続的に充足率向上のための方策を検討することが望ましい。	109

【意見】

	概要	頁
④⑩	複数事業を1つのまとまりのある事業と取り扱っている場合であっても、個別の事業ごとに収支を分けて記録化しておくことが望ましい。	110

【意見】

	概要	頁
④⑪	複数事業を1つのまとまりのある事業と取り扱っている場合であっても、個別の事業ごとに収支を分けて記録化しておくことが望ましい。	111

(8) 教育庁 義務教育課

指摘・意見なし。

(9) 教育庁 児童生徒支援課

【意見】

	概 要	頁
④②	成果指標における数値目標は、前年度比増加率を設定するなど、目標を達成したことが数値で分かるよう、具体的に設定しておくことが望ましい。	119

【意見】

	概 要	頁
④③	本事業においては、重点配置校の設定を含め、事業の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、検討を続けていくことが望ましい。	121

【意見】

	概 要	頁
④④	本事業においては、重点配置校の設定を含め、事業の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、検討を続けていくことが望ましい。	123

【意見】

	概 要	頁
④⑤	当該事業については、今後、成果指標の設定を検討するのが望ましい。	125



## 第2 国による子ども・子育て支援施策に関する概況について

国の子ども・子育て支援に関する概況につき、以下、国のHP等にある資料の内容を適宜引用して概観する。

### 1 はじめに

人口減少・超高齢化が社会問題となって久しい。

現在の内閣府は、人口急減・超高齢化の経済社会に及ぼす影響として、主に以下の4点を指摘している。

#### ①経済規模の縮小—人口オーナスと縮小スパイラルが経済成長のブレーキに

定常状態に比して労働力人口が経済にマイナスの負荷をかける状態を「人口オーナス」といい、高度経済成長期に生産力向上のみならず労働力人口の増加が経済にプラスに働いた「人口ボーナス」の反対である。

経済へのマイナスの負荷が需要面、供給面の両面で働き合って、マイナスの相乗効果を発揮し、いったん経済規模の縮小が始まると、それがさらなる縮小を招くという「縮小スパイラル」に陥る恐れがある。

#### ②基礎自治体の担い手の減少、東京圏の高齢化

1000人あたりの出生数（普通出生率）は、2022年で6.0と減少を続けている。また、大都市への人口流出が続くと、2040年には女性人口が対2010年比で5割以下となる地方自治体が半数を占め、かつ、総人口が1万人を切る地方自治体が全体の3割になると推計され、地方自治体の行政機能の維持が困難になる。

東京圏においても、2040年には高齢化率が36.4%になると推計され、東京圏においても急速な人口減少と、医療介護を十分に受けられない高齢者が発生する事態になりかねない。

#### ③社会保障制度と財政の持続可能性

合計特殊出生率が回復しない場合、2060年ころには高齢者1人を現役世代約1人で支える社会となり、医療・介護費を中心に社会保障に関する給付と負担のアンバランスは強まる。また、財政赤字が十分に削減されなければ、将来的に財政破綻のリスクが高まる。

#### ④理想のこどもを持たない社会

2021年の調査結果では、夫婦に聞いた理想的な子どもの数は2.25人であり、5年前の調査値である2.32人より低下している。完結出生子ども数は1.90人と過去最低値であった。

子どもを持つ理由について、現在では子どもを持ちたいからとか、自然なことだからという考え方が多くなっているにも関わらず、合計特殊出生率は低下を続けている。

以上が政府の危惧しているところであるが、このような捉え方に大きな異論はないように思われる。

人口減少対策の中に少子化対策が含まれるが、少子化対策の中核的な役割を担うのが結婚・妊娠段階の支援を含む子ども・子育て支援になる。他に、人口減少対策には産業振

興・誘致、就職促進などによる人口流出防止や、移住促進などがある。

少子化対策には、純粋な子ども・子育て支援の他に、若者の所得を増やすこと、働き方改革などの社会全体の構造・意識を変えることなども含まれる。本監査では、これらの事業も一部監査対象にしている。

## 2 国による子ども・子育て支援のこれまでの取組の概略

子ども・子育て支援が注目されるきっかけは、少子化問題であった。一般的に、少子化とは、合計特殊出生率が人口を維持するのに必要な水準に達しない状態が続き、子どもが減少することと解されている。

1990年に前年の合計特殊出生率が1.57であることが判明した際のいわゆる「1.57ショック」により少子化問題は一般に認知されるようになった。

もっとも「出生数」は、「合計特殊出生率」に加え、「15歳～49歳女性人口」、「15～49歳女性人口における年齢構成の違い」の3要素に分解され、影響を受ける。この点については、厚生労働省の「令和4年人口動態推計の概況」の参考資料である「合計特殊出生率について」が詳しいので、次ページの一部を引用する。

令和4年（2022年）の出生数は前年より5.0%減少したが、このうち約△1.5%が人口要因（「女性人口」△2.0%と「年齢構成の違い」0.5%）の影響によるもので、その余が合計特殊出生率の低下によるものと分析されている。次ページの表には、出生数とその3要素の推移がまとめられているので参照されたい。

### 出生数の動向と（期間）合計特殊出生率の動向の関係

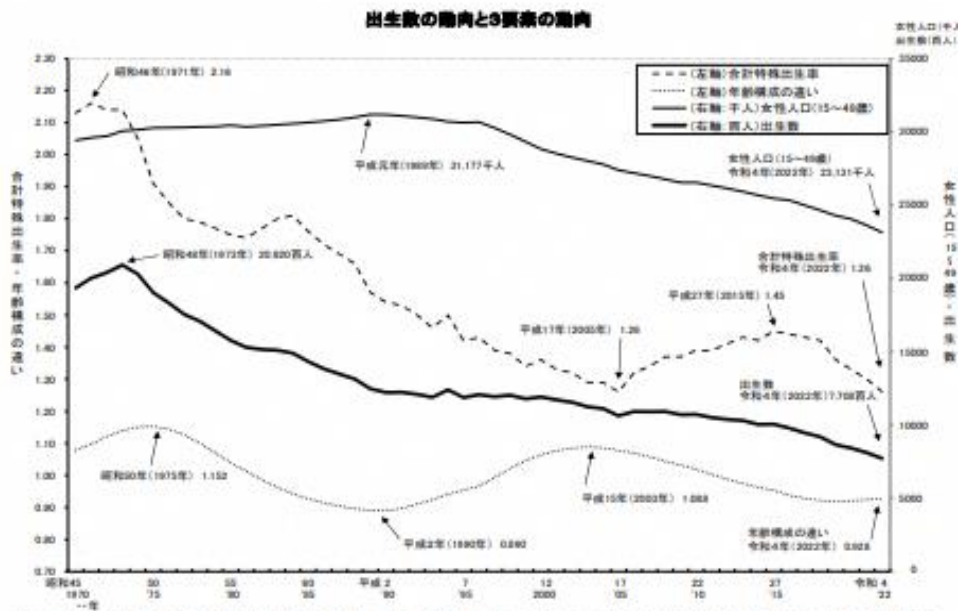
- 年間出生数は、「15～49歳女性人口」（女性人口）、「（期間）合計特殊出生率」（合計特殊出生率）及び「15～49歳女性人口における年齢構成の違い」（年齢構成の違い）<sup>1)</sup>の3要素に分解することができる。
- このため、年間出生数の動向は、「合計特殊出生率」だけでなく、「女性人口」と「年齢構成の違い」の動向にも影響を受ける。

	年間出生数	=	15～49歳女性人口	×	$\frac{\text{（期間）合計特殊出生率}}{35}$ <sup>2)</sup>	×	15～49歳女性人口における年齢構成の違い <sup>1)</sup>
令和3年(2021)	81.2万人	=	2,360万人	×	$\frac{1.30}{35}$	×	0.924
	↓ △ 5.0%		↓ △ 2.0%		↓ △ 3.6%		↓ 0.5%
令和4年(2022)	77.1万人	=	2,313万人	×	$\frac{1.26}{35}$	×	0.928

- 令和4年(2022年)の出生数は前年より5.0%減少したが、このうち約△1.5%が人口要因（「女性人口」△2.0%と「年齢構成の違い」0.5%）の影響による。
- 人口要因の減少は今後も続くとみられるため、「合計特殊出生率」が変わらなければ、出生数が減少していくことになるが、晩婚化や晩産化の動向も踏まえ、今後の「合計特殊出生率」の動向を注視していく必要がある。

注：1) 「年齢構成の違い」は、「女性人口」×「合計特殊出生率」/35が「15～49歳のどの年齢の女性の人数も同じとした場合に当該合計特殊出生率で見込まれる出生数」となることから、「実際の年齢構成がどの年齢の女性の人数も同じという年齢構成とどのくらい違うかを示すもの」である。出生率の高い年齢層に女性の人数が相対的に多くなっている場合には、「年齢構成の違い」は概ね1より大きくなる。

2) (期間)合計特殊出生率は15歳から49歳までの35歳の年齢別出生率を加えたものであるため、15～49歳女性人口に乗じて年間出生数となるように35で除している。



1990年のいわゆる1.57ショックと1992年の国民生活白書の報告を受け、文部省、厚生省、労働省、建設省4大臣の合意で1994年に策定されたのが「エンゼルプラン」である。別名は「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」という施策である。仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。エンゼルプランは保育に重点を置く施策で、1995年から1999年の5年間行われた。

プランに基づく施策の評価から、政府は1999年に「少子化対策推進基本方針」を閣議決定し、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「新エンゼルプラン」、別名「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」が策定された。新エンゼルプランは、保育に重点を置いたエンゼルプランに加え、育児休業等の雇用環境の整備にも重点を置いた内容であった。

2001年には「仕事と子育ての両立支援等の方針」が閣議決定され「待機児童ゼロ作戦」が開始される等の対策がなされたが、この間も出生率の低下は止まらなかった。

厚生労働省は2002年に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、①男性を含めた働き方の見直し、②地域における子育て支援、③社会保障における次世代支援、④子どもの社会性の向上や自立の促進という4つの柱にそって、社会全体で取り組むとの考え方が示された。そして新エンゼルプランが満期を迎える2004年に向け、2003年には少子化対策に向けた2つの法整備がなされた。「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」である。

「少子化社会対策基本法」は、少子化への対処の目的、基本的理念、施策の基本的方向、国・地方公共団体・事業主・国民の責務を定めている。同法は国の責務として大綱の取りまとめを課していることから、少子化社会対策会議のもとで「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。同大綱を受けて、新エンゼルプランに代わる新たな実施計画として「少子化社会対策大綱の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」が策定された。同プランは少子化の流れを変えるための4つの重点課題と28の具体的行動を提示し、計画の実施機関である2005年から2009年の5年間に講ずる施策や数値目標、実現した場合の10年後の社会の姿を示すなどした。同大綱は2010年、2015年、2020年に順次閣議決定され、最新の2020年閣議決定では、「『希望出生率』1.8の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が、結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見いだせるとともに男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会を作る」ことを基本目標として、保育等の子育て支援、男女の働き方改革、教育、地域・企業の取組、子ども・子育てに温かい社会の実現などの取組に数値目標を設定するなどしている。

2003年に制定されたもう一つの法律である「次世代育成支援対策推進法」は、地方公共団体や企業（常時雇用労働者101人以上）に対し、次世代育成のための取組を促進するよう、行動計画の策定を義務付けた法律である。同法は特に男性を含めた働き方の見直し等の観点から事業主が子育て支援を進めるよう促している。10年間の時限立法である同法は

2014年に一部改正され2025年3月まで10年間延長されるとともに、子育て支援の実施状況が優良な事業主に対し厚生労働大臣が認定する新制度を創設するなどしている。

2010年には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定された。同ビジョンでは、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、子ども・子育て応援プランに次いで、2010～2014年度の5年間を対象とした4番目の少子化対策プランとして、子ども手当等の経済的支援も含めた包括的な子育て支援策が打ち出された。さらに政府は「子ども・子育てビジョン」の確実な実現に向けて「子ども・子育て新システム」を構築することとし、少子化社会対策会議とその下位会議で制度設計を行った。

そのような検討を踏まえながら、社会保障・税一体改革の一環として、2012年にいわゆる子ども・子育て関連3法である「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立することになった。同3法では認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付を行うこと（「施設型給付」）、小規模保育等（家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）への給付を行うこと（「地域型保育給付」）、認定こども園制度を改善すること、さらに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実することを定めており、従来の少子化対策関連法以上に対策の量的充実や多様化、予算措置を行っていることが特徴である。サービスの実施主体は市町村であり、市町村は地域のニーズに基づく計画策定、給付・事業を行うこととしている。また、市町村においても「子ども・子育て会議」を設置することが努力義務とされた。

それまで、こども・子育て分野への資源投入は限定的であり、例えば家族関係社会支出の対GDP比は、1989年度の0.36%に対し、1999年度には0.53%とわずかな伸びにとどまっていたが、上述の「社会保障と税の一体改革」の流れの中で大きな転機が訪れた。消費税率の引上げに伴う社会保障の充実メニューとして、こども・子育て分野に0.7兆円規模の財源が充てられることとなり、さらに、2017年には「新しい経済政策パッケージ」により、「人づくり革命」の一環として追加財源2兆円が確保された。2016年になると「夢をつむぐ子育て支援」などのアベノミクス「新3本の矢」実現を目的とする「ニッポン一億総活躍プラン」が策定された。このプランでは経済成長の妨げとなる少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを妨げる制約の克服等の対応策を掲げている。2017年には、「ニッポン一億総活躍プラン」の最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革について、「働き方改革実行計画」が策定された。その内容は、時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金などによる非正規雇用の処遇改善、女性・若者の人材育成等の環境整備、子育て・介護等と仕事の両立などである。同年、「子育て安心プラン」が策定され、2018年度から2022年度までに、女性就業率80%にも対応できる約32万人の保育の受け皿を整備することとしている。2021年には「新子育て安心

プラン」となり、女性就業率 82%を想定し、2021 年度から 4 年間で約 14 万人の保育の受け皿を整備すること等としている。

2023 年 4 月にはこども家庭庁が設立された。

同時期に「こども基本法」が施行された。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている。こどもを正面から権利の主体として扱っているところに特徴がある。国はこども施策に関し、「こども大綱」を策定する義務を負い（第 9 条）、都道府県は、「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものとされる（第 10 条）。こども施策に関し、こども等の意見を反映させるための措置を講ずるとされ（第 11 条）、政府はこども施策に関し必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるとしている（第 16 条）。こども家庭庁には「こども政策推進会議」を置くものとされた（第 17 条）。法第 9 条を受けて、同年 12 月には「こども大綱」が閣議決定された。

一方、2023 年に政府は「異次元の少子化対策」を取ることを示し、同年 6 月には異次元の少子化対策の具体的中身である「こども未来戦略方針」を決定した。それを受けて同年 12 月には「こども未来戦略」が策定された。児童手当の拡充、多子世帯の大学授業料の実質無料化などを盛り込んでいる。その財源は、当面は一部を国債で賄いながら、社会保障費の歳出改革などに加え、公的医療保険を通じて国民や企業から徴収する「支援金制度」の創設により、2028 年度までに安定的な確保を目指すとしている。

末尾添付の表は、1990 年から 2021 年までの少子化対策の取組を政府がまとめたものである。



### 第3 長崎県による子ども・子育て支援のこれまでの取組の概略

#### 1 はじめに

長崎県の取組について、法令、計画等を中心に概観する。

#### 2 ココロねっこ運動

長崎県の子ども・子育て支援で特筆すべきは「ココロねっこ運動」である。この運動は2001年（平成13年）6月にスタートしている。この時期は国が新エンゼルプラン等を打ち出し、少子化対策が形になってきた時期と同時期である。「子どもたちの心の根っこを育てるため、大人が変わろう、行動しよう」という、県民総ぐるみの子育て支援を推進する長崎県独自の県民運動である。長崎県と長崎県青少年育成県民会議が一体となって推進している。

「ココロねっこ運動」の始まった主な背景として挙げているのが、①子どもと真正面から向き合わない大人の増加、②青少年問題の顕在化、③青少年に悪影響を及ぼす有害情報の増加、④完全学校週5日制の開始の4点である。2008年（平成20年）に制定された長崎県子育て条例にも第22条から24条に明記されており、条文は以下のとおりである。

#### 4 章 ココロねっこ運動の推進

（ココロねっこ運動）

第22条 長崎県独自の県民運動「ココロねっこ運動」とは、子どもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、子どもの健やかな成長を促すための活動や取組をいいます。

（運動の主体）

第23条 ココロねっこ運動の活動主体は、県民一人ひとりであり、前条に定める活動や取組を行う学校等や地域の団体などを含みます。

（運動の支援）

第24条 県は、市町などと連携して、県民一人ひとりが子どもの成長に関心を持ち、子どもを健やかに育てる環境づくりに積極的に参加するように、ココロねっこ運動の普及を支援します。

「ココロねっこ運動」の具体的な取組は多岐にわたるが、件数上位から見ると、あいさつ・声かけ、子育て支援、清掃活動などとなっている。

### 3 条例、計画等

#### （1）長崎県子育て条例

子ども・子育て支援に関し、最も重要なのが前述の2008年（平成20年）に制定された長崎県子育て条例である。第1条（目的）では、子どもや子育て支援の基本的な考え方を定め、保護者、自治体、学校等の役割を明らかにし、県民総ぐるみで、子ど



もが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を目的としている。

この条例で特徴的なのは既に述べたココロねっこ運動が規定されていることと、毎月第3日曜日を「家庭の日」とすることが規定されていることであろう。

そして、第26条で条例に関する行動計画（後述）を策定することが定められ、第27条では協議会を設置するものとされている。第27条を受けて、長崎県子育て条例推進協議会が設置されている。

## （2）長崎県子育て条例行動計画

条例第26条に基づき策定された行動計画である。

2010年度から2014年度までの計画、2015年度から2019年度までの計画、現在の2020年度から2024年度（令和2年度～6年度）までをそれぞれ計画期間とする計画が策定されてきた。この計画は、条例に関する施策の方向性を明示するものである。

なお、この計画は「子ども・子育て支援法」に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画、「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援対策にかかる県行動計画及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者育成支援にかかる県行動計画としても位置付けられる。また、この計画の一部である「ひとり親家庭等の自立支援の推進」は、「長崎県ひとり親家庭等自立促進計画」とされている。また、第4章第4節の「長崎県子どもの貧困対策推進計画」はこの計画の個別計画と位置づけて施策の推進に取り組むとされている。

この計画においては、多くの事業について数値目標が定められており、毎年、その達成状況についてHP等で公開している。

施策の内容であるが、計画は約150頁に及ぶ大部なものであるので、計画内容の各章と節の紹介にとどめる。

### 第1章 妊娠・出産の支援

#### 第1節 妊娠・出産期における支援

#### 第2節 不妊治療対策の充実

### 第2章 子どもや子育て家庭への支援

#### 第1節 子どもの成長に応じた支援

#### 第2節 子どもの健やかな育ちへの支援

#### 第3節 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成

### 第3章 仕事と生活が調和する社会の実現

#### 第1節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

#### 第2節 仕事と子育ての両立のための基盤整備

#### 第3節 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現

### 第4章 きめ細やかな対応が必要な子どもと親への支援

- 第1節 いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進
- 第2節 障害児施策の充実
- 第3節 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 第4節 子どもの貧困対策
- 第5章 安全・安心な子育ての環境づくり
  - 第1節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
  - 第2節 子ども等の安全の確保
  - 第3節 子育てを支援する生活環境の整備
- 第6章 県民総ぐるみの子育て支援
  - 第1節 社会全体で子育てを応援する機運の醸成
  - 第2節 ココロねっこ運動の推進
  - 第3節 家庭の日の普及
- 第7章 子どもの心と命を守るための取組
  - 第1節 関係機関の連携強化
  - 第2節 特別な配慮が必要な子どもへの支援

### (3) 長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025

長崎県の総合計画においても、子ども・子育て支援はその内容になっている。子ども子育て支援に関係する施策として、以下のものが挙げられている。

- 結婚、妊娠・出産から子育てまでの一貫した支援
- 郷土を愛し、地域を支える心豊かな人材の育成
- 安心して子育てできる環境づくり
- 学力の向上と一人一人に対応した教育の推進
- グローバル化社会を生き抜く力を持った人材づくり
- 安全・安心が確保された教育環境の整備
- 「地域みんなで子どもを育み、家庭教育を支援する」体制づくり
- 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進
- きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

その上で、令和7年度には合計特殊出生率を1.93にすること等を目標に掲げている。施策の進捗状況は、「施策の進捗状況調書」として公開されている。

### (4) その他の関連する法令・計画等

こども政策局、企画部政策企画課が所管するものを簡単に紹介する。

#### 【こども未来課所管】

- ・長崎県子育て条例
- ・長崎県子育て条例行動計画

- ・長崎県少年保護育成条例
- ・同施行規則

条例の制定は昭和 53 年で、有害図書・有害情報、有害がん具等の対策や少年に対するみだらな性行為等禁止などを規定している。

#### 【こども家庭課所管】

- ・長崎県ひとり親家庭等自立促進計画

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に定める「自立促進計画」であり、長崎県子育て条例行動計画第 4 章第 3 節の「ひとり親家庭等の自立支援の推進」の部分となっている。

- ・長崎県DV対策基本計画

平成 18 年に第 1 次計画が策定され、現在第 5 次計画となっている。2020 年（令和 2 年）3 月 23 日に国が定めた基本方針に即して策定した、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 に定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」である。計画期間は令和 2 年から令和 7 年となっている。DV を容認しない社会づくりと被害者が安全な保護を受け、安心して自立した生活ができる社会の実現を目指すとしている。

- ・長崎県子どもの貧困対策推進計画

令和元年 9 月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」や、同年 11 月の国の新たな子どもの貧困対策の指針である「子供の貧困対策に関する大綱」、本県の子どもたちの状況などを踏まえ、平成 28 年に策定した「長崎県子どもの貧困対策推進方針」を改定し、本県の子どもの貧困対策をより一層総合的に推進するために、「長崎県子どもの貧困対策推進計画」（以下、「計画」という。）を策定したものの。

- ・長崎県社会的養育推進計画

2018 年 7 月 6 日付け、厚生労働省子ども家庭局長通知「都道府県社会的養育推進計画の策定について」に基づき、2014 年度に策定した「長崎県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、新たに「長崎県社会的養育推進計画」を策定したものの。

2016 年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現することを目的とする。子どもを権利の主体と位置づけ、子どもの意見を汲み取る方法、里親・ファミリーホームへの委託推進、施設の小規模かつ地域分散化や高機能化等に向けた取組、一時保護改革、児童相談所機能強化等の施策を定めている。

【政策企画課所管】

・長崎県長期人口ビジョン

平成 27 年に策定され、令和 2 年に改正されたもの。県の人口減少率が全国平均より高く、全国より約 50 年早く人口減少が始まっていることなどを踏まえた上で、2060 年段階で 100 万人の人口を確保することを目標として掲げている。

・長崎県まち・ひと・しごと総合戦略

第 1 期は平成 27 年に策定され、現在は計画期間を令和 2 年度から令和 7 年度とする第 2 期の総合戦略となっている。施策の進捗状況は、長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025 の施策の進捗状況調書に記載されている。

転出超過数の改善、合計特殊出生率の上昇、企業誘致等による雇用創出、持続可能な地域づくり等を基本目標としている。

### Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

#### 第1 こども政策局 こども未来課 少子化対策班

##### 1 監査の対象及び方法

###### 監査対象とした事業

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
未来を照らす「ながさき結婚・子育て」推進事業（長崎県婚活サポートセンター運営事業業務委託）	48,950,000円	8月28日	11月6日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
ながさきで家族になろう事業（①長崎県婚活サポート運営事業業務委託）	未来を照らす「ながさき結婚・子育て」推進事業（長崎県婚活サポートセンター運営事業業務委託）と同様	8月28日	11月6日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
ながさきで家族になろう事業（②長崎県婚活会員支援業務委託）	1,029,738円	8月28日	11月6日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
市町少子化対策推進事業（地域少子化対策重点推進事業補助金）	36,176,000円	8月28日	11月6日

##### 2 各事業の内容について

- (1) 未来を照らす「ながさき結婚・子育て」推進事業、ながさきで家族になろう事業（長崎県婚活サポートセンター運営事業業務委託）

###### ア 委託業務概要

市町・企業等との連携のもと、相談窓口やお見合いシステムをはじめとする4つの結婚支援事業を行い、結婚を望む独身男女の婚活を支援する「長崎県婚活サポートセンター」を運営する事業を委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	48,950,000円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点【契約方法について十分に検討が必要である】

長崎県婚活サポートセンターは、平成27年度の設置以来、同じ公益財団法人にその運営を業務委託している。

契約方法については、設置当初の平成27年度から30年度まではプロポーザル方式が採用されていたが、応札する事業者がおらず、平成31年度から令和4年度までは随意契約となっていた。令和5年度は再びプロポーザル方式が採用されているが、結局応札したのは同法人のみであり、結果として、婚活サポートセンターが設置されて以来一者応札の状態が継続している。

県としては、令和5年度はプロポーザル方式を採用するなど、競争性の確保に向けた努力をしていることが見受けられるが、それでもこのまま一者応札が続く場合は、当該入札に十分な競争が働いているとは言えず、特に、同一事業者が連続して一者応札となる場合には価格が高止まることも懸念される。この一者応札が継続する状態を改善するためには、受注可能な事業者の調査、参加者要件の見直し、発注単位（内容・地域）の見直し、複数年度契約の検討など様々な観点からの見直しが必要であると考えられる。

本委託事業についても、競争性の確保の観点から引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。

【意見】

一者応札が継続している委託事業については、競争性の確保の観点から、引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。

(2) ながさきで家族になろう事業（長崎県婚活会員支援業務委託）

ア 委託業務概要

長崎県の結婚支援事業の利用者支援を目的とし、婚活サポーターの募集や研修等の管理運営等を委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	1,029,738円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

なお、本委託事業は、婚活サポートセンターの運営を委託された公益財団法人との随意契約である。これは、本委託事業の内容が、婚活サポーターの募集や研修等の管理運営等の事務処理を行うものであって、婚活サポートセンターの運営者と契約をする必要のあるとの理由で、随意契約をしているものである。

随意契約の理由それ自体には特に問題はないが、婚活サポートセンターの運営を業

務委託する事業者の契約方法については、すでに（１）イの問題点で述べたとおりであり、本委託事業が婚活サポートセンターの運営者と契約をする必要がある以上は、それに連動して契約方法については十分な検討が必要であると考えます。

（３）市町少子化対策推進事業（地域少子化対策重点推進事業補助金）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

市町

【趣旨】

国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する取組みや、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかるコストを支援する市町事業に対して助成を行うもの。

補助対象経費	地域少子化対策重点推進交付金実施要領に基づく事業のうち、次に掲げる取組に係る経費 (1) 地域結婚支援重点推進事業 ア 重点メニュー イ 一般メニュー (2) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 ア 重点メニュー イ 一般メニュー (3) 結婚新生活支援事業 ア 都道府県主導型市町村連携コース イ 一般コース
補助率	(1) ア 4分の3、イ 3分の2 (2) ア 3分の2、イ 2分の1 (3) ア 3分の2、イ 2分の1

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

第2 こども政策局 こども未来課 幼児教育・保育支援班

1 監査の対象及び方法

監査対象とした事業

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
保育士人材確保等事業 （①保育の仕事合同面談 会会場設営等業務委託）	1,243,000円	8月18日	11月2日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
保育士人材確保等事業 (②保育士人材確保等事業委託(保育士・保育所支援センター事業))	7,945,200円	8月18日	11月2日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
保育士人材確保等事業 (③保育士等キャリアアップ研修業務委託)	4,620,000円	8月18日	11月2日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
保育士人材確保等事業 (④保育士等キャリアアップ研修eラーニングシステム作成及び管理運営等業務委託)	3,421,000円	8月18日	11月2日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
保育士人材確保等事業 (⑤保育所職員研修委託事業)	1,911,500円	8月28日	11月2日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
福祉施設職員産休等代替職員費補助金(産休病休代替職員費補助金)	1,406,013円	8月28日	11月2日

## 2 各事業の内容について

### (1) 保育士人材確保等事業 ①保育の仕事合同面談会会場設営等業務委託

#### ア 委託業務概要

保育士・幼稚園教諭を養成している大学や短期大学の新規卒業者等の県内保育所等への就職の促進を図るために、県内保育所・幼稚園・認定こども園との合同面談会を県内2カ所で開催するものである。

契約方法	一般競争入札
契約金額	1,243,000円
契約期間	令和4年5月18日～令和4年7月29日

#### イ 問題点【完了報告書を速やかに受理していない】

本委託業務は、合同面談会の実施にあたり会場設営等を事業者へ委託するものである。令和4年度の委託事業者は、実際に面談会実施にあたり必要な会場設営等の委託



業務を遂行し、業務終了後遅滞なく完了報告書を作成し、令和4年7月10日付完了報告書を県に提出している。しかし、県はこれを速やかに受領せず、19日後の令和4年7月29日に受領した。委託業務検査調書にも、完成年月日は令和4年7月10日、検査年月日が令和4年7月29日と記載している。

この点について、担当課の説明によれば、本委託契約の期間が令和4年7月29日であることから、契約期間の満了を待って受け付けたとのことであった。

しかし、本委託業務は、合同面談会の会場設営等その内容とするものであることから、合同面談会の実施をもってその委託業務を終了することが当然想定されている。そのため、委託事業者も合同面談会終了後すぐに完了報告書を作成し遅滞なく県に提出しているのであり、事業者の対応に何らも問題はない。

契約期間満了前に完了報告書を受け取ることを禁じる理由はなく、県は委託事業者から委託業務の完了報告書が提出された場合には特段の事情がない限り速やかに受領し、完了検査を行うべきである。

#### 【指摘事項】

県は委託事業者から委託業務の完了報告書が提出された場合には特段の事情がない限り速やかに受領し、完了検査を行うべきである。

### (2) 保育士人材確保等事業 ②保育士人材確保等事業委託（保育士・保育所支援センター事業）

#### ア 委託業務概要

潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置し、保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保することを目的とするもの。保育士・保育所支援センターに保育士再就職支援コーディネーターを配置し、保育人材の求人・求職サイト「保いっぷ」の運営管理、募集採用状況の把握、休職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に対し潜在保育士の活用に関する助言等の実施を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	7,945,200円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

#### イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

### (3) 保育士人材確保等事業 ③保育士等キャリアアップ研修業務委託

#### ア 委託業務概要

国が示す「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、①乳児保育、②

幼児教育、③障害児保育（特別支援教育）、④食育・アレルギー、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援、⑦マネジメント、⑧保育実践の 8 分野について、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関において研修を実施するもの。1 分野ごとに 15 時間の講義や演習を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	4,620,000 円
契約期間	令和 4 年 10 月 6 日～令和 5 年 3 月 31 日

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(4) 保育士人材確保等事業 ④保育士等キャリアアップ研修 e ラーニングシステム作成及び管理運営等業務委託

ア 委託業務概要

前述の保育士等キャリアアップ研修に関して e ラーニングの作成及び管理運営等を委託するもの。

契約方法	一般競争入札
契約金額	3,421,000 円
契約期間	令和 4 年 11 月 4 日～令和 5 年 3 月 15 日

イ 問題点 1 【受託事業者からの委託料請求書が速やかに受領されていないこと】

本委託契約は、契約書第 6 条により、委託料は請求書を受領してから 30 日以内に支払うことと定められている。

委託事業者は、本委託業務につき、業務完了報告書を令和 5 年 3 月 27 日に提出し、その後委託料の支払いを求める請求書を令和 5 年 3 月 31 日付で作成している。しかし、これに対して県がかかる請求書を受け付けたのは令和 5 年 4 月 13 日であり、委託事業者からの請求日から約 2 週間も経過した後であった。県は令和 5 年 5 月 12 日に委託事業者に対して委託料の支払いをしているが、請求書の日付から起算すると優に 30 日以上を経過していた。

委託事業者からの委託料支払請求書の受理に約 2 週間の時間を要した原因について、担当者のヒアリングで確認したところ、経緯が分かる記録等が無いために原因が不明であるとのことであった。

委託料の支払い時期は委託事業者にとっては重要な事柄であり、その支払い時期を正当な理由なく遅らせることは履行遅滞となり適切ではない。委託事業者が完了報告書を提出し、委託料支払いの請求を行った場合には、県はこれらの書類を遅滞なく受領し、契約書に定める期間を遵守して委託料の支払いをしなければならない。

### 【指摘事項】

委託事業者が完了報告書を提出し、委託料支払いの請求を行った場合には、県はこれらの書類を遅滞なく受領し、契約書に定める期間を遵守して委託料の支払いをすべきである。

### ウ 問題点2【競争入札において一者応札が続いていること】

担当者のヒアリングによると、保育士等キャリアアップ研修においては、令和2年度からeラーニングのシステム構築が開始され、開始当時は早急にシステム構築をする必要があることから委託事業者と随意契約を行ったとのことであった。その翌年の令和3年度から一般競争入札による契約方法が採用されているが、令和3年度、4年度ともに、令和2年度に随意契約を行った事業者による一者応札が続いていた。

これに対して、県は仕様書の内容を変更し、eラーニングと研修を一本化して教材の刷新を図るなどをし、令和5年度には、令和2年度から4年度まで継続して委託した事業者とは別の事業者に委託することになったとのことである。ただし、令和5年度についても一者応札であったとのことである。

一般競争入札において、結果として一者応札となってしまうこと自体はやむを得ない場合もある。競争入札における応札者数は、経済情勢や市場の需給等、様々な要素により左右されるものの、同種の入札に一者応札が続く場合には競争が働かないことによる調達価格の高止まりが生じるおそれがある。その状態を解消するために、受注可能な事業者の調査、参加者要件の見直し、発注単位（内容・地域）の見直し、複数年度契約の検討など様々な観点からの見直しが必要であると考えられる。

本委託事業についても、競争性の確保の観点から引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。

### 【意見】

一者応札が続いている委託事業については、競争性の確保の観点から、引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。

## (5) 保育士人材確保等事業 ⑤保育所職員研修委託事業

### ア 委託業務概要

保育所職員の専門研修を行い、職員の資質の向上を図ることによって多様化した保育需要に対応することを目的とし、食育研修や保育研修等保育所職員に対する研修実施を委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	1,911,500円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年1月31日

イ 問題点【委託料の前払の必要性についての疎明資料がないこと】

本委託業務においては、委託料の支払いについては、委託契約書に「必要と認められる額については、乙（委託事業者）の請求に基づき、前金払により支払うものとする」と定められている。そして、かかる契約条項に基づき、本委託業務においては委託事業者から令和4年6月13日付で前金払請求書が提出され、県は前金払いを行っている。

しかし、委託事業者から提出された前金払請求書には、前金払の必要性については何らの記載もなく、必要性について疎明されている書類等の添付もなかった。前払いの必要性を記載した理由書が添付されていたが、これは県が作成した資料と思われる。担当者のヒアリングによれば、担当課が委託業者に確認し、前金払いの妥当性、必要性について確認して理由書を作成しているとのことであった。

委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いである。そのため、令和元年度の包括外部監査においても、委託契約において契約金額の前払いを可能とする条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきであるとする意見が出されている。本委託業務は、契約条項については「必要と認められる金額について」という条件が付けられており、その点は評価できるものである。

また、令和元年度の包括外部監査の結果及び令和元年度普通会計定期監査結果（後期）の公表を受けて、長崎県においては令和2年8月13日に出納局会計課長より「適正な契約事務の執行について」と題する通知が発出されており、それによれば、「委任契約において、契約内容や契約相手方の状況を考慮してやむを得ず前金払いを行う場合についてはその必要性を十分に検討し、検討した結果を記録しておくこと」とされている。本事業について添付されていた前払いの必要性に関する書類は、かかる通知に従い作成されたものであると思われる、この点についても評価できるものである。

しかし、委託料の支払が原則後払いであることに鑑みれば、委託料の前払いを請求する際には受託者において具体的な必要性を示すべきであり、請求書等にその必要性に関する記載を求める等を指導することが望ましい。

【意見】

県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、受託者において請求書等に具体的な必要性を示す等を指導することが望ましい。

(6) 福祉施設職員産休等代替職員費補助金（産休病休代替職員費補助金）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

児童福祉施設等

**【趣旨】**

児童福祉施設等（公立及び中核市除く）の職員が出産、疾病、負傷のため長期間勤務を休む場合、臨時的に代替職員を任用し、入所者の正常な保護を確保すると共に施設職員の健康の保全を図るものである。

**【事業内容】**

保育士等の対象職種に対して、産休や病休期間に応じて代替職員の賃金を一定補助するもの。

**【補助の対象及び補助率】**

補助の対象

保育士・看護師・介護職員・支援員・保健師・寮母・児童生活支援員・児童自立支援専門員・指導員（児童指導員・生活指導員・職業支援員等）・セラピスト（作業療法士・理学療法士等）・栄養士・調理師

対象期間

産休：出産予定日前8週間目に当たる日から産後8週間を経過するまでの期間、多胎妊娠の場合は出産予定日以前14週間目に当たる日から産後8週間を経過するまでの期間

病休：疾病のため休む期間が、30日を超える日から60日間

補助率

2分の1（日額単価6,300円）

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

第3 こども政策局 こども未来課 地域子育て推進班

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした事業

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
子育て支援新制度関係対策事業（子育て支援員研修事業）	3,660,250円	8月29日	11月27日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ関係事業）	1,622,187,000円	8月29日	11月28日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
放課後児童健全育成事業 (母子家庭等児童助成事業)	25,589,000円	8月29日	11月28日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
ココロねっこ運動推進事業	15,621,000円	9月13日	11月28日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
非行防止・環境浄化対策事業 (白ポスト修繕)	321,090円	9月20日	11月27日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
非行防止・環境浄化対策事業 (長崎県少年保護育成審議会)	125,000円	9月20日	11月27日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎っ子の未来をひらく メディア事業	1,842,280円	9月13日	11月28日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
子ども・若者支援システム構築事業 (子ども・若者総合相談センター事業)	15,960,000円	8月29日	11月27日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県「こどもは宝」子育て 応援強化事業	1,969,000円	9月6日	11月27日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
ながさき子育て応援ネット・ アプリ運営及び管理運用業務委託	1,560,000円	9月6日	11月27日

## 2 各事業の内容について

### (1) 子育て支援新制度関係対策事業(子育て支援員研修事業)業務委託

#### ア 委託業務概要

子ども・子育て支援法に基づいて実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、仕事・子育て両立支援等の事業や社会的養護の担い手となる人材を確保することを目的として、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者に対し、必要な知識や

技能を習得するための全国共通の子育て支援員研修制度が創設されている。本事業は、この子育て支援員研修実施のための業務を委託するものである。

具体的な業務内容は、受講案内パンフレットの作成、受講申し込み受付、講師選定、教材や資料の作成、会場の確保、研修の実施、修了者名簿・修了証の作成、受講者のアンケートとりまとめ等である。研修は厚生労働省が定める子育て支援員研修事業実施要綱の内容に従って行われ、研修の基本的な内容は全国共通である。

契約方法	一般競争入札
契約金額	3,506,470円（諫早会場での研修追加後）
契約期間	令和4年6月14日～令和5年3月31日

#### イ 問題点1【1者応札になっている】

令和3年度は一般競争入札に対してA社とB社の2社が応札してA社が落札した。受講者のアンケートはA社の研修業務を評価するものが多かった。しかし、令和4年度はA社が入札を辞退し、B社1社の応札となった。県の担当課が確認したところ、A社が入札辞退したのは、長崎県内の拠点が廃止され、福岡の拠点の人員で対応することになったためコストアップとなり価格競争力を失ったためとのことであった。

令和4年度の委託先であるB社（福岡市）は、雲仙市や大分県、宮崎県、沖縄県からも同じ研修を受託しており、業務遂行に問題はなかったとのことである。なお、令和4年度に続いて令和5年度も同社1社の応札が続いたということである。

県では、一般競争入札を行った結果、直近の3年間で連続して1者応札となっている

契約案件（建設工事関係を除く）で、検討の結果、随意契約への移行が必要と判断された案件については、県及び部局別随意契約適正化推進協議会の審査を受ける等所定の手続きを経て随意契約に移行できるとしている。

しかし、本件事業は、従来A社が応札し、落札していたものであり、B社にしか受託できない業務とは考えられず、また、長崎県近隣の自治体がすべてB社に委託しているとも考えにくい。事業者との対話や公告期間・公告タイミングの見直し、業務等準備期間の確保など令和元年度の包括外部監査結果報告書で提案された1者応札解消のための方策である添付「競争入札見直しのポイント～競争性を高めるために～」を参考にしたり、他の自治体と委託候補先に関して情報交換したりするなどすれば、1者応札が解消される可能性があると考えられる。

#### 【意見】

県は、競争入札の見直しを行ったり、現行の委託先以外の委託先候補の情報入手に努めたりするなどして1者応札の解消に取り組むことが望ましい。

## ウ 評価

県は受講希望者から要望のあったオンライン方式による研修を令和5年度から導入した。これに伴い、令和5年度は受講者の半数以上がオンライン方式で受講したとのものであり、利用者の要望に沿った取組として評価できる。また、オンライン方式での研修を実施するに当たっては、研修の途中で適宜確認テストを行うなど、オンライン方式に応じて必要となる措置をとっているとのことである。



## 競争入札見直しのポイント ～競争性を高めるために～

### 1 事業者との対話

- ・ 入札の競争性、適正性の確保にとって事業者との対話が最も重要である。
- ・ 入札説明会に参加しながらも応札を見送った事業者にその理由や参加が可能と考えるような改善点などを聴取し、仕様の見直し等に活かす。
- ・ 参考見積の提供依頼  
複数事業者に対し参考見積を依頼することで、見積業者に仕様内容を吟味させ、具体的な応札の検討を促すことができる。
- ・ 仕様書案に対する質問受付・意見聴取  
仕様書作成に当たり、複数の事業者に資料等の提供を積極的に求め、これに対する質問や意見を受け付けることで、事業者にとって実施しやすい仕様の見直しが可能となったり、事業者が抱える事業実施上の懸念や障害が取り除かれ、応札に繋がる効果が期待できる。

### 2 公告期間及び公告タイミングの見直し

- ・ 公告期間が短いために応札を控える事業者は多い。
- ・ 特に、当該事業の実施経験のない事業者にとっては、スケジュール面が厳しいものに映ることから、新規参入を促すには公告を前倒しすることが重要である。
- ・ 公告期間が日祝日等と重なると、実質的に入札準備期間が確保できない場合がある。公告を日祝日等と重ならないタイミングにしたり、やむを得ず重なってしまう場合には、財務規則で定める基準日数（入札の前日から起算して少なくとも10日）を満たしていても公告期間を長めに設定したりして、十分な入札準備期間を確保すべきである。

### 3 適切な事業者へのアプローチ

- ・ 過年度の応札者や入札説明会参加者等に対し、ダイレクトに公告情報を周知するとともに応札への期待を伝える。
- ・ 近隣自治体等で類似事業の受注実績を持つ事業者を調べ、公告情報を周知する。
- ・ 公表される前に過年度応札者等に公告情報の一部を周知しても、当該情報が事業者間の適正な競争を害する恐れのない情報であれば、競争入札の公平性や機会均等性を害することはないと考えられる。

#### 4 発注時期の見直し

- ・ 発注が特定期間に集中すると、応札可能な者が他のより良い案件を選択して応札してしまったり、また、発注が年度末などの繁忙期だと他業務との関係で応札できなかつたりする、などの事情が生じ、潜在的な応札者を失うことになるため、発注時期を見直すことで応札者が増える可能性がある。

#### 5 業務等準備期間の十分な確保

- ・ 契約（落札決定）後の業務等準備期間が短すぎるものが参入障壁になっている場合がある。業務等の内容に応じ、① 契約（落札決定）後の準備期間をよく考慮したうえで契約期間等を設定し、また、② 年度当初から業務等が開始されるものについては、落札決定から業務等開始までに十分な期間を設けられるよう入札実施時期を設定すべきである。

#### 6 仕様の見直し

- ・ 事業者にとって仕様書の内容は必ず遵守すべきものであるため、仕様書に曖昧な記載や判断に迷う記載、厳しい実施スケジュール等があると、実態以上に複雑な事業、リスクが多い事業という誤解を招いて応札を躊躇させてしまう。また、県が新規応札者を排除するため、敢えて不明瞭な仕様等を作成しているのではないかという疑念を与え、応札を回避させることもありえる。仕様書は明確で適切な記載にし、できる限り緩やかな実施スケジュールを設定すべきである。
- ・ 発注ロットが大きすぎるものが参入障壁となっている場合がある。それとは逆に、発注ロットを大きくすることで参入に興味を持つ事業者もありうるため、適切に発注ロットが設定されているか検討すべきである。
- ・ 異なる専門性や技術、情報が求められる業務を一括発注していることが参入障壁になっている場合がある。このような場合には分割発注を検討する。
- ・ 細分化された業務を一括発注することで、経済性が高まり、事業者の応札に繋がる可能性がある。
- ・ 実績要件や資格要件が過度に厳しくなっていることが参入障壁となっていることがあるため、必要以上の要件は見直す必要がある。

#### 7 仕様内容に対する事業者の理解の促進

- ・ 機器の保守・点検や移設工事に関わる業務は、当該機器の導入事業者が受注しやすくなる傾向がある。そのような場合には、新規事業者が受注可能か否かを適切に判断できるよう、公告期間中に当該機器の仕様等の閲覧ができるようにするなど、情報開示を積極的に行うべきである。

- ・ 入札説明会等を充実させ、事業者に対し仕様内容を丁寧に説明する機会を設けることで、発注者の意図が正確に伝わり、求められる業務の内容や質を十分に把握させることが可能となる。これにより事業者は、発注者との認識の違いや誤解を予め解消して、より適切な提案、価格での応札が可能になり、リスクを回避することが可能となってくる。

#### 8 複数年契約の検討

- ・ 情報システムの運用・保守などの場合、当該システムにかかる詳細部分の情報が少ないことが、新規参入者にとって、不具合が生じた際の費用リスクを増大させ、参入障壁となりうる。このような場合には、契約期間を複数年にすることでリスクマネジメントしやすくなり、新規参入を促す効果が期待できる。
- ・ 新規参入時に相当程度の人的、物的資源を投入することが求められる事業について、単年度契約としてしまうと、事業者において採算の見込みが立てられず、応札を躊躇させる要因になりうる。このような場合にも、複数年契約とすることで応札を促すことが考えられる。

## (2) 放課後児童健全育成事業補助

### ア 補助金の概要

#### 【補助事業者】

市町

#### 【趣旨】

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。

児童福祉法並びに放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、家庭や地域と連携して、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図る。

#### 【事業内容】

##### ・放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費の補助を行うもの。

##### ・放課後子ども環境整備事業

既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備（修繕や購入）を行うもの。

##### ・放課後児童クラブ支援事業

待機児童が存在している地域において学校敷地外の民家やアパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行うもの。

##### ・放課後児童支援員等処遇改善等事業

放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて放課後児童健全育成事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うもの。

##### ・障害児受入強化推進事業

障害児の受入に必要となる専門知識等を有する放課後児童支援員等を配置するもの。

##### ・小規模放課後児童クラブ支援事業

児童数が19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るもの。

##### ・放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

放課後児童クラブに要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する職員を配置し、放課後児童クラブにおける要支援児童等への対応や関係機関との連携の強化等を図るもの。

##### ・放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

放課後児童健全育成事業者において、遊びや生活の場の消毒・清掃、おやつ購入、会計事務等の運営に関わる業務、学習活動が自主的に行える環境整備の補助等、育成

支援の周辺業務を行う職員の配置を行うことにより、育成支援の内容の向上を図るもの。

・放課後児童クラブ第三者評価支援推進事業

放課後児童健全育成事業を行う者における第三者評価の受審を推進するため、受審に必要となる費用を補助することにより、育成支援の内容の向上を図るもの。

・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員の賃金改善に必要な経費の補助を行うもの。

・新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休校等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く）から令和5年3月末までの間、平日において午前中から開所するための経費を補助するもの。

・新型コロナウイルス感染症対策支援事業

職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費、衛生用品や感染防止のための備品の購入経費、事業所等の消毒費用、及び感染症予防の広報・啓発に係る費用の補助を行うもの。

・ICT化推進事業

連絡帳の電子化、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用並びに都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるために必要なシステム基盤の導入等に係る経費の補助を行うもの。

【補助の対象及び補助率】

補助の対象

国が定めた各事業の実施に必要とされる経費（交付基準により算定した額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額）。

補助率

対象経費の3分の1（国、県、市町が各3分の1）。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(3) 放課後児童健全育成事業（母子家庭等児童助成事業）補助

ア 補助金の概要

【補助事業者】

市町（ただし、母子（父子）家庭については、母子寡婦福祉法の大都市特例の考え方にに基づき、中核市である長崎市・佐世保市は対象外）

【趣旨】

一定の条件を満たす母子（父子）家庭（父母のいずれもいない場合を含む）の児童や兄弟姉妹が3人以上いる家庭の児童による放課後児童クラブの利用の促進を図るとともに当該利用児童の家庭の経済的負担の軽減を図る。国の制度ではない長崎県独自の制度である。

#### 【事業内容】

所定の条件を満たした、母子（父子）家庭（父母のいずれもいない場合を含む）の児童や兄弟姉妹が3人以上いる家庭の児童が放課後児童クラブを利用する場合に児童1人あたり月額5,000円の補助金を給付する。これによって、当該児童の利用料金を軽減させ、利用の促進を図るとともに当該児童の家庭の経済的負担の軽減を図るため補助金を交付する。なお、児童1人あたりの平均月額利用料金は約10,000円であり、利用料金の約半額分を補助するもの。

#### 【補助の対象及び補助率】

補助の対象

1) 母子（父子）家庭の児童（父母のいずれもいない場合を含む）。1人目から対象となる。児童の保護者が次のいずれかに該当する場合。

①児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている者

②生活保護の支給を受けている者

③公的年金及び遺族補償を受けている者であって、前年の所得が児童扶養手当の一部支給停止の所得制限未満である者

\*ただし、生活保護受給世帯で、就労による収入から放課後児童クラブの利用料の控除を受けることができる世帯は除く。

2) きょうだい児童（兄弟姉妹が3人以上おり、1人以上が未就学児であり、かつ、2人以上が同時に放課後児童クラブへ通所している場合）。2人目から対象となる。

児童の保護者が次に該当する場合。

児童を養育する世帯の市町村民税所得割合算額が97,000円を超えていない者であり、かつ、義務教育就学前の児童を監護し、一定の生計関係を有する者。ただし、未就学児の保育所、幼稚園、認定こども園等に係る利用料が国等の軽減措置によって全額免除となる場合は、補助対象外。

補助率

定額（対象児童1人あたり月額5,000円×年間延月数）

#### イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

#### (4) 「ココロねっこ運動」推進事業費補助

##### ア 補助金の概要

###### 【補助事業者】

長崎県青少年育成県民会議

###### 【趣旨】

青少年健全育成活動の普及と定着化、明るい家庭づくりを目指す「家庭の日」の浸透、及び子育て支援の意識の定着を図るとともに、地域見守り活動の充実、支援、連携強化、青少年健全育成県民運動推進のための人材育成等を図るため、長崎県青少年育成県民会議が実施する事業に対し、予算の定めるところにより補助金を交付する。

###### 【事業内容】

「ココロねっこ運動」とは、子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てると言う長崎県の県民運動である。「大人みんなで子どもの心を育てよう！」をスローガンに20年以上活動を継続している。令和4年度の活動重点項目は、①子どもを取り巻くメディア環境の改善、②家庭の日の普及及び啓発、③市町民会議ネットワークによる地域活動の推進の3項目であった。

主唱団体は、長崎県、長崎県教育委員会、長崎県警察本部、長崎県PTA連合会、長崎県公立高等学校PTA連合会、長崎県私立中学校高等学校PTA連合会、長崎県教育会及び長崎県青少年育成県民会議である。

本補助金の対象事業は、「ココロねっこ運動」のうちの、

- ・ 県民会議推進事業
- ・ 社会の機運づくり事業
- ・ 広報啓発事業
- ・ 青少年育成ココロねっこ指導員の配置、活動支援並びに同運動の主唱団体である長崎県青少年育成県民会議の事務所管理運営費及び職員人件費（運営費補助）である

###### 【補助の対象及び補助率】

###### 補助の対象

下記の各経費で人件費、報償費、旅費、需用費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託費、役務費、使用料、賃借料及び賃金など。

- ・ 長崎県青少年育成県民会議が行う総会、評議員会及び理事会等の組織運営活動に要する経費
- ・ 長崎県青少年育成県民会議が行う育成大会等の開催（表彰等を含む）に要する経費
- ・ 青少年リーダーを対象とした研修会等養成活動に要する経費
- ・ 推進指導員等（県等職員に準ずる待遇とみなされるものは除く）の設置、活動に伴う手当、活動費
- ・ 青少年健全育成活動の普及と定着化、明るい家庭づくりを目指す「家庭の日」の浸透、及び子育て支援の意識の定着を図るために行う活動に要する経費

- ・地域見守り推進活動に要する経費
- ・その他青少年健全育成県民運動の推進のために行う事業に要する経費

補助率

定額（令和3年度予算に係る補助金から15,621,000円）。県予算のシーリングの関係上、令和3年度予算と同額になっている。

#### イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

なお、令和2年度の包括外部監査において、本事業の補助金全額が年度当初の5月に概算払いとして支払われていたことに対し、事業計画書からは年度当初に全額を支払う必要性が認められないため4期に分けて支払うなどの方法を検討することが望ましいとの意見が出された。この意見に従い、令和4年度の補助金は、4期に分けて（令和4年6月23日、同年9月16日、同年12月19日にそれぞれ4,000,000円、令和5年2月9日に3,621,000円）支払われた。

#### (5) 非行防止・環境浄化対策事業（白ポスト修繕）

##### ア 事業の概要

###### 【趣旨】

青少年に有害な内容の図書が放置されたり不適切に投棄されたりして青少年の目に触れることがないように有害図書を回収するためのポスト（白ポスト）が長崎県内において合計84基設置されているが、これらのうち経年等による劣化のために機能上や美観上問題が生じたものを順次修繕して白ポストの維持を図る。

###### 【事業の内容】

県の取扱要領には、白ポストの維持・補修に要する経費は原則として当該設置市町の負担とするが、多額の費用を要する場合はこの限りでないと規定されており、県の担当課にこの「多額」がいくらか確認したところ2万円を超える場合ということであった。

令和4年度は、塗装や表示が剥がれるなどしたり、錆や腐食が発生したりしていた4基の白ポストを修繕した。修繕内容は、腐食した部分の再製作等による補修、錆の除去、劣化した塗装の除去、下地処理、塗装、文字入れ等であり、いずれの修繕費も2万円を超えた。修繕作業は見積合わせによって選定した事業者に依頼（発注）して実施された。令和3年度は5基の修繕を行った。

修繕対象を選定する基準や目安はとくにないとのことであるが、令和4年度に修繕された4基の写真を見たところ、いずれもかなり劣化しており不必要あるいは過剰な修繕とは思われなかった。むしろ、なかには美観等の点でもう少し早く補修した方がよいと思われるものもあった。



なお、白ポストが回収した図書類の数は、令和3年度が84基合計で1万2229冊あり、令和4年度もほぼ同数であったが、有害図書以外のものも投入されているとのことである。また、設置場所によっては回収量が少ないものもあり、そうした白ポストについては今後も設置を継続するか設置市町と協議するとのことである。

**【総事業費】**

321,090円

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(6) 非行防止・環境浄化対策事業（長崎県少年保護育成審議会）

ア 事業の概要

**【趣旨】**

長崎県少年保護育成条例に規定された手続きに則り、少年（18歳未満の者）に有害な興行、図書類（少年に対して著しく性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害する内容の興行、図書類）や、がん具類（わいせつがん具類及び危険がん具類）の少年に対する販売等を禁じたり、有害な内容の広告に対してその除去や変更を求めたりすることで、少年の健全な育成を図るもの。

有害興行、有害図書類の指定（指定に伴う各種規制）や広告物の変更・除去命令発令等は表現の自由を、有害がん具類の指定（指定に伴う各種規制）は経済活動の自由をそれぞれ制約する面を有するので、慎重な手続きが求められ、そうした手続きの一環として行われるものである。

**【事業の内容】**

- ・長崎県少年保護育成審議会の委員の改選手続（公募委員の募集、選考、委嘱を含む）
- ・有害興行、有害図書類、有害がん具類の指定や広告物の変更・除去命令発令のために長崎県少年保護育成審議会に諮問すること（長崎県少年保護育成条例第18条）
- ・長崎県少年保護育成審議会の開催に関する事務（審議対象の図書類等の購入を含む）

**【総事業費】**

125,000円

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(7) 長崎っ子の未来をひらくメディア事業業務委託

ア 委託業務概要

県民運動であるココロねっこ運動の一環として、子どもたちがインターネットやSNS等のメディアを安全に利用できる環境を整備するための課題・方策・成果等について協議し、健全なメディア環境整備の推進を図るための業務を長崎県青少年育成県民会議に委託するもの。具体的な業務は以下の4つである。

- ・長崎っ子のためのメディア環境協議会の開催  
通信事業者、インターネットのフィルタリングシステム開発・運営事業者、関係行政機関、PTA関係者などによる協議会の開催・運営（年1回）
- ・メディア安全指導員の派遣、同指導員のためのスキルアップ研修の開催、同指導員のための相談窓口の運営
- ・幼児教育関係者のための研修会の開催
- ・保護者等を対象としたフィルタリングの設定方法等に関する実践講座の開催

契約方法	随意契約
契約金額	1,842,280円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(8) 子ども・若者支援システム構築事業業務委託

ア 委託業務概要

不登校、ひきこもり、ニート等社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（概ね30歳代までを対象とする）を総合的に支援するため、本人や家族等からの相談を受け付けるワンストップの窓口を運営するとともに、地域においてそうした子ども・若者及びその家族等を支援するためのネットワークづくりや情報収集を行う業務を委託するもの。

具体的には長崎市馬町に置かれている「長崎県子ども・若者総合相談センター ゆめおす」の運営管理業務を委託する。「ゆめおす」は、本人や家族等からの相談全般を受け付け、相談内容に応じて支援を実施している関係機関への誘導等を行ったり、支援に関する様々な情報提供を行ったりしている。

契約方法	随意契約
契約金額	15,960,000円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点1【長崎市以外の市町に居住している県民の利用割合が少ない】

受託者から提出された委託業務完了報告書によると、「ゆめおす」の利用者（相談件数）の居住地別割合は長崎市の 58.5%が圧倒的に多く、これに諫早市の 7.6%、長与町の 5.0%、大村市の 4.9%、佐世保市の 3.4%が続いた。「ゆめおす」が長崎市内にある（長崎市内にしかない）ことが理由のひとつと考えられる。

特に佐世保市居住者の割合が小さく、県の担当課によると、「佐世保若者サポートステーション」に一定数の相談が寄せられているとのことである。「佐世保若者サポートステーション」は働くことに踏み出したい若者を対象に就労や職場体験の支援を行う機関で、本事業の受託者が長崎県及び国（厚生労働省）から本事業とは別に受託して運営している。その活動目的や内容は本事業による子ども・若者支援と重なる部分もあるが、就労支援を主としている点で本事業による支援とまったく同じでなく、本来は「ゆめおす」に寄せられるべき相談も「佐世保若者サポートステーション」に寄せられていると思われる。

県や受託者においてもこの問題（課題）を認識しており、ホームページや公式LINEでのPRや各市町や学校、関係団体に対する「ゆめおす」のPRを行うとともに、令和5年度からLINEでの相談受付を始める等の取組を行っているとのことである。

しかし、本事業による支援は面談によって進める必要がある場合が多いように思われ、上記の利用者の居住地の偏りは、長崎市以外に居住している子ども・若者やその家族等に対する本事業による支援が充分に行き届いていないおそれがあることを示している。予算や人員等の面で、直ちに対応することには困難もあると思うが、佐世保市等への相談拠点の増設を含めた対応策を検討することが望ましい。

#### 【意見】

県は、長崎市以外の市町に居住している子ども・若者やその家族等にも本事業による支援が充分行き届くよう、相談拠点の増設を含めた対応策を検討することが望ましい。

#### ウ 問題点2【1者参加のプロポーザル方式で受託先が選定されている】

本事業の受託者には、平成23年度から同一の特定非営利活動法人が選定されている。本事業が開始された平成23年度に、平成27年度までの5年間を契約期間とした随意契約が締結され、その次は平成28年度から令和2年度までの5年間を契約期間としてプロポーザル方式で受託者を選定し、その次も同様に令和3年度から令和7年度までの5年間を契約期間としてプロポーザル方式で受託者を選定して随意契約を締結している。

県では、県議会において平成23年12月に「委託先選定に係るプロポーザル方式の改善を求める決議」、及び平成24年3月に「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議」がなされ、プロポーザル方式の抜本的な見直しと総合評価方式への移行が求められている。また、議会の決議では、総合評価方式への移行にあたり、入札価格を十

分尊重することも付記された。県では、これらの県議会の意見も踏まえ、プロポーザル方式は特別な理由がある場合を除き廃止し、可能な限り総合評価方式による一般競争入札を実施することとしている。このことで、随意契約の縮減と契約の透明性の確保を図り、価格競争の導入による経済性の発揮が高まることが期待されるとしている。

もともと、本事業の委託業務は、不登校、ひきこもり、ニート等社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を総合的に支援するため、本人や家族等からの相談を受け付けるワンストップの窓口を運営するとともに、地域においてそうした子ども・若者及びその家族等を支援するためのネットワークづくりや情報収集を行うという内容で、その遂行には相当程度以上の専門的知見や経験、ノウハウ等が必要になると思われ、プロポーザル方式を採用する理由がないとまでは言えない。問題点は現在の委託先1者のみがプロポーザルに参加して、委託先に選定されたことである。

県の担当課によると、長崎県には現在の委託先以外にも子ども・若者支援に取り組んでいる団体が存在し、これまで、そうした他の団体がプロポーザルに参加する機会があったが、結果的に参加がなかったとのことである。

プロポーザル方式のメリットは複数の事業者から提案を受けてそのうちの最も優れた事業者を選定することであり、1者参加の状況ではそのメリットが十分に生かされない。また、本事業の委託は契約期間が5年間とされ、同一事業者への委託が長期間にわたることで、子ども・若者支援という県の重要な施策が、ひとつの事業者に依存することになるのではないかという懸念もある。

現在の委託先から提出された企画提案書は39ページに及ぶ詳細なもので、審査会による評価を経て委託先に選定され、本事業の運営についても、上記の問題点1は別にして（これは県の課題と考えられる）、特に問題があるとは思われず、現在の委託先のこれまでの実績や貢献は評価されるものである。

しかし、県による業務委託先選定は原則として一般競争入札によるとされており（地方自治法234条、地方自治法施行令167条の2、上記県議会決議ほか）、委託業務の内容上、一般競争入札ではなくプロポーザル方式で選定することが相当と判断される場合でも、できる限り複数の事業者がプロポーザルに参加してそのうちの最もすぐれた事業者を選定するというプロポーザル方式のメリットが得られるよう努めていただきたい。そのために、委託先候補となる事業者の調査やそれらの事業者からこれまでプロポーザルに参加しなかった理由等（例えば公告が十分周知されていたか、公告から企画提案までの期間が十分であったか等）をヒアリングする等してできる限り複数の事業者がプロポーザルに参加するよう努めることが望ましい。

#### 【意見】

県は、本事業の業務委託先選定についてプロポーザル方式を採用する場合、委託先候補となる事業者の調査やそれらの事業者からこれまでプロポーザルに参加しなかった理由をヒアリングする等してできる限り複数の事業者がプロポーザルに参加するよ

う努めることが望ましい。

(9) 長崎県「こどもは宝」子育て応援強化事業費補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

長崎県青少年育成県民会議

【趣旨】

県民総ぐるみで子育て家庭を応援する機運を醸成し、子どもたちが健やかに成長できる社会づくりを推進するための運動の一環として、「ながさき子育て応援の店」取組強化事業を推進する。

なお、本事業は、国（こども家庭庁）が推進し、全国的に「子育て支援パスポート事業」として実施されている事業である。

【事業内容】

子育て中の父母等と協働して、経済団体・店舗等に対して「ながさき子育て応援の店」制度への参画を要請し、登録店舗の拡大を図るとともに、同制度周知のためのツールを作成して子育て家庭や店舗等に対する効果的な周知を図るもの。また、専用ウェブサイトにおいて、参加店舗による情報発信やパスポートの発行等を行う。

【補助の内容及び補助率等】

補助の対象

補助対象事業を実施するための報償費、旅費、需用費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、役務費、使用料及び賃借料、賃金（人件費）など。

補助率

予算の範囲内で知事が定める額（定額）。令和4年度の補助金額は、令和3年度の2,289,000円から約14%減額された1,969,000円であった。

イ 問題点【子育て応援対象の子どもの年齢が低い】

本事業での子育て応援の対象となる子どもの年齢は小学生以下とされている。令和4年度の全国における「子育て支援パスポート事業」の状況をまとめた内閣府の資料（添付「子育て支援パスポート事業 全国共通展開自治体 パスポート一覧 令和4年版」）によると、支援対象となる子どもの年齢を小学生以下としている都道府県は長崎県、岡山県、神奈川県及び北海道の4県道に限られ、中学生以下としている秋田県を加えた5県道以外の42都府県では18歳未満、18歳以下、19歳以下の子ども・若者が支援対象とされている。

対象となる子どもの年齢が高い方が子育て支援として手厚くなるため、県の担当課にこの点の取り組みについて確認したところ、長崎県では未就学児（5歳以下）を対象として本事業を開始し、令和3年度に現行の年齢に引き上げて間がないという経緯

があり、参加店舗等の協力がすぐには得られない見通し等から、現時点で対象年齢を引き上げる依頼をすることは考えていないということであった。

しかし、上記のとおり、支援対象となる子どもの年齢を小学生以下としている都道府県は、中学生以下としている秋田県を含めてわずか5県道にとどまっている。本事業による子育て支援を全国と同程度の水準に充実させるため、早急に支援対象となる子どもの年齢を42都府県と同水準（18歳未満程度）に引き上げるための取組を開始することが望ましい。

**【意見】**

県は本事業による子育て応援の対象となる子どもの年齢を42都府県と同水準の18歳未満程度に引き上げるための取組を早急に開始することが望ましい。

## 各都道府県のリンク集

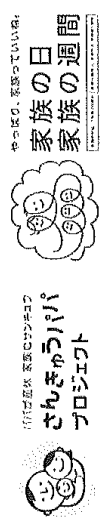


協賛店舗を  
検索する際など  
ご活用ください。

各都道府県の子育て支援パスポートの入手方法や、協賛店舗の情報は各都道府県のHPをご覧ください。

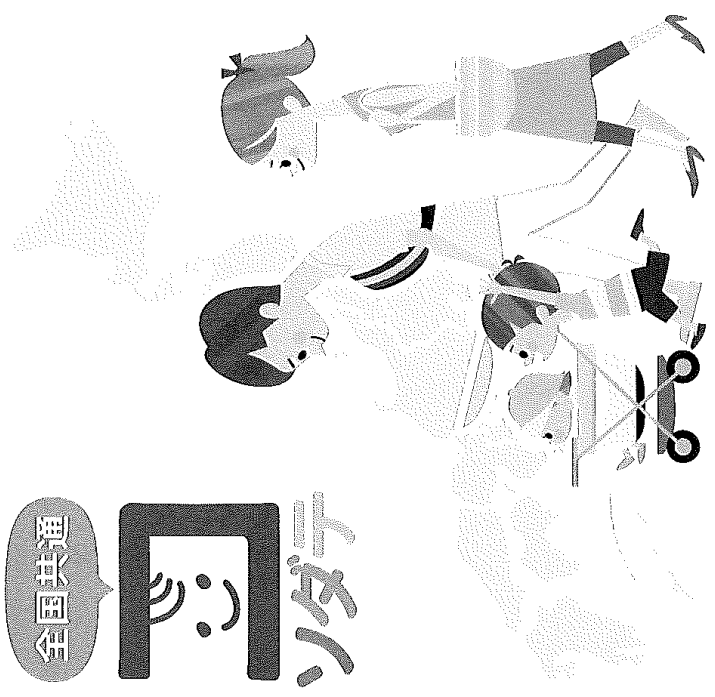
### 全国共通展開自治体パスポートについて

- ※パスポートの提示により受けられるサービスは、利用先の都道府県・店舗が設定した対象、利用条件、サービス内容となります。
- ※多子世帯向けのサービスは全国共通展開には含まれていませんが、多子世帯向けパスポート提示により、全国共通展開のサービスは受けられます。
- ※自治体により、全国共通ロゴマークが入っていない場合や、全国共通ロゴマークのシールを貼付する場合、裏面に全国共通ロゴマークが入っている場合があります。
- ※従来のパスポートを併用している自治体があります。(全国共通ロゴマークが入っていません。)
- ※パスポートの形態は、紙、デジタル等自治体によって異なります。(複数種類ある場合があります。) 詳細は各自治体のHPをご確認ください。
- ※全国共通ロゴマークは縦・横・斜め・反転ができません。
- ※令和4年9月の情報を元に掲載しておりますので、変更となる可能性があります。

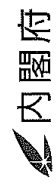


## 子育て支援パスポート事業 全国共通展開自治体パスポート一覧

令和4年版



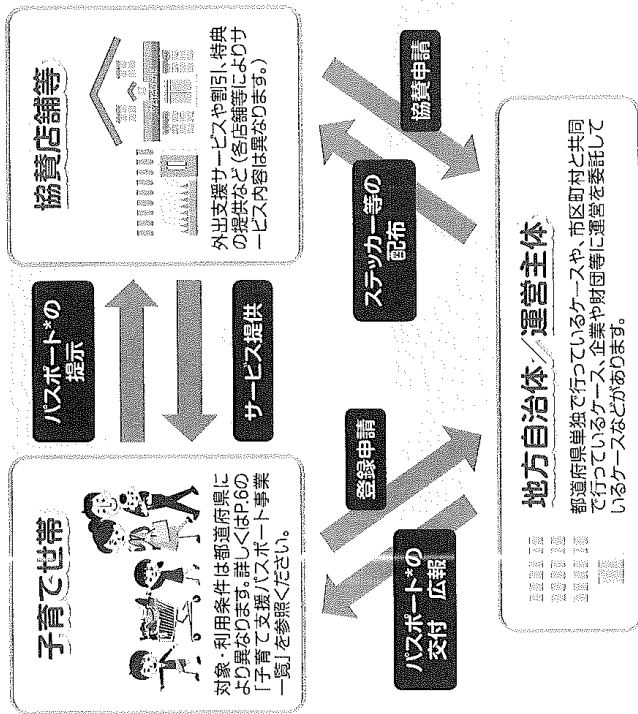
KOSODATE SHIEN PASSPORT



令和4年11月発行

# 子育て支援バスポート事業とは？

子育て世帯にやさしい社会の実現のため、国・地方自治体と企業・店舗が連携し、お子さんのいるご家族に、各種割引・優待サービスや外出サポートを提供する事業です。自治体は子育て世帯にバスポートを発行し、また協賛企業・店舗のご協力のもと、さまざまな工夫をして取り組んでいます！



\*バスポートの形態は、実施都道府県によって、カード、クーポン券、チラシ、携帯画面などがあります。カード等がなく、子育て家庭を店舗側が目視によって確認する方法を採用している場合もあります。



## サービス提供例

### 乳幼児連れの外出サポート (コレンドリ=××××)

- 授乳やおむつの交換場所の提供
- ミルクのお湯の提供
- トイレにベビーカー設置
- キッズスペースあり
- ベビーカー入店可能
- 妊婦・乳幼児連れ優先駐車場あり

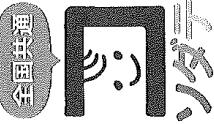
### お得なサービス・商品代や飲食代などの割引

- ポイント付加サービス
- 各種割引優待サービス
- ローンなど金利の優遇
- 特典の提供

※自治体や店舗により、対象年齢や実施しているサービスが異なります。また、上記の「乳幼児連れの外出サポート」は、子育て支援バスポート事業とは別事業で行っている自治体もあります。



## 全国共通展開について



平成28年4月より、国と全国の自治体が協力して、子育て支援パスポート事業の全国共通展開がスタートし、平成29年4月からは、47都道府県で相互利用が可能になりました。全国共通展開参加店舗では、コンダテの文字をモチーフにした全国共通ロゴマークの入ったステッカーやポスター等を掲示しています。(一部マークを提示していない店舗もあります。)ぜひ、日常生活のほか、旅行や帰省の際にもご利用ください。なお、受けられるサービスは、利用先の都道府県・店舗が設定した対象、利用条件、サービス内容となります。

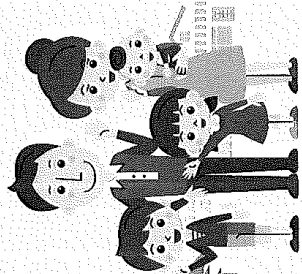
### 企業・団体のみなさまへ

地域ぐるみで子育てを応援しようとする社会的機運の醸成のため、以下のような取組を行っています。

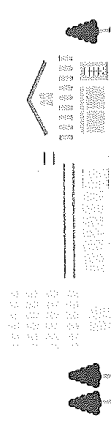
- ① 協賛店舗の拡大
- ② サービス内容の拡充
- ③ 広域的な利用(全国共通展開)

## 「多子世帯向けのパスポート」を推進している自治体も!

多子世帯向けにお得なサービスを提供する「多子世帯向けのパスポート」の取組を推進する自治体が15県となり、協賛する企業も増えてきています。



※対象世帯は自治体によって異なります。  
 ※多子世帯向けのサービスは、全国共通展開しておりませんが、多子世帯向けパスポートの提示により、全国共通展開のサービスは受けられます。



新たに協賛をお考えの企業・店舗の皆様には、本事業の趣旨についてご理解、ご賛同をいただきますと幸いです。既に協賛いただいている企業・店舗の皆様には、引き続きご支援・ご協力をお願いいたします。詳細については、各都道府県にお問い合わせください。



ウ 問題点2【本事業の予算がシーリングによって減額されている】

本事業の予算額は前年度（令和3年度）から約14%減額されている。本事業の意義や優先度が低下したという判断や、このくらいの減額幅であれば本事業の取り組みに影響がないという判断に基づいての減額ではなく、県の予算全体のシーリングに伴う減額ということである。

本事業の予算の増減は本事業の成果に必ずしも直結するものでないかもしれないが、予算が減額された分、本事業のための活動量は相応に減少すると思われる。県の担当部署によると本事業での子育て支援制度を周知するためのツール（ウェットティッシュなど）は不足気味とのことであるし、上記問題点1の課題もある。

本事業においても業務の効率化や経費（予算）の効率的な活用に注力してもらう必要があるが、子育て支援は今日の重要施策であり、その一環としての本事業は全国的にも実施されているものである。本事業の予算金額の規模が比較的小さく県の予算全体に与える影響が大きくないことも考えると、予算シーリングの関係で本事業の予算額を減額することには疑問がある。

【意見】

県は、子育て支援の重要性や本事業での応援対象となる子どもの年齢を引き上げるための取組を早急に開始することが望ましいことを考慮して、本事業の予算額を決定することが望ましい。

(10) ながさき子育て応援ネット・アプリ運営及び管理運用業務委託

ア 委託業務概要

県が作成した子育て応援のためのホームページ「ながさき子育て応援ネット」（子育て支援事業の情報を収集・発信するサイト）及びスマートフォン向けアプリ「ながさき子育て応援アプリ」に関する事業展開と運営を長崎県青少年育成県民会議に委託するもの。

上記ネット・アプリの運営にあたっては、子育て応援フリーマガジン・子育て応援の店事業・ココロねっこ運動等との連動を図りながら、コンテンツを子育て家庭のニーズに沿った内容や各種広報媒体と連動した内容に追加・修正すること、子育てサークルや子育て応援の店などの情報発信者の拡大を図ること、掲載される情報の質の確保を図ること、アクセス数の確保を図ること、広告料収入の確保を図ることなどが求められる。

また、管理運用にあたっては、サーバ等の稼働状況の確認、ユーザー・イベント・施設情報等のデータの収集・入出力、システムの不具合等が発生した際の対応・復旧等の保守作業が必要であり、情報通信専門業者への再委託が予定されている。

契約方法	随意契約
契約金額	1,760,000 円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点1【業務委託契約書に再委託に関する規定がない】

上記のとおり、ネット・アプリの管理運営業務については、その業務内容から、受託者である長崎県青少年育成県民会議が情報通信専門業者に再委託することが予定され、実際にも再委託がなされた。県が作成した業務委託仕様書にも再委託を認めるとする記載がある。ところが県と長崎県青少年育成県民会議とが締結した業務委託契約書においては再委託に関する規定が定められていない。

本委託業務中、ネット・アプリの管理運営業務も重要な業務であり、かつ各データを取り扱う業務であるから、再委託の可否や再委託する場合の手続き（事前に書面によって県に申請して許可を得る等）並びに秘密保持等に関して委託契約書において明確に取り決めておくことが望ましい。

【意見】

県は、ネット・アプリの管理運営業務が、その業務内容から、情報通信専門業者へ再委託されることが予定されていたのであるから、委託契約において、再委託の可否や再委託する場合の手続き並びに秘密保持等に関して取り決め、委託契約書に内容を明記しておくことが望ましい。

第4 こども政策局 こども家庭課 こども・女性支援班

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした事業

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金	18,943,000 円	令和5年8月23日	令和5年10月13日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
令和4年度長崎県DV予防教育実施事業に係る委託契約	975,875 円	令和5年8月23日	令和5年10月6日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県子どもアドボカシー基礎講座に係る委託契約	536,630 円	令和5年8月23日	令和5年10月6日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
令和4年度長崎県里親育成支援事業に係る委託契約	13,568,617円	令和5年8月25日	令和5年10月6日

事業名	支援費の額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県就学者自立生活援助事業	137,520円	令和5年8月25日	令和5年10月13日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
令和4年度（令和3年度からの繰越分）児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金	66,636,000円	令和5年8月25日	令和5年10月6日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
令和4年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金	90,200,000円	令和5年8月30日	令和5年10月6日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
令和4年度長崎県子ども・子育て支援事業費補助金	2,832,000円	令和5年8月25日	令和5年10月13日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県児童家庭支援センター運営費補助金	50,140,264円	令和5年8月30日	令和5年10月13日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
令和4年度長崎県社会的養護自立支援事業費補助金	1,761,000円	令和5年8月30日	令和5年10月6日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
令和4年度長崎県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金	1,282,000円	令和5年8月30日	令和5年10月6日

事業名	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県身元保証人確保対策事業補助金	71,832円	令和5年9月11日	令和5年10月6日

事業名	負担金額 補助金額	資料調査	ヒアリング調査
令和4年度婦人保護事業 費負担(補助)金	11,622,705 円	令和5年9月11日	令和5年10月6日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
令和4年度指導教育担当 児童福祉司任用前研修に 係る委託契約	216,000円	令和5年9月11日	令和5年10月13日

事業名		資料調査	ヒアリング調査
令和4年度児童福祉司任 用研修		令和5年9月11日	令和5年10月13日

事業名		資料調査	ヒアリング調査
令和4年度家庭相談員研 修会		令和5年8月21日	令和5年10月13日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
令和4年度児童養護施設 等職員研修会に係る委託 契約	311,000円	令和5年8月21日	令和5年10月13日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
児童虐待防止のための広 報啓発事業	88,000円	令和5年8月21日	令和5年10月13日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
令和4年度児童相談所職 員研修会に係る委託契約	216,000円	令和5年8月21日	令和5年10月13日

事業名	措置費の額	資料調査	ヒアリング調査
令和4年度児童保護 措置費	3,628,578,915円	令和5年8月21日	令和5年10月13 日
	ファミリーホーム委託 93,552,947円		
	自立援助ホーム 委託 106,942,137円		

## 2 各事業の内容について

### (1) 長崎県児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金

#### ア 補助金の概要

【補助事業者】

児童養護施設等

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止対策の徹底を図りながら、児童養護施設等における業務を継続的に実施していくために支援を行い、児童養護施設等の入所児童等に対する適切な処遇の確保と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る。

【事業の内容】

1 児童養護施設等消毒事業

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者、感染者や感染が疑われる者が発生した場合に、施設内で感染が広がらないよう、利用者・従業員が触れる箇所や物品等に対する消毒事業

2 児童養護施設等個室化改修等事業

児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修等事業

3 児童養護施設等職員感染対策支援事業

児童養護施設等職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための経費に要する事業

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	①児童養護施設等消毒事業 児童養護施設等消毒事業を実施するために必要な経費のうち交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までにかかるもの ②児童養護施設等個室化改修等事業 児童養護施設等個室化改修等事業を実施するために必要な経費 ③児童養護施設等職員感染症対策事業 児童養護施設等職員感染症対策事業を実施するために必要な経費のうち交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までにかかるもの
補助率	① 10/10以内 ② 10/10以内 ③ 10/10以内

イ 問題点【増額変更を求める理由が示されていない】

本事業では、予め各施設に補助基準額が示されており、交付申請は、この補助金額の範囲内でなされることとなっている。

本事業においては、補助金の交付決定が出た後に、増額変更の交付申請がなされ、同申請に基づいて補助金の増額変更の交付決定が出ているが、増額変更の交付申請に

あたって、増額の理由は示されていない。なお、増額変更の申請にあたっては、補助基準額を上回る金額での交付申請も許容されており、実際、増額変更の交付申請に対し、補助基準額を上回る金額の交付決定が出ている。

本事業の補助金は、マスク、アルコール等の購入にも充てられており、増額変更の交付申請は、これらの物品の購入実費であることが予想されるものの、本事業は、消毒事業、個室化改修事業、職員感染対策事業と複数に亘っているため、増額変更を求めるにあたっては、増額変更の理由を示してもらいたい。特に、一旦示した補助基準額を上回る金額で増額変更を認めるのであれば、増額変更を求める理由を示すのは当然といえる。

そこで、補助金の増額変更の交付申請を行うにあたっては、その理由を記載してもらいなどして、増額変更を求める理由を示してもらいたい。

**【意見】**

補助金の増額変更の交付申請を行うにあたっては、その理由を記載してもらいなどして、増額変更を求める理由を示してもらいたい。

(2) 令和4年度長崎県DV予防教育実施事業に係る委託契約

ア 委託業務概要

DV予防啓発のために、県内の中学校、高校においてDV予防授業を実施することを委託するものである。

契約方法	随意契約
契約金額	975,875 円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点1【随意契約検討シートの「契約方法」欄に予定額が記載されている】

本事業の随意契約検討シートの「契約方法」欄には予定額が記載されているが、同欄に記載すべきは、「随意契約」、「一般競争入札」といった契約方法である。

そこで、随意契約検討シートの「契約方法」欄には、予定額ではなく「随意契約」、「一般競争入札」といった「契約方法」を記載すべきである。

**【指摘事項】**

随意契約検討シートの「契約方法」欄には、「随意契約」、「一般競争入札」などの契約方法を記載すべきである。

ウ 問題点2【「他県における同様な契約事例」の調査・記載が不適切である】

本事業の随意契約検討シートには、「他県における同様な契約事例」、「競争性を有する契約への移行の余地」について、いずれも「なし」と記載されている。DV予防授業は、他県でも実施されているものであるが、他県で実施されているDV予防事



業に、どのような契約方法が採用されているかなどの調査はなされていない。この点、県においては、限度額を超えない随意契約の場合には、このような調査は不要とされているため、本事業においても、他県の状況を調査しなかったこと自体に問題はない。

もともと、本事業の随意契約検討シートには、「競争性を有する契約への移行の余地」が「なし」と記載されているところ、他県の状況を調査することなく、競争性を有する契約への移行の余地なしと判断してしまうことには疑問が残るところであり、競争性を有する契約へ移行する余地があるのか否かを判断するにあたっては、同様の事業につき、他県がどのような契約事例を採用しているのかについても、調査しておくことが望ましい。

そこで、本事業のように、「競争性を有する契約への移行の余地がない」と判断するのであれば、その判断の過程において、同様の事業が他県でも実施されているかどうか、実施されている場合には、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。

また、本事業のように、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄が「なし」と記載されていれば、それは「他県における同様な契約事例は無かった」と読むのが通常であるため、他県の状況を調査していないのであれば、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。

#### 【意見】

競争性を有する契約へ移行する余地がないと判断するのであれば、その前提として、同様の事業が他県でも実施されているかどうか、実施されている場合には、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。

#### 【指摘事項】

他県における同様な契約事例について、調査を実施していない場合には、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。

#### エ 問題点3【DV予防授業の受託者選定の理由が不十分である】

本事業は、平成23年度より、特定非営利活動法人長崎との随意契約が継続になされており、同法人与随意契約を行う理由としては、①同法人の理事長作成の教材を活用した授業が実施されていること、②継続して統一的な内容を実施できること、③県内で唯一予防教育を実施してきた団体であることなどが挙げられている。

しかしながら、教材作成者と授業実施者が同一人である必要性は必ずしも高いものではないし、DV予防授業においては、継続して統一的な内容を実施することが必ずしも求められるものではなく、そのような要請があったとしても、そのような要請は

必ずしも同じ受託者でなければ満たせないものではない。また、DV予防教育実施団体が県内の団体である必要性も高いとはいえない。DV予防授業を実施できる専門家は他にも存在し得るため、本事業の受託者が10年以上継続していることも踏まえ、受託者の選定については、他の専門家、団体等も候補を含めて検討していくことが望ましい。

**【意見】**

本事業の受託者の選定については、同一の受託者が10年以上継続していることも踏まえ、他の専門家、団体等も候補を含めて検討していくことが望ましい。

(3) 長崎県子どもアドボカシー基礎講座に係る委託契約

ア 委託業務概要

本県は、子どもの権利擁護を目的として、児童養護施設などに入所する子どもに「子どもアドボケイト（意見表明支援員）」を派遣し、子どもの意見を聴いて代弁する取り組みを行っている。本事業は、子どもアドボケイトを養成するための基礎講座の実施を委託するものである。

契約方法	随意契約
契約金額	536,630円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点【受託意向のない候補者について翌年度は受託意向の確認がされていない】

本事業は、子どもアドボカシー学会との随意契約により実施されているところ、同団体と随意契約を行ったのは、全国で子どもアドボケイトの養成講座を実施している団体が3団体であり、このうち長崎県での実施を可能と回答したのが受託者のみであったことが理由である。

本事業は令和5年度も実施され、令和4年度同様に、受託者と随意契約を締結しているが、残りの2団体に対し、再度の意向確認などは行っていない。

そこで、事業実施が可能な事業者がいなかについて引き続き調査を続けるとともに、令和4年度は長崎で実施可能と回答しなかった残りの2団体についても、その都度受託意向などを確認していくことが望ましい。

**【意見】**

事業実施が可能な事業者がいなかについて引き続き調査を続けるとともに、令和4年度は長崎で実施可能と回答しなかった残りの2団体についても、その都度受託意向などを確認していくことが望ましい。

(4) 令和4年度長崎県里親育成支援事業

ア 委託業務概要

本事業は、児童福祉法に規定された里親支援事業の一環として、里親のリクルート、研修、マッチング等のフォスタリング業務を委託するものである。

契約方法	随意契約
契約金額	13,568,617 円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点1【1者応札が過去3年間続いていたことが明記されていない】

本事業は、過去3年間一般競争入札がなされていたが、1者応札が続いたことから、令和4年度は随意契約がなされるに至っているが、随意契約検討シートには、一般競争入札がなされたことは記載されているものの、過去3年間1者応札が続いたことは記載されていない。

1者応札が3年間続いたことは、令和4年度に随意契約を選択した理由の1つになっているため、随意契約検討シートには、過去3年間の一般競争入札で1者応札が3年続いたことは記載しておくのが望ましい。

【意見】

随意契約検討シートには、過去3年間の一般競争入札で1者応札が3年続いたことは記載しておくのが望ましい。

ウ 問題点2【他県が実施するプロポーザル方式についての調査がなされていない】

随意契約の理由には、里親にあたっては、子どもの心理に配慮し十分なケアがなされる必要があり、これまで乳幼児及び児童養護施設が豊富な経験により培ってきた専門的な対応能力が必要となるため、これら両方の施設を唯一設置している受託者以外に事業目的を十分に達成できる団体がないということが挙げられている。

他方で、他県をみると、福岡県、佐賀県及び熊本県が同様の事業でプロポーザル方式により受託者を選定しており、他県の状況を調査することで、他の契約方式を採用する余地も生じる可能性がある。しかしながら、他県で実施されたプロポーザル方式等について、調査はなされていない。

競争性のある契約へ移行できるかどうかは、常に検討しなければならない事項であるため、同様の事業について、他県ではプロポーザル方式による受託者選定がなされている場合には、その詳細について、追加で調査しておくことが望ましい。

【意見】

同様の事業について、他県ではプロポーザル方式による受託者選定がなされている場合には、その詳細について、追加で調査しておくことが望ましい。

(5) 長崎県就学者自立生活援助事業

ア 事業概要

満20歳に達する前日において、自立援助ホームに入所していた者で、かつ、大学等

に就学中の者に対し、満 20 歳から 22 歳の年度末まで引き続き児童自立生活援助を行い、社会的自立の促進に結び付ける事業である。援助の内容としては、一般生活費、特別育成費、児童用採暖費及び就職支度費、大学進学等自立生活支度費である。

イ 問題点【本事業の周知方法について検討が不足している】

本事業はここ数年、申請件数が 1 件で推移している。その主たる原因が、そもそも本事業の対象となる児童（自立援助ホームに入所している原則 20～22 歳の就学者）の数が少ないという点にあることは明らかであるが、事業自体が周知されていない可能性も否定できない。

そこで、本事業の内容を各施設に周知していくことについて、周知の必要性の有無も含め、引き続き検討をしていくことが望ましい。

【意見】

本事業の内容を各施設に周知していくことについて、周知の必要性の有無も含め、引き続き検討をしていくことが望ましい。

(6) 令和 4 年度（令和 3 年度からの繰越分）児童虐待・DV 対策等総合支援事業費補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等分）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止対策を図る事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る児童虐待・DV 等支援体制強化事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって、児童虐待や配偶者からの暴力等への懸念に対処するために支援体制を強化することを目的とする。

【事業の内容】

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業
- 2 新型コロナウイルスの感染症対策に係る児童虐待・DV 対策等体制強化事業
- 3 児童相談所における ICT 化推進事業
- 4 虐待防止のための情報共有システム構築事業
- 5 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
- 6 社会的養護従事者処遇改善事業

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>①新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 新型コロナウイルス感染拡大防止を図る事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料等</p> <p>②新型コロナウイルスの感染症対策に係る児童虐待・DV対策等体制強化事業 新型コロナウイルス感染症対策に係る児童虐待・DV等支援体制強化事業に必要な報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p> <p>③児童相談所におけるICT化推進事業 児童相談所等におけるICT化推進事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p> <p>④虐待防止のための情報共有システム構築事業 虐待防止のための情報共有システム構築事業に必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費、改修費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金</p> <p>⑤児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 児童養護施設退所者に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、給料、職員手当等、賃料、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費</p> <p>⑥社会的養護従事者処遇改善事業 社会的養護従事者処遇改善事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報償費、負担金、補助金及び交付金並びに扶助費</p>
補助率	<p>① 1 / 2</p> <p>② 1 / 2</p> <p>③ 都道府県実施分 1 / 2 間接補助分（民間団体実施分） 2 / 3 間接補助分（市町村実施分） 4 / 5</p> <p>④ 1 / 2</p> <p>⑤ 直接補助・都道府県実施分 9 / 10 間接補助・団体実施分 定額</p> <p>⑥ 10 / 10</p>

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(7) 令和4年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【趣旨】

児童虐待防止対策等支援事業費及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

【事業の内容】

- 1 児童虐待防止対策等支援事業
  - (1) 児童虐待防止対策支援事業
  - (2) ひきこもり等児童福祉対策事業
  - (3) 児童家庭支援センター運営等事業
  - (4) 基幹的職員研修事業
  - (5) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業
  - (6) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
  - (7) 就学者自立生活援助事業
  - (8) 社会的養護自立支援事業等
  - (9) 里親養育支援（フォスタリング）事業
  - (10) 里親への委託前養育等支援事業
  - (11) 乳児院等多機能化推進事業
  - (12) 児童養護施設等体制強化事業
  - (13) 養子縁組民間あっせん機関助成事業
  - (14) 児童養護施設等民有地マッチング事業
  - (15) ヤングケアラー支援体制強化事業
- 2 DV・女性保護対策等支援事業
  - (1) 婦人相談員活動強化事業
  - (2) 売春防止活動・DV対策機能強化事業
  - (3) DV被害者等自立生活援助事業
  - (4) 若年被害女性等支援事業
  - (5) 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業
  - (6) 民間団体支援強化・推進事業

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

- (8) 令和4年度長崎県子ども・子育て支援事業費補助金（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

## ア 補助金の概要

### 【補助事業者】

市町

### 【趣旨】

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと乳幼児家庭全戸訪問事業等が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する。

### 【事業の内容】

要保護児童対策地域協議会の調整機関等の職員の専門性の強化（研修等）、地域ネットワーク構成員の連携強化及び専門性向上、乳幼児家庭全戸訪問事業等との連携、地域住民への周知を図る取組みを行う。

### 【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	調整機関に職員（以下「調整機関職員」という。）を配置し、次の（１）～（５）の子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に必要な経費 （１）調整機関職員の専門性強化を図るための取組み （２）ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組み （３）地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組み （４）地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組み （５）地域住民への周知を図る取組み ただし、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員の人件費や、協議会の開催にかかる経費など、単に協議会を運営するための経費は対象とはならない。
補助率	国 1 / 3 県 1 / 3 市町 1 / 3

## イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

## (9) 長崎県児童家庭支援センター運営費補助金

### ア 補助金の概要

#### 【補助事業者】

児童家庭支援センターを運営する社会福祉法人等

#### 【趣旨】

地域の児童及び家庭の福祉の向上を図るため、長崎県内において児童家庭支援センターを設置運営する社会福祉法人等に対し、補助金を交付する。

#### 【事業の内容】

児童及び家庭に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、保護を要す

る児童またはその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行うことを目的とする児童家庭支援センターの運営費を補助する。

**【補助の対象及び補助率】**

補助対象経費	当該年度の国庫補助対象経費（児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助についての別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金交付要綱」4の別表児童家庭支援センター運営事業の項第4欄に規定する経費）
補助率	10/10

**イ 問題点【補助金チェックリストの「現地調査の有無」の未記載】**

本事業の補助金チェックリストにはチェックのなされていない項目がいくつかあり、現地調査の有無の欄にも記載がなされていない。

そこで、補助金チェックリストについては、原則として全ての項目にチェックを行い、現地調査の有無の欄についても、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。

**【指摘事項】**

補助金チェックリストについては、原則として全ての項目にチェックを行い、現地調査の有無の欄についても、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。

**(10) 令和4年度長崎県社会的養護自立支援事業費補助金**

**ア 補助金の概要**

**【補助事業者】**

対象者が居住する里親、施設等及びファミリーホーム事業者、児童自立生活援助事業者

**【趣旨】**

本補助金は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長を受けた場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な措置を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

**【事業の内容】**

①居住の場の提供

②対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導



【補助の対象及び交付額】

補助対象経費	当該年度の国庫補助対象経費（児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助についての別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金交付要綱」4の別表社会的養護自立支援事業の項第5欄に規定する経費）
交付額	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額

イ 問題点【現地調査実施の有無ないし調査不実施の理由が記載されていない】

本事業においては現地調査が実施されておらず、補助金チェックリストの現地調査の有無の欄は空欄になっている。

そこで、補助金チェックリストの現地調査の有無の欄には、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。

【指摘事項】

補助金チェックリストの現地調査の有無の欄には、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。

(11) 令和4年度長崎県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

長崎県社会福祉協議会

【趣旨】

児童養護施設等入所中又は里親等への委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸し付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

【事業の内容】

生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費及び事務費を補助する。

1 生活支援費

(1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：月額50,000円（新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイトの休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在学する期間のうち12か月間について、貸付額を月額80,000円とする。）

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者

貸付期間：12か月

貸付額：月額80,000円

## 2 家賃支援費

### (1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。

### (2) 就職者

貸付期間：退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、退所又は委託解除後から求職期間を含む3年を限度として就労している期間とする。）

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。

## 3 資格取得支援費

1人当たり 資格取得に要する実費

ただし、上限額 250,000 円

## 4 事務費

4,800,000 円

### 【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等
補助率	国庫補助相当分補助率 9/10 長崎県単独補助分補助率 1/10

### イ 問題点【交付を求める事務費の金額の根拠等が示されていない】

補助事業者は、事務費として上限額である 4,800,000 円の申請を行い、県は、同額の補助金を交付している。しかしながら、補助事業者からは、事務費の上限額の交付を求める理由が示されていない。

貸付事務費については、「4,800,000 円までの範囲で使用できることとする。」とされており、同金額は、あくまでも事務費の上限額であるため、補助事業者としては、交付を求める事務費の金額について、その根拠や疎明資料を提出すべきである。

そこで、県は、補助事業者に対し、交付を求める事務費の金額について、その根拠ないし疎明資料の提出を求めるべきである。

### 【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、交付を求める事務費の金額について、その根拠ないし疎明資料の提出を求めるべきである。

(12) 長崎県身元保証人確保対策事業補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

長崎県社会福祉協議会

【趣旨】

子どもや女性等（以下「子ども等」という。）の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

【事業の内容】

就職時の身元保証に係る保証料、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証に係る保証料及び大学、高等学校などの教育機関入学時の身元保証に係る保証料を対象に補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費及び基準額	①就職時の身元保証に係る保証料 年間保証料 12,960 円（月額 1,080 円） うち基本保証分 年間保証料 10,560 円（月額 880 円） うち入院時保証分 年間保証料 2,400 円（月額 200 円） ②賃貸住宅等の賃借料の連帯保証に係る保証料 年間保証料 19,152 円（月額 1,596 円） ③大学、高等学校などの教育機関入学時の身元保証に係る保証料 年間保証料 12,960 円（月額 1,080 円） うち基本保証分 年間保証料 10,560 円（月額 880 円） うち入院時保証分 年間保証料 2,400 円（月額 200 円）
補助率	上記基準額の 10/10

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(13) 令和4年度婦人保護事業費負担（補助）金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

都道府県、婦人相談所を設置する指定都市

【趣旨】

本補助金は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護を目的とするものである。

【事業の内容】

- ① 婦人保護事業費負担金
- ② 婦人相談所運営費負担金
- ③ 婦人保護事業費補助金

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(14) 令和4年度指導教育担当児童福祉司任用前研修に係る委託契約

ア 委託業務概要

児童福祉司は、児童福祉法が定める法定研修を受けなければならないところ、指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）は、同法13条6項により、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の過程を修了したものでなければならないとされている。本事業は、同研修の実施を委託するものである。

契約方法	随意契約
契約金額	216,000円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点【「他県における同様な契約事例」の調査・記載が不適切である】

本事業は、児童福祉法が定める法定研修の委託であるところ、随意契約検討シートには「他県における同様な契約事例」、「競争性を有する契約への移行の余地」について、いずれも「なし」と記載されている。本研修は法定研修であり、全国各県で実施されているはずであるが、他県で実施されている事業に、どのような契約方法が採用されているかなどの調査はなされていない。この点、県においては、限度額を超えない随意契約の場合には、このような調査は不要とされているため、本事業においても、他県の状況を調査しなかったこと自体に問題はない。

もっとも、本事業の随意契約検討シートには、「競争性を有する契約への移行の余地」が「なし」と記載されているところ、全国各地で実施される法定研修について、他県の状況を知ることなく競争性のある契約への移行の余地がないと判断するのは困難であると考えられる。

そこで、本事業のように、全国で同様の研修が実施されている事業につき、「競争性を有する契約への移行の余地がない」と判断するのであれば、その判断過程において、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。

また、本事業のように、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄が「なし」と記載されていれば、それは「他県における同様な契約事例は無かつ

た」と読むのが通常であるため、他県の状況を調査していない場合には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。

**【意見】**

競争性を有する契約へ移行する余地がないと判断するのであれば、その前提として、同様の事業について、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。

**【指摘事項】**

他県における同様な契約事例について、調査を実施していない場合には、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。

(15) 令和4年度児童福祉司任用研修

ア 事業の概要

①児童福祉司任用前講習会、②児童福祉司任用後研修、③要保護児童対策調整機関担当者研修を実施する。

イ 問題点【「研修後振り返りシート」の書式改定についての検討】

受講者には、研修後に「研修後振り返りシート」の提出を求めており、同シートはテーマごとに、「知識、気づき、意欲、満足度」をそれぞれ1～5で記載するようになっていたが、「意欲」を記載させる必要があるかは検討の余地があるし、また、自由記載欄は若干小さいようにも思われる。

そこで、「研修後振り返りシート」は、書式の改訂に関し、改訂の必要性の有無も含め、検討していくことが望ましい。

**【意見】**

「研修後振り返りシート」は、書式の改訂に関し、改訂の必要性の有無も含め、検討していくことが望ましい。

(16) 令和4年度家庭相談員研修会

ア 事業の概要

県福祉事務所に設置する家庭相談員については、県福祉事務所長の推薦により知事が囑託することとなっているところ、本事業は、市町村や福祉事務所を対象として、家庭相談員の研修を実施するものである。

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(17) 令和4年度児童養護施設等職員研修会に係る委託契約

ア 委託業務概要

本研修会は、「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」（H29.6.12 厚労省局長通知）で示されたプログラム要件を満たして実施されるものであり、本事業は、同研修会の実施を委託するものである。

契約方法	随意契約
契約金額	311,000 円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点1【「他県における同様な契約事例」の調査・記載が不適切である】

本事業は継続的に実施されている事業であり、平成19年より、長崎県児童養護施設協議会との随意契約が続いている。

本研修は全国で実施されるものであるが、他県でどのような契約方法がとられているかの調査はなされておらず、それにもかかわらず、随意契約検討シートには「他県における同様な契約事例」が「なし」と記載されている。この点、県においては、限度額を超えない随意契約の場合には、このような調査は不要とされているため、本事業においても、他県の状況を調査しなかったこと自体に問題はない。

もっとも、本事業の随意契約検討シートには、「競争性を有する契約への移行の余地」が「なし」と記載されているところ、本事業のような全国で実施される研修について、他県の状況を知ることなく競争性のある契約への移行の余地がないと判断するのは困難であると考えられる。

そこで、本事業のように、全国で同様の研修が実施されている事業につき、「競争性を有する契約への移行の余地がない」と判断するのであれば、その判断過程において、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。

また、本事業のように、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄が「なし」と記載されていれば、それは「他県における同様な契約事例は無かった」と読むのが通常であるため、他県の状況を調査していない場合には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。

【意見】

競争性を有する契約へ移行する余地がないと判断するのであれば、その前提として、同様の事業について、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。

【指摘事項】

他県における同様な契約事例について、調査を実施していない場合には、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄には、「なし」ではなく「調査未

了」といった記載をすべきである。

ウ 問題点2【競争性を有する契約へ移行できるか否かの判断に個人情報保護の観点を持ち出している】

本事業の随意契約検討シートの「競争性を有する契約へ移行できる余地」には、「なし」との記載がされており、その理由として、児童の個人情報保護の観点を挙げている。

しかしながら、事業を委託により実施する場合には、受託者が個人情報を取り扱うことになるのは当然であり、そうであるからこそ、県は、委託契約書とは別に個人情報取扱特記事項を作成している。

そこで、次年度以降、競争性を有する契約へ移行できるかどうかを検討するにあたっては、児童の個人情報保護の観点は考慮要素として挙げるべきではない。

【指摘事項】

次年度以降、競争性を有する契約へ移行できるかどうかを検討するにあたっては、児童の個人情報保護の観点は考慮要素として挙げるべきではない。

(18) 児童虐待防止のための広報啓発事業

ア 委託業務概要

児童虐待の通告先等の周知や児童虐待に対する意識啓発を図るため、児童虐待防止月間を中心とした広報啓発活動を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	88,000 円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点【発注したリーフレットに大量の在庫が生じた原因等が共有されていない】

リーフレットについては、令和4年9月28日時点で10,000枚の在庫が生じている。そこで、このような大量の在庫が生じているような場合には、その原因、理由などを調査した上で調査結果を一件記録に綴り、職員間で共有しておくことが望ましい。

【意見】

委託により発注した成果物等について、大量の在庫が生じているような場合には、その原因、理由などを調査した上で調査結果を一件記録に綴り、職員間で共有しておくことが望ましい。

(19) 令和4年度児童相談所職員研修会に係る委託契約

ア 委託業務概要

児童虐待については、全国的に児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加傾向にあり、子どもの命が奪われる重大な児童虐待事件が跡を絶たないなど、深刻な社会問題となっている。児童虐待を未然に防止するためには、これまで以上に支援を必要とする児童や家庭を早期に発見できる体制を整備することが求められている。児童や若年層の保護者は電話よりもSNSを主要なコミュニケーションツールとして活用しており、子どもや保護者の悩みをいち早くキャッチし、虐待の芽を摘むことができるよう、SNSを活用した相談窓口を開設し、よりアクセスしやすい相談ツールとして構築しようというのがSNS相談事業である。

本事業は、上記のSNS相談事業を実施するにあたっての、対応ノウハウの研修を委託するものである。

契約方法	随意契約
契約金額	216,000 円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点1【複数の事業者から受託者を選定した理由が明らかではない】

本事業は、受託者との随意契約による委託がなされている。

虐待防止のためのSNS相談システムに特化した対応研修を実施できるのは4事業者のみであり、SNS相談事業は、国において、令和5年2月1日より運用を開始することが決まっていたことから、同年1月中に研修を実施する必要があった。このような事情もあり、本事業は、上記4事業者のうちの1者である受託者と随意契約がなされるに至った。

タイトな日程で研修を実施する必要がある場合に、複数の候補者から1者を選定して随意契約を行うことに問題はない。しかしながら、一件記録には、打合せ、協議などの記録が綴られていないため、受託者を選定した理由が不明である。

そこで、複数の候補者から1者を選定して随意契約を締結したような場合には、それまでの打合せ、協議のメモなどを一件記録に綴るなどして、4事業者のうち受託者を選定した理由を明らかにしておくことが望ましい。

【意見】

複数の候補者から1者を選定して随意契約を締結したような場合には、それまでの打合せ、協議のメモなどを一件記録に綴るなどして、4事業者のうち受託者を選定した理由を明らかにしておくことが望ましい。

ウ 問題点2【調査結果が随意契約検討シートに記載されていない】

本事業においては、九州各県がどのような契約方法を採用したかなどについて調査を行っているにもかかわらず、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」には記載がなされていない。



この点、県においては、限度額を超えない随意契約の場合には、他県の状況調査は不要とされているため、本事業においても、他県の状況を調査することは必ずしも必要ではない。もっとも、限度額を超えない随意契約の場合でも、他県の状況を調査すること自体は望ましいことであり、その結果は、次年度以降の検討に活かすことができるため、他県における状況調査を実施したのであれば、その調査結果は記載しておくことが望ましい。

そこで、他県の契約方法などについて調査を行った場合には、随意契約検討シートに記載しておくことが望ましい。なお、本件では、前述のとおり、タイトな日程で研修を実施する必要があったという事情があり、随意契約検討シートに空欄部分が生じてしまうことも、十分理解できるところではあるが、そのような場合であったとしても、例えば、随意契約検討シートには「別紙のとおり」といった記載のみを行い、調査結果のメモを別紙として綴っておくことは可能であるため、作業の負担軽減に努めながらの対応を工夫していただきたい。

#### 【意見】

他県の契約方法などについて調査を行った場合には、随意契約検討シートに記載しておくことが望ましい。

### (20) 令和4年度児童保護措置費

#### ア 事業の概要

児童福祉法の規定に基づき、児童を児童福祉施設（児童入所施設）に入所措置を行った場合や里親への委託措置を行った場合等に、児童福祉施設及び里親等に対し、児童の保護又は養育に要する費用を支弁する。

ファミリーホーム委託、自立援助ホーム委託はいずれも、この児童保護措置に含まれるものである。

ファミリーホームとは、平成20年の児童福祉法改正で「小規模住居型児童養育事業」として実施されているが、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費として交付できる制度である。

自立援助ホームとは、なんらかの理由で家庭にいられなくなった原則として15歳から20歳までの青少年たちに暮らしの場を与える施設である。児童福祉法上、都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者に委託して、その義務教育終了児童等に対し、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならないとされている。

イ 問題点【負傷原因の報告を受けずに医療助成費を支出している】

負傷した児童の施術を行った柔道整復師は、県に医療助成費支給申請書（以下「本件申請書」という。）を提出して、施術に係る療養費の支払いを受けている。

柔道整復師は、骨・関節・筋・腱・靭帯などに加わる外傷性が明らかな原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷などの損傷に対し、手術をしない「非観血的療法」によって、整復・固定などを行い、人間の持つ治癒能力を最大限に発揮させる施術を行う。

したがって、骨・関節・筋・腱・靭帯などに加わる外傷性が明らかな原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷などの損傷については、柔道整復師による施術を、医師による治療と同様に扱うことに問題はない。

ところで、本件申請書には負傷原因を記載する欄があり、この負傷原因の記載は、柔道整復師による施術を、医師による治療と同様に扱ってよいかどうかを判断する上で重要な記載となるが、医療助成費については、整骨院が提出した負傷原因欄が空欄の本件申請書によって支給がなされているケースがあった。

そこで、整形外科等の医療機関ではなく整骨院が行う医療助成費の申請について、本件申請書の負傷原因欄が空欄であった場合には、負傷原因を記載するよう求めるべきである。

【指摘事項】

整形外科等の医療機関ではなく整骨院が行う医療助成費の申請について、本件申請書の負傷原因欄が空欄であった場合には、負傷原因を記載するよう求めるべきである。

第5 子ども政策局 子ども家庭課 家庭福祉・母子保健班

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした事業

【ひとり親家庭等自立支援事業】

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
ひとり親家庭等自立促進センター事業	10,549,746円	令和5年9月12日	令和5年10月23日、同年11月21日

事業名	金額	資料調査	ヒアリング調査
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	271.2万円	令和5年9月12日	令和5年10月23日

事業名	金額	資料調査	ヒアリング調査
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	146.8万円	令和5年9月12日	令和5年10月23日

【母子保健管理事業】

事業名	事業費	資料調査	ヒアリング調査
母子保健管理事業	206,140 円 (うち研修 会に要した 90,580 円)	令和5年8月21 日	

【母子保健専門強化事業】

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
先天性代謝異常等検査事業	30,642,430 円	令和5年8月21 日	令和5年10月20日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
ATLウイルス母子感染防 止対策事業	4,396,728 円	令和5年9月5 日、同年11月21 日	令和5年10月20 日、同年11月21日

事業名	事業費	資料調査	ヒアリング調査
新生児聴覚検査機器購入補 助事業	4,176,000 円	令和5年9月5日	令和5年10月23日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
妊活LINEサポート事業	2,200,000 円	令和5年8月21 日	令和5年10月20日

【健やか親子21推進事業】

事業名	委託費	資料調査	ヒアリング調査
長崎県ペアレントメンター 事業（地域生活支援事業）	1,820,000 円	令和5年9月22 日	令和5年10月23 日

【妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業】

事業名	事業費	資料調査	ヒアリング調査
妊産婦等相談支援ネットワ ーク構築事業	138,488 円	令和5年9月5日	令和5年10月20日

2 各事業の内容について

(1) ひとり親家庭等自立促進センター事業

ア 業務委託の概要

【委託業務概要】

当該事業は、県が市と共同して、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）の自立のため、就業支援、養育費等支援、面会交流支

援、相談関係職員研修支援、広報啓発等を行うものである。委託先は、一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさきであり、令和3年以降、随意契約により委託している。

契約方法	随意契約
契約金額	10,549,746円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点1【算出根拠が過去の実績を反映していない】

当該事業の委託金額の算出根拠（令和4年度当初予算要求）は、人件費、事務諸経費と大きく2つに費目を分けており、その内事務所経費は、費目別、各事業別に講習会やセミナー等を各地区で何回行うか等を想定し、人数、数量、単価を掛けて金額を算出している（別紙1）。これに対して、委託先作成の当該事業の精算報告書（別紙2）は、当該事業を各事業（就業支援事業、就業支援講習会事業、就業情報提供事業、養育費等支援事業）と共通経費に分けて、各事業等に要した費用の合計額を記載しているが、その内訳は不明である。また、精算報告書添付の事業実績の報告から、各事業に要した費用の内訳を算出することもできない。

これでは、当該事業の次年度の委託金額を算出する際、前年度実績を基に委託金額を算出することができず、適切な算出に支障が生じる。なお、算出根拠により算出した委託金額は、10,549,746円であるところ、精算額も同額となっている。

【指摘事項】

委託金額を算出する際には、過去の実績に基づいて算出すべきであるが、委託金額の算出方法と精算報告との算出方法及び内訳が異なるため、過去の実績に基づく委託金額の算出が出来ない。委託先に対して、委託金額算出に必要な情報を記載した報告書を求め、可能な限り過去の実績に基づいて委託金額を算出できるようにすべきである。

ウ 問題点2【就業支援セミナーの内容が直接的な就職支援に繋がるか疑問がある】

合計6回開催した就業支援セミナーは、参加可能人数60人に対し、合計参加者数は38人となっているところ、前記6回のセミナー内5回がメイクや笑顔に関するセミナーとなっている。担当者によると、面接や履歴書に適した印象づくりを残すことを目的としているとのことであるが、求職者の適性判断や面接対策等、他にも就職支援に直接的なテーマも存在することから、メイクや笑顔に関するセミナーをテーマとする回数等について、検討すべきである。

【意見】

就業支援セミナーのテーマや回数等について、委託先と協議の上、より就職支援に資する事業となるよう委託内容を検討することが望ましい。

## (2) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

### ア 補助金の概要

#### 【補助事業者】

長崎県社会福祉協議会

#### 【趣旨】

当該事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立促進を図ることを目的とする。

#### 【事業の内容】

補助事業者が、以下の貸付事業（原則無利子）を行うものである。なお、貸付けを受けた者は、一定の条件を満たせば返還債務が免除される仕組みとなっている。

貸付対象	① ひとり親家庭の親であること ② 「高等職業訓練促進給付金」の支給を受けている者 ③ 高等職業訓練の養成機関終了後に、取得した資格が必要な業務に従事しようとする者
貸付の種類及び貸付額	入学準備金 50万円以内 就職準備金 20万円以内

#### 【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付け事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等
補助率	国9/10 県1/10以内

### イ 問題点1【実績報告書の基準額の記載が誤っている】

当該事業の令和4年度ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付け事業費補助金内訳書（別紙3、以下「経費内訳書」という。）には、基準額を記載する欄があるが、基準額の内訳が、対象経費実支出額と同額に揃えられている。

担当者によると、基準額を実績に合せて記載してもらったとのことであるが、基準額との比較が困難であるため、基準額を記載する欄には、あくまで基準額を記載すべきである。

#### 【意見】

県は、補助事業者に対して、基準額を実支出額に合わせるのではなく、本来の基準額を記載するよう指導することが望ましい。

### ウ 問題点2【人件費の相当性の検討ができない】

令和4年度ひとり親事業拠点区分資金収支計算書（抄）（別紙4、以下「収支計算書」という。）によると、入学準備金等貸付事業と住宅支援資金貸付け事業の事務費

合計 14,404,163 円の内、約 95%を占める 13,735,776 円が人件費とのことである。なお、前記のとおり、事業毎に経費を分けていないため、各々の事業の事務費の額は不明である。

担当者に対して、当該事業の人件費に他の事業の人件費が含まれていないか質問したところ、担当者によると、当該事業に従事する職員が全員で 13 人おり、各人の当該事業のみにかかる業務割合を掛けると全体で 3.15 人分となり、3.15 人分の給料が人件費となっているため、他の事業の人件費は含まれていないとのことであった。具体的には、補助事業者において、担当職員が当該事業に従事した割合を出し、当該職員の給料に掛けることで人件費を算定しているとのことである（例えば、A氏が、当該事業のみに従事しているのであれば、A氏の給料 100%、B氏が、当該事業に 30%従事しているのであれば、B氏の給料 30%等）。

また、当該従業員の業務割合については、補助事業者の報告のみに基づくものであり、当該従業員が他の事業にどれだけ従事しているか等の報告までは求めていないとのことである。

担当者に対して、仮に、A氏が、当該事業のみに従事しているとしてA氏の給料 100%が人件費として挙げられているが、実際にはA氏は他の事業にも 100%従事しているとして、他の事業から人件費 100%もらっていた場合（A氏の給料分を二重に請求可能となる。）、県として二重に請求されていることに気付くことができるのかと尋ねたら、それは難しいとのことであった。

#### 【意見】

県は、人件費の相当性を検討するために、補助事業者に対し、当該業務に従事している職員の全体の業務割合を報告させる等、補助事業者の報告する業務割合が正当なものかどうか、検証しておくことが望ましい。

### (3) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

#### ア 補助金の概要

##### 【補助事業者】

長崎県社会福祉協議会

##### 【趣旨】

当該事業は、母子父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などにつなげ、自立の促進を図ることを目的とする。

##### 【事業の内容】

補助事業者が、以下の貸付事業（原則無利子）を行うものである。なお、貸付けを受けた者は、一定の条件を満たせば返還債務が免除される仕組みとなっている。

貸付対象	① 児童扶養手当の支給を受けている者(若しくは所得が児童扶養手当支給水準の世帯の者) ② 「母子・父子自立支援プログラム策定事業」に基づくプログラムの策定を受けている者
貸付の種類及び貸付額	住宅支援資金 入居している住宅の家賃の実費(月額上限4万円) 貸付期間12か月まで

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付け事業(住宅支援資金)を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等
補助率	国9/10 県1/10以内

イ 問題点1【実績報告書の基準額の記載が誤っている】

当該事業においても、前記「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の問題点1と同じ問題点が認められる。

【意見】

県は、補助事業者に対して、基準額を実支出額に合わせるのではなく、本来の基準額を記載するよう指導することが望ましい。

ウ 問題点2【人件費の相当性の検討ができない】

当該事業においても、前記「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の問題点2と同じ問題点が認められる。

【意見】

県は、人件費の相当性を検討するために、補助事業者に対し、当該業務に従事している職員の全体の業務割合を報告させる等、補助事業者の報告する業務割合が正当なものかどうか、検証しておくことが望ましい。

(4) 母子保健管理事業

ア 事業の概要

県が、市町における母子保健事業を活発に推進するため、母子保健推進員及び母子保健関係者に対し、その活動に必要な研修を行い資質の向上を図ることを目的とし、以下の研修会を開催した。

主催	長崎県こども家庭課
日時	令和4年11月21日 13時30分～16時30分
開催方法	集合とオンラインによるハイブリッド式 主会場：長崎県庁
定員	会場60名
対象者	母子保健推進員、市町・保健所職員、保育士・幼稚園教諭、その他母子保健関係者等

参加者	現地7人、リモート申込 285人、アンケート回収 185人
-----	-------------------------------

## イ 評価

研修の合計参加人数は約 290 人と多数であり、アンケートの回答も好評価が多いにもかかわらず、かかった経費は、90,580 円と低額であり、少ない経費で大きな成果を挙げたと評価できる。他の事業においても、研修会（ハイブリット方式）を開催する際の参考にしていきたい。

## (5) 先天性代謝異常等検査事業

### ア 委託業務概要

当該事業は、新生児に対して血液によるマス・スクリーニング検査を行うことで、先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症を早期に発見して治療することで、障害を予防することを目的として、検査機関に委託して実施するものである。先天性代謝異常等検査及びタンデムマス検査を実施できる機器を導入している機関が、県内には他にないため、委託先が特定されており、昭和 52 年度から同一機関に継続的に委託している。

契約方法	随意契約（単価契約）
契約金額	30,642,430 円
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

### イ 問題点【単価設定方法が不明である】

先天性代謝異常等検査額は、以下のとおり改定されているところ、当初の単価設定方法が不明であるため、現在の単価の適切性を検討することが困難である。また、担当者によると、九州各県との比較で単価を見直しているとのことであるが、九州各県がどのようにして単価を設定しているかは不明とのことである。さらに、単価の内訳（人件費や検査薬代等）も不明とのことである。

#### ① 令和 2 年度 消費税改正に伴う改訂（8%→10%）

- ・ 先天性代謝異常検査 1,380 円←1,350 円
- ・ 先天性甲状腺機能低下症 770 円← 750 円
- ・ タンデム検査（平成 25 年度から開始）1,130 円←1,100 円

#### ② 平成 24 年度 九州各県との比較で改訂

- ・ 先天性代謝異常検査 1,350 円←1,420 円
- ・ 先天性甲状腺機能低下症 770 円← 800 円

### 【意見】

現在の単価設定の適切性について、検討することが望ましい。



## (6) A T L ウイルス母子感染防止対策事業

### ア 業務委託の概要

#### 【委託業務概要】

妊婦が A T L ウイルスを保有する場合に母子感染によって、その子をキャリア化することがあるため、母子感染をおこすおそれがある妊婦を発見し、その妊婦から出生した子に対してキャリア化防止を講じることにより、新たなキャリアの発生をなくし、A T L の撲滅を図ることを目的とする。

委託事業内容は、以下のとおり。

- 1) 抗体検査
- 2) 母子感染防止
- 3) 対象児の追跡調査
- 4) 周知徹底

当該事業の円滑な推進を図るため関係諸団体の協力を得て、保健及び医療関係者に対し、当該事業の趣旨と周知徹底を図るとともに、A T L 母子感染に関する正しい知識の普及に努めるものとする。

契約方法	随意契約
契約金額	5,092,593 円 (税込)
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

### イ 問題点1【算出根拠が過去の実績等を反映していない】

当該事業の令和4年度の委託事業費算出根拠（以下、「本件算出根拠」という。）は、別紙5のとおりであり、令和4年度の事業費精算書の支出内訳は、別紙6のとおりである。本件算出根拠及び事業費精算書の支出内訳は、確認した限り、令和元年以降ほぼ同じ内容となっている（令和元年は、W E B 配信用機材使用料は発生していない。）。以下のとおり、算出根拠記載の内容には、実際には実施されていないものが多い。また、例年年1回講演会を実施しているが、講演会の支出については、算出根拠に記載がない。

(報酬費)

- ① 現地指導・児追跡調査分→令和元年以降、実施されていない
- ② 連絡協議会 2回分→令和元年以降、1回しか実施されていない
- ③ ワーキング 3回分→令和元年以降、実施されていない

(旅費)

- ① 現地指導分→令和元年以降、実施されていない。
- ② 追跡調査分→令和元年以降、実施されていない。
- ③ 連絡協議会 3回分→令和元年以降、1回しか実施されていない
- ④ ワーキング→令和元年以降、実施していない

⑤ がん対策・母子保健会議 2回分→令和2年以降、発生していない

委託事業費を算出する際には、過去の実績に基づいて算出すべきであるが、少なくとも平成31年度以降、算出根拠の見直しが行われておらず、過去の実績を反映していない。また、ヒアリング調査によると、年度始めに、今年度行う事業について、委託先と簡単な打合せを行うとのことであるが（例年、連絡協議会が年1回、講演会が年1回）、打合せ内容は書面で記録されておらず、本件算出根拠は、その打合せ内容も反映していない。

**【指摘事項】**

継続する委託事業の事業費を算出する際には、過去の正確な実績に基づき算出すべきである。

ウ 問題点2【仕様書や計画書が作成されていない】

問題点1と繋がる問題であるが、当該事業に関する仕様書や計画書が作成されておらず、具体的な委託内容が不透明であり、事後的に委託内容が実施できたのかをチェックすることができない。その結果、算出根拠と事業精算書の支出内訳に大きな相違が生じる結果となっている。

契約書には、委託内容の概要しか記載されておらず、仕様書や計画書がなければ、具体的な委託内容が不明である。そのため、県と委託先との間で、委託内容の統一が図られていないことから、問題点1が生じたものと思われる。

**【指摘事項】**

契約書に委託内容の概要しか記載しないのであれば、別途、仕様書や計画書を作成し、委託内容を具体化すべきである。

エ 問題点3【ウェブ配信機材使用料において、高額な支出があるにもかかわらず、支出の合理性を検討していない】

事業費精算書の支出内訳によると、使用料の区分にて、WEB配信用機材使用料（以下、「本件機材使用料」という。）535,095円が支出されている。本件機材使用料とは、WEB配信用やウェビナー配信用の機材の使用料であり、令和3年度には632,500円が、本件機材使用料として支出されている。しかしながら、どの年度においても、本件機材使用料は、本件算出根拠に挙げられておらず、金額も500,000円を越えて高額と認められる。また、担当者によると、委託先から、講演会をWEBで行う件について報告は受けていたが、具体的な支出額については把握していなかったとのことである。

県としては、算出根拠に記載のない高額な支出を行う場合には、経済的合理性があるかを判断すべきであるが、経済的合理性について、検討した形跡は認められない。

**【指摘事項】**

県は、委託料の範囲内だとしても、算出根拠に記載のない高額な支出を行う場合には、委託先と事前に協議した上で、他に経費削減できる方法がないか等、経済的合理性について十分検討した上で、支出を了承すべきである。

オ 問題点4【成果が不明である】

当該事業において、算出根拠には記載がないが、年1回講演会を開くことが慣例になっており、講演会にかかる費用は約105万円と委託費全体の4分の1を占めている（妊婦抗体検査、児の追跡調査試薬代が約4分の3）。しかしながら、事業報告書には、講演会の参加人数が記載されておらず、費用に見合った成果があったか等を検討することが困難な状態である。

**【意見】**

講演会開催が内容の一部となっている事業の場合には、事業報告書に講演会の参加人数を記載させ成果を確認できるようにすべきである。

カ 問題点5【講師謝金の基準を確認していない】

事業費精算書によると、講演会の講師謝金は、3名で167,055円と記載されており、委託先の基準に則って算定されたとのことであるが、具体的な講師謝金の基準は不明とのことである。前記のとおり、そもそも、算出根拠に講演会の記載がないことが問題であるが、講師謝金の基準を確認していないのも、受託者の言い値で委託費を支払うことになることから問題と考える。

**【指摘事項】**

講師謝金の基準を確認の上、基準の妥当性を検討し、妥当でない場合には、事務局と協議すべきである。その上で、今後の委託料の算出する際の基準とすべきである。

(7) 新生児聴覚検査機器購入補助事業

ア 補助金の概要

**【補助事業者】**

国、県

**【趣旨】**

当該事業は、聴覚検査機器（自動ABR機器）を所有していない小規模の産科医療機関に対して、聴覚検査機器購入費用の一部を助成することにより、聴覚障害の早期発見・早期治療の推進を図ることを目的とする。

**【事業の内容】**

自動ABR機器を所持していない産科医療機関などが自動ABR機器を新規に購入する経費を交付する（買い換えは対象外）。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	自動A B R機器の購入費用
補助対象施設	自動A B R機器を新規に整備する県内の産科医療機関等
基準額	1台あたり 1,392,000円
補助率	国 1 / 2 県 1 / 2

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(8) 妊活LINEサポート事業

ア 業務委託の概要

【委託業務概要】

不妊について気軽に相談できるLINEを活用した相談や正しい情報の提供を行い、不妊に悩む方の精神的不安を軽減するとともに、不妊の早期検査・治療につなげることで、出産の希望を叶えることを目的とする。

委託事業内容は、以下のとおり。

1) LINE相談

LINEを活用した相談を無料で行い（3回まで）、不妊治療や医療機関情報等の情報を提供する。

2) セミナーの開催

医師や看護師等によるセミナーを委託期間内に1回開催する。

3) 長崎県事業等の情報発信

LINE相談の中で必要に応じ、長崎県不妊専門相談センターまたは長崎市・佐世保市の相談窓口を案内する等の対応を行う。長崎県が実施する特定不妊治療費助成事業等の事業について、LINE相談登録者への周知を行う。

4) 利用者を対象とした調査

LINE相談登録者に対し、妊活LINEサポート事業の満足度や利用後の病院受診の有無等について、調査を実施し評価を行う。

5) 周知媒体の作成

契約方法	随意契約
契約金額	2,200,000円（税込）
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点【セミナーについて成果指標の設定がない】

セミナーについて、チラシを7,500部撒いたにもかかわらず、参加人数が、現地参加9名（定員100名、アーカイブ視聴15名）と定員の9%しか参加しなかった。担当者によると、テーマ設定が悪かったことが原因とのことであるが、今後、当日参加人

数を定員の何%を目標とする等の成果指標を設定した上で、開催時期や内容、対象者等について検討することが有益と考える。成果指標をどのように設定するか等を検討していただきたい。

**【意見】**

セミナーについて、今後、成果指標の設定を検討するのが望ましい。

ウ 評価

当該事業は、令和3年度から新しく開始した事業であり、不妊という相談することが難しい内容について、妊娠を希望する年代が利用しやすいLINEを活用して、気軽に相談できたり正しい情報提供を受けることができるというものであり、県の新たな取り組みとして評価できる。今後、成果指標の設定により、出産の希望を叶えるという目的に向けて、よりよい事業内容や方法を検討していただきたい。

(9) 長崎県ペアレントメンター事業（地域生活支援事業）

ア 業務委託の概要

**【委託業務概要】**

ペアレントメンターとは、発達障害をもつ子供の養育経験のある保護者のことである。当該事業は、長崎県ペアレントメンターに登録している者が、同じような境遇にある家族からの相談を受けることにより家族の社会的・心理的孤立を防ぐとともに、地域の支援関係者に対し、体験を通し啓発活動を行うことにより、地域の家族支援体制の強化を図ることを目的とする。

委託事業内容は、以下のとおり。

1) ペアレントメンター事業事務局の設置

2) 主な事業内容

- ・ ペアレントメンターの登録管理
- ・ 派遣事業の実施（機関や団体が対象）
- ・ 個別相談（事務局来所）のサポート
- ・ 広報啓発
- ・ キャラバン隊活動（ペアレントメンターがいない地区や離島地区等において、ペアレントメンターの普及及び家族支援を実施するために、相談会や懇親会等を開催）

契約方法	随意契約
契約金額	1,820,000円（税込）
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

## イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

なお、当該事業は、平成29年から同一の委託事業となっているが、業務の特殊性、専門性からやむを得ないとする。

## (10) 妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業

### ア 事業の目的

産婦人科・精神科・小児科の各医療機関や行政等において、支援が必要な妊産婦に関する情報を共有し、妊産婦への連携した相談支援体制を構築することで、妊産婦の精神的安定を図るとともに、児童虐待の予防及び早期発見につなげていくことを目的とする。

### イ 事業の概要

長崎県妊産婦等相談支援ネットワーク推進協議会（以下「推進協議会」という）を設置し、以下の事項について協議する。令和4年度は、推進協議会が1回のみ開催されており、参加人数は17名であった。推進協議会では、長崎市と五島市から各々1つずつ症例報告があり、いずれも慎重な対応を要する事案に対して、医師等からの的確な助言がなされていた。令和3年度は、コロナのため開催中止されたが、その際も行政から症例を2つ挙げる予定であった。

- ① 支援が必要な妊産婦の相談支援における、産婦人科、精神科、小児科、行政等の連携の方法に関する事
- ② 妊娠期から出産後の乳幼児育児期等までの各ライフステージに対応する支援が必要な妊産婦への相談支援体制にかかる具体的な方策の検討に関する事
- ③ その他推進協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事

行政だけでなく、産婦人科・精神科・小児科の各医療機関においても、支援が必要な妊産婦に関する情報は多数寄せられていると認められる。担当者によると、各行政機関、医療機関に症例を募集しても集まり辛いとのことであり、症例報告にはハードルがあるのだと思われる。しかしながら、妊産婦等相談支援連携窓口一覧には、様々な専門的知識を有するメンバーの記載があるため、当該事業の目的を達成するために、これらのメンバーでの意見交換の場を設ける等、更に当該事業を活かしていただきたい。

### 【意見】

今後可能であれば妊産婦等相談支援連携窓口一覧記載のメンバーでの意見交換の場を設ける等、相互に情報を共有できる場として当該事業を更に活かしていただきたい。

## 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター事業 算出根拠 (令和4年度当初予算要求)

項目	細目	人数	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
<b>(ア) 人件費</b>							
<b>(1) 報酬</b>							
	統括責任者	1	12	月			
	主任相談員	1	12	月			
	就業促進活動員(相談員)	1	12	月			
<b>(2) 賃金</b>							
	事務補助員	1	4	月			
<b>(イ) 事務諸経費</b>							
<b>(1) 報償費</b>							
<b>②就業支援講習会等事業 ア. セミナー講師謝金</b>							
	全9地区のうち3地区 (1地区あたり2時間)	1	6	時間			
<b>②就業支援講習会等事業 イ. 講習会講師謝金</b>							
	全9地区のうち3地区 (1地区あたり35時間)	1	105	時間			
<b>④養育費等支援事業 ア. 弁護士定期相談会謝金</b>							
	センター内実施分	1	12	日			1日4h(8件)
<b>④養育費等支援事業 イ. 地域相談会弁護士謝金</b>							
	全9地区のうち3地区 (1地区あたり1回)	1	3	回			1回=3h(6件)
<b>⑤面会交流支援事業</b>							
		2	5	件			事前相談
		1	65	件			計画策定 支援付添型
		1	5	件			終了後面接
<b>(2) 旅費</b>							
<b>①就業支援事業 イ. 就業促進活動</b>							
	佐世保地区(2回)	1	2	回			
	東彼・北松地区(2回)	1	2	回			
	島原半島地区(2回)	1	2	回			
	諫早・大村地区(2回)	1	2	回			
	平戸・松浦地区(2回)	1	2	回			
	対馬地区(2回)	1	2	回			
	壱岐地区(2回)	1	2	回			
	五島・上五島地区(4回)	1	4	回			
	西海・西彼地区(4回)	1	4	回			
<b>②就業支援講習会等事業 ア. セミナー</b>							
	佐世保地区	1	1	回			
	東彼・北松地区	1	1	回			
	島原半島地区	1	1	回			
	諫早・大村地区	1	1	回			
	平戸・松浦地区	1	1	回			

項目	細目	人数	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
	対馬地区	1	1	回			
	壱岐地区	1	1	回			
	五島・上五島地区	1	1	回			
	西海・西彼地区	1	1	回			
	計		9	回	-		
	3地区あたりの平均			回	-		
<b>②就業支援講習会等事業 イ. 講習会</b>							
	佐世保地区(7日間)	1	7	回			
	東彼・北松地区(7日間)	1	7	回			
	島原半島地区(7日間)	1	7	回			
	諫早・大村地区(7日間)	1	7	回			
	平戸・松浦地区(7日間)	1	7	回			
	対馬地区(7日間)	1	7	回			
	壱岐地区(7日間)	1	7	回			
	五島・上五島地区(7日間)	1	7	回			
	西海・西彼地区(7日間)	1	7	回			
	計		63	回	-		
	3地区あたりの平均			回	-		
<b>④養育費等活支援事業 イ. 地域相談会</b>							
	佐世保地区	1	1	回			
	東彼・北松地区	1	1	回			
	島原半島地区	1	1	回			
	諫早・大村地区	1	1	回			
	平戸・松浦地区	1	1	回			
	対馬地区	1	1	回			
	壱岐地区	1	1	回			
	五島・上五島地区	1	1	回			
	西海・西彼地区	1	1	回			
	計		9	回	-		
	3地区あたりの平均		3	回	-		
<b>⑤面会交流支援事業</b>							
	西海・西彼地区	1	60	回			
<b>(3) 需用費</b>							
	消耗品費	1	1	式			
	印刷製本費	1	1	式			
<b>(4) 役務費</b>							
	通信運搬費	1	1	式			
	ホームページ改修費用	1	1	日			
	電子機器保守費用	1	1	式			
<b>②就業支援講習会等事業 ア. セミナー時託児料</b>							
	全9地区のうち3地区 1地区あたり3児童を2時間	9	2	時間			
<b>②就業支援講習会等事業 イ. 講習会時託児料</b>							
	全9地区のうち3地区 1地区3児童を35時間	9	35	時間			



項目	細目	人数	数量	単位	単価(円)	金額 (円)	備考
	<b>(5) 使用料及び賃借料</b>						
	<b>執務室使用料</b>						
	執務室備品リース	1	12	月			
	パソコン・複合機使用料	1	12	月			
	<b>②就業支援講習会等事業 ア. セミナー会場使用料</b>						
	全9地区のうち3地区 1地区あたり1日使用	1	3	日			
	<b>②就業支援講習会等事業 イ. 講習会会場使用料</b>						
	全9地区のうち3地区 1地区あたり7日使用	1	21	日			
<b>(A) 事業費総計 (ア+イ) (消費税10%込み)</b>						<b>10,549,746</b>	

(様式第1号)

5ひ親な第8号  
令和5年4月10日

長崎県知事 大石 賢吾 様

一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき  
理事長 福地

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター事業の精算報告について

標記のことについて、次のとおり報告します。

1 事業実施期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 委託費精算書

(単位:円)

	長崎県
就業支援事業	48,122
就業支援講習会事業	1,331,166
就業情報提供事業	136,024
養育費等支援事業	452,275
共通経費	8,582,159
合計	10,549,746

3 事業実績 (詳細は様式第2号の通り)

		長崎市	長崎市外	長崎県(合計)
相談件数	一般相談	5525	5147	10672
	法律相談	165	92	257
	計	5690	5239	10929
求職登録者数	計	891	419	1310
就職者数	常用	19	8	27
	パート	10	3	13
	自営・その他	0	0	0
	計	29	11	40



(別紙4)

令和4年度ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金  
内訳書(国庫補助相当分(長崎県単独補助分))

(補助事業者名)長崎県社会福祉協議会

## ○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	内訳	経費区分	内訳
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	(1) 入学準備金 500,000円×15件=7,500,000円 5,000円(過額納金返金) 合計 7,505,000円 (2) 就職準備金 200,000円×22件=4,400,000円 (3) 事務費 6,864,000円 合計 18,769,000円	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	(1) 入学準備金 500,000円×15件=7,500,000円 5,000円(過額納金返金) 合計 7,505,000円 (2) 就職準備金 200,000円×22件=4,400,000円 (3) 事務費 6,864,000円 合計 18,769,000円
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)	(1) 住宅支援資金 58名 20,365,600円 (2) 事務費 6,789,000円 合計 27,154,600円	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)	(1) 住宅支援資金 58名 20,365,600円 (2) 事務費 6,789,000円 合計 27,154,600円
合計額	45,923,600円	合計額	45,923,600円

(注)

- 経費については、対象経費の区分(入学準備金、就職準備金及び事務費)ごとに実支出額を記載すること。
- 国庫補助相当分については、補助金受入額の内訳を記載すること。
- 長崎県単独補助分については、申請年度の入学準備金及び就職準備金の貸付実績額を記載すること。
- 国庫補助相当分(長崎県単独補助分)は、不要な文字を抹消すること。

## 令和4年度 ひとり親事業拠点区分 資金収支計算書(抄)

単位(円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
<b>【事業活動による収支】</b>				
その他の収入	5,556,000	4,108,542	1,447,458	
ひとり親貸付償還金収入	5,520,000	4,081,120	1,438,880	
ひとり親貸付金利子収入	36,000	27,422	8,578	
貸付金利子収入	36,000	27,422	8,578	
事業活動収入計(1)	5,556,000	4,108,542	1,447,458	
人件費支出	13,664,000	13,735,776	△ 71,776	
職員給料支出	8,113,000	9,143,280	△ 30,280	
職員俸給支出	8,338,000	8,337,859	△ 1,659	
職員諸手当支出	777,000	805,621	△ 28,621	
職員賞与支出	2,452,000	2,489,450	△ 37,450	
非常勤職員給与支出	195,000	195,639	△ 639	
法定福利費支出	1,904,000	1,907,407	△ 3,407	
事業費支出	34,716,000	32,918,887	1,797,013	
消耗器具備品費支出	9,000	0	9,000	
消耗品費支出	9,000	0	9,000	
印刷製本費支出	62,000	38,814	23,386	
通信運搬費支出	92,000	91,724	276	
業務委託費支出	66,000	0	66,000	
手数料支出	44,000	43,043	957	
賃借料支出	285,000	284,493	507	
租税公課支出	20,000	53,000	△ 33,000	
保守料支出	137,000	136,725	275	
車輦料支出	1,000	788	212	
車輦費支出	1,000	788	212	
ひとり親訓練促進資金貸付金支出	13,000,000	11,905,000	1,095,000	
ひとり親住宅支援資金貸付金支出	21,000,000	20,365,600	634,400	
事務費支出	20,000	20,000	0	
福利厚生費支出	20,000	20,000	0	
事業活動支出計(2)	48,400,000	46,674,763	1,725,237	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 42,844,000	△ 42,566,221	△ 277,779	
<b>【施設整備等による収支】</b>				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
<b>【その他の活動による収支】</b>				
事業区分間繰入金収入	0	4,163	△ 4,163	
事業区分間繰入金収入	0	4,163	△ 4,163	
その他の拠点区分繰入金収入	0	4,163	△ 4,163	
その他の活動による収入	23,620,000	23,620,000	0	
都道府県補助金収入	23,620,000	23,620,000	0	
ひとり親補助金収入	23,620,000	23,620,000	0	
その他の活動収入計(7)	23,620,000	23,624,163	△ 4,163	
その他の活動による支出	0	0	0	
ひとり親補助金返還金支出	0	0	0	
その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	23,620,000	23,624,163	△ 4,163	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 19,224,000	△ 18,942,058	△ 281,942	
前期末支払資金残高(12)	77,202,000	77,202,518	△ 518	
当期末支払資金残高(11)+(12)	57,978,000	58,260,460	△ 282,460	

上記のとおり決算することを確約いたします  
 令和5年4月10日

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会  
 会長 出口 啓二郎

**令和4年度 ATLウイルス母子感染防止対策事業  
委託事業費算出根拠**

<b>●報償費</b>	◇現地指導・児追跡調査分	円×人×日＝	円
	◇連絡協議会	円×人×回＝	円
		円×人×回＝	円
	◇ワーキング	円×人×回＝	円
		円×人×回＝	円
	小計		円
<b>●旅費</b>	◇現地指導分	円×日×人＝	円
		円×日×人＝	円
		円×日×人＝	円
		円×日×人＝	円
		円×日×人＝	円
	◇追跡調査分	円×日×人＝	円
	◇連絡協議会	円×人×回＝	円
	◇ワーキング	円×人×回＝	円
	◇がん対策・母子保健会議	円×人×回＝	円
	小計		円
<b>●需用費</b>	(消) 事務用消耗品・検査関係用紙印刷等		円
	(医) 検査試薬代		
	☆妊婦抗体検査		
	・2次検査費用…PA法、CLEIA法併用	円×人＝	円
	・最終確認検査費用…WB法、PCR法	円×人＝	円
	☆児の追跡調査		
	・2次検査費用…PA法、CLEIA法併用	円×人＝	円
・最終確認検査費用…WB法、PCR法	円×人＝	円	
	小計		円
<b>●役務費</b>	(通) 郵便電話料		円
	受診勧奨連絡状送付	円×人＝	円
	小計		円
<b>●使用料</b>	タクシー借り上げ料		円
	会場借上げ料		円
	小計		円
合計			円
(消費税及び地方消費税相当分を含む)			

(様式第2号)

## 事業費精算書

## 1. 収 支

県委託費	支出済額	差引残額
5,092,593円	4,396,728円	695,865円

## 2. 支出内訳

(単位:円)

経費区分	支出済額	内 訳
報 償 費	255,255	1)連絡協議会(5.3.23) [ ] [ ] 2)講演会(5.2.19) [ ] [ ]
諸 手 当	31,901	1)連絡協議会(5.3.23) [ ] [ ] 2)講演会(5.2.19) [ ] [ ]
旅 費	185,230	1)ATL講演会(3.2.19) [ ] [ ]
需 用 費	3,287,171	1)妊婦抗体検査、児の追跡調査試薬代 [ ] [ ] 2)ATL講演会(5.2.19) ポスター・チラシ印刷代 [ ] 3)HTLV-1抗体検査申込書印刷代 [ ] 4)封筒代・OAペーパー [ ]
役 務 費	22,326	1)宅急便料 [ ] 2)郵便切手代 [ ]
使 用 料	614,845	1) 講演会(5.2.19) ①会場使用料 [ ] ②WEB配信用機材使用料 (535,095円) 2) 連絡協議会(5.3.23) [ ]
合 計	4,396,728	

第6 県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした事業

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
男性の家事・子育てへの参画促進事業（①子育て世帯向けイベント）	2,050,400円	9月5日	10月31日

事業名	事業費	資料調査	ヒアリング調査
男性の家事・子育てへの参画促進事業（企業向けセミナー、②広報啓発等）	885,933円	9月5日	10月31日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
女性が活躍できる環境づくり事業（①職種ロールモデルの見える化）	660,000円	9月5日	10月31日

事業名	事業費	資料調査	ヒアリング調査
女性が活躍できる環境づくり事業（②職場環境づくり推進）	198,000円	9月5日	10月31日

事業名	事業費	資料調査	ヒアリング調査
女性が活躍できる環境づくり事業（③女子高生・保護者による企業見学）	678,549円	9月5日	10月31日

事業名	委託金・事業費	資料調査	ヒアリング調査
女性が活躍できる環境づくり事業（④企業における女性活躍推進業務）	9,558,179円	9月5日	10月31日
	131,109円		

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
女性が活躍できる環境づくり事業（⑤管理職ロールモデルの見える化）	990,000円	9月5日	10月31日

事業名	事業費	資料調査	ヒアリング調査
女性が活躍出来る環境づくり事業（⑦女子高校生向けパネルディスカッション）	18,700円	9月5日	10月31日

事業名	委託金額	資料調査	ヒアリング調査
女性が活躍できる環境づくり事業（⑧男女とも家庭と両立している事例紹介）	990,000 円	9月5日	10月31日

事業名	事業費	資料調査	ヒアリング調査
女性が活躍出来る環境づくり事業（⑨情報産業分野への誘導）	103,080 円	9月5日	10月31日

## 2 各事業の内容について

- (1) 男性の家事・子育てへの参画促進事業（①子育て世帯向けイベント、企業向けセミナー、②広報啓発等）

### ア 業務概要

男女がともに家庭と社会生活を両立できる環境を整えるため、職場の理解促進と男性の家事・育児等への参画促進に関する気運醸成・広報啓発

女性の参画・活躍の障壁となっている「家庭における家事・育児の負担」を軽減するため、「男性中心型労働慣行等の変革」「性別による固定的役割意識の改革」を行い、女性の就業や社会進出などの思いを叶えるとともに、家族が相互理解のもと「家事・育児等のシェア」を促進することを目的とし、子育て世帯向けに男性育休・家事・育児インフルエンサーとのイベントの開催や、優良事例集（企業版・家庭版）等の広報・啓発物を配布するもの。

### ○男性の家事・子育てイベント

契約方法	一般競争入札
契約金額	2,050,400 円
契約期間	令和4年9月22日～令和5年3月17日

### イ 問題点1【委託業務の内容が不明確であること】

男性の家事・子育てへの参画促進事業のひとつとして、県は子育て世帯向けに男性の家事・子育てイベント実施を委託している。イベントには、元プロサッカー選手の大久保嘉人氏を講師として招き、トークライブなどを実施している。

このイベント実施の業務委託に関して、委託業者に対して出演の謝金として10万円を支出するほか、広報活動費として90万円を支出しているが、広報活動として委託する内容は仕様書には具体的に示されていなかった。

この点について担当課の説明によれば、広報活動として、イベント開催前に講師である大久保嘉人氏の SNS にてビデオコメントやチラシを発信したり、同氏の SNS にてイベント開催結果を発信する等の対応を依頼したとのことであった。



現代において SNS での発信の効果は大きく、企業マーケティングの利用等にも活用されており子育て世代への発信にも一定の効果が期待できると思われるが、一方で SNS には様々な種類や特徴があり、より経済的で効率のよい広報活動を行い、さらには事後に適切な効果検証を行うためには、SNS の種類、投稿内容や告知の頻度など広報活動の具体的内容を検討する必要がある。

本事業においても、広報活動費として多額の費用を計上し、自身の子育て経験を活かした大久保嘉人氏のインフルエンサーとしての発信力に着眼し広報活動を行うことも合わせて業務委託を行うのであれば、仕様書等において、利用する SNS の種類、投稿内容や告知の頻度などの広報活動の具体的内容を可能な限り定めておくことが望ましい。

**【意見】**

インフルエンサー等に対して広報活動を委託する場合には、利用する SNS の種類、投稿内容や告知の頻度などの広報活動の具体的内容を可能な限り定めておくことが望ましい。

ウ 問題点 2 【講師に対するお土産等については基準が設けられていないこと】

男性の家事・子育てイベント実施において、講師に昼食とお土産が提供されている。長崎県としては「各種会合にかかる会議等連絡費の取扱いについて」という内部文書において、講師等に提供する食事代の上限が定められており、講演を依頼した講師に対して一定の基準に従い食事やお土産等を提供すること自体は社会的儀礼として問題はない。しかし、食事については一定の執行基準はあるものの、お土産については基準が設けられていないことが分かった。

おそらく講師等に提供する食事代の基準が設けられているその趣旨は、県民から徴収する県税を含む財源を公正かつ適切に支出するためであると考えられる。かかる趣旨に鑑みれば、過度な支出にならぬようお土産等についても同様の基準を設けることが望ましいと考える。また、かかる基準を設けることが難しい場合には、例えば講師に対する食事代やお土産代についてもその事業予算の中に適切に組み込み支出をすることが望ましい。

**【意見】**

講師等に提供するお土産等については、事業予算の中に組み込み支出を行うか、一定の執行基準を定めることが望ましい。

(2) 女性が活躍できる環境づくり事業 (①職種ロールモデルの見える化)

ア 委託業務概要

女性にも魅力的な職場環境づくりを促進しつつ、地元働きやすい職場環境があることを知ってもらうために、様々な職種ロールモデルを就活と進学の情報紙を通じて

発信するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	660,000 円
契約期間	令和4年10月11日～令和5年1月31日

イ 問題点【情報発信に対する効果検証が不十分であること】

本委託事業は、長崎新聞が発行する「就活と進学の情報紙」に女性が活躍する職種ロールモデルの紹介記事を載せるもので、年に1回行われている。幅広い分野で活躍する女性を高校生向けの情報誌で情報発信することにより、県内就職につながる意識の醸成がその目的とされている。

しかし、情報発信のターゲットである高校生に対して、例えばアンケートを実施する等の効果検証は行われておらず、実際にこのような情報発信によって県内就職の意識が醸成されているのか、高校生の意識変化があるか等は不明である。

情報紙を利用した情報発信は、拡散力に優れており不特定多数のターゲットに情報を届けることができるが、費用対効果等の検証が困難である。現代では様々な情報発信ツールが存在し、ターゲットによって効果的なツールが異なることを踏まえれば、情報紙による情報発信がより経済的で効率的であると言えるか、改めて検証する必要があると考える。本事業でいえば、紹介記事にアンケートのQRコードを載せる等して県内就職への意識醸成の程度を検証するなど、一定の効果検証を行うことが望ましい。

【意見】

情報紙による情報発信が、事業目的の達成のためにより経済的で効率的と言えるか、一定の効果検証を行うことが望ましい。

(3) 女性が活躍できる環境づくり事業（②職場環境づくり推進）

ア 委託業務概要

長崎県内で「女性が活躍できる行動計画」を策定・届出している企業を紹介したり、起業や地域づくり、福祉、産業、文化、研究などいろいろな分野や地域で活躍している女性を紹介する「ながさき女性の活躍応援サイト」の運営保守管理を業務委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	198,000 円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

- (4) 女性が活躍できる環境づくり事業 (③女子高生・保護者による企業見学、⑦女子高校生向けパネルディスカッション)

ア 業務概要

県内の女子高校生を対象に、様々な分野で活躍する女性のディスカッションを通して、女性が活躍できる仕事や、やりがい、キャリア形成等への理解を深めるとともに、県内就職に繋がる意識醸成を目的として、長崎県が「働く女性のパネルディスカッション」と企業見学を実施するものであり、企業見学の際に高校生及び保護者の移動手段としてバス会社に輸送業務を委託するもの。

事業費	697,159 円
-----	-----------

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

- (5) 女性が活躍できる環境づくり事業 (④企業における女性活躍推進業務)

ア 委託業務概要

○ながさき女性活躍推進会議サイト保守・管理業務

平成 26 年 12 月に発足した、女性の活躍の場を広げ、地域経済の活性化を図ることを目的としたながさき女性活躍推進会議の業務及びながさき女性活躍推進会議のホームページに係るホスティングサービス関連業務を委託するもの。

○ながさき女性活躍推進会議委託業務

官民一体で組織する「ながさき女性活躍推進会議」へ女性の社会進出の促進を図り、その個性と能力をより発揮できる社会づくりを推進するために、経営者の意識改革や働きやすい職場環境づくり、女性の登用・採用等促進、異業種間の交流などを図ることで女性の活躍を推進するための事業を委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	9,558,179 円
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

イ 問題点【委託料の前払の必要性を受託者に示してもらうよう指導することが望ましい】

ながさき女性活躍推進会議の業務委託に関して、委託料全額が前払いされている。委託料の前払いについては、委託契約書 6 条 1 項によれば原則として後払いであるが、同条 2 項により、必要と認められる額については委託事業者の請求に基づき一定の区分を上限として前払いで支払うものとするとしている。

そして、本事業については、前払いの必要性に関する書類が1枚添付されていたが、作成日時や作成名義が不明であった。

委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いである。そのため、令和元年度の包括外部監査においても、委託契約において契約金額の前払いを可能とする条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきであるとする意見が出されている。本委託業務は、契約条項については「必要と認められる金額について」という条件が付けられており、その点は評価できるものである。

また、令和元年度の包括外部監査の結果及び令和元年度普通会計定期監査結果（後期）の公表を受けて、長崎県においては令和2年8月13日に出納局会計課長より「適正な契約事務の執行について」と題する通知が発出されており、それによれば、「委任契約において、契約内容や契約相手方の状況を考慮してやむを得ず前金払いを行う場合についてはその必要性を十分に検討し、検討した結果を記録しておくこと」とされている。本事業について添付されていた前払いの必要性に関する書類は、かかる通知に従い作成されたものであると思われ、この点についても評価できるものである。

しかし、委託料の支払が原則後払いであることに鑑みれば、委託料の前払いを請求する際には受託者において具体的な必要性を示すべきであり、請求書等にその必要性に関する記載を求める等を指導することが望ましい。

#### 【意見】

県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、受託者において請求書等に具体的な必要性を示す等を指導することが望ましい。

### (6) 女性が活躍できる環境づくり事業（⑤管理職ロールモデルの見える化）

#### ア 委託業務概要

女性にも魅力的な職場環境づくりを促進しつつ、地元働きやすい職場環境があることを知ってもらうために、女性管理職ロールモデルをタウン誌を通じて発信するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	990,000円
契約期間	令和4年10月20日～令和5年3月31日

#### イ 問題点【情報発信に対する効果検証が不十分であること】

本委託事業は、主に長崎県内で発売されているタウン誌「ながさきプレス」において活躍する女性管理職のロールモデルの紹介記事を掲載するもので、年に1回行われている。タウン誌で情報発信することにより、女性活躍の気運の醸成を図るものであ

る。

しかし、前記（２）イで指摘したのと同様に、この情報発信についても特に効果検証は行われておらず、実際にこのような情報発信によって県内企業や県民の女性活躍推進への気運の醸成の一助となっているかは不明である。

情報誌を利用した情報発信は、拡散力に優れており不特定多数のターゲットに情報を届けることができるが、費用対効果等の検証が困難である。現代では様々な情報発信ツールが存在し、ターゲットによって効果的なツールが異なることを踏まえれば、情報誌による情報発信がより経済的で効率的であると言えるか、改めて検証する必要があると考える。本事業でいえば、紹介記事にアンケートのQRコードを載せる等して女性活躍推進への意識醸成の程度を検証するなど、一定の効果検証を行うことが望ましい。

#### 【意見】

情報誌による情報発信が、事業目的の達成のためにより経済的で効率的と言えるか、一定の効果検証を行うことが望ましい。

### （７）女性が活躍できる環境づくり事業（⑧男女とも家庭と両立している事例紹介）

#### ア 委託業務概要

女性にも魅力的な職場環境づくりを促進しつつ、地元で働きやすい職場環境があることを知ってもらうために、長崎県内において仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備に取り組む企業についてタウン誌を通じて発信するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	990,000 円
契約期間	令和4年11月17日～令和5年3月31日

#### イ 問題点1【情報発信に対する効果検証が不十分であること】

本委託事業は、主に長崎県内で発売されているタウン誌「ながさきプレス」において長崎県内において仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備に取り組む企業紹介等を掲載するもので、年に1回行われている。タウン誌で情報発信することにより、女性活躍の気運の醸成を図るものである。

しかし、前記（２）イ、（６）イで指摘したのと同様に、この情報発信についても特に効果検証は行われておらず、実際にこのような情報発信によって県内企業や県民の女性活躍推進への気運の醸成の一助となっているかは不明である。

情報誌を利用した情報発信は、拡散力に優れており不特定多数のターゲットに情報を届けることができるが、費用対効果等の検証が困難である。現代では様々な情報発信ツールが存在し、ターゲットによって効果的なツールが異なることを踏まえれば、情報誌による情報発信がより経済的で効率的であると言えるか、改めて検証する必要

があると考え。本事業でいえば、紹介記事にアンケートのQRコードを載せる等して女性活躍推進への意識醸成の程度を検証するなど、一定の効果検証を行うことが望ましい。

**【意見】**

情報誌による情報発信が、事業目的の達成のためにより経済的で効率的と言えるか、一定の効果検証を行うことが望ましい。

**ウ 問題点2【掲載企業の選定基準が不明確であること】**

本委託事業で掲載されている企業の選定については、担当者のヒアリングによれば、ながさき女性活躍推進会議の趣旨賛同会員企業やながさき女性活躍推進企業等表彰の対象となった企業など、ながさき女性活躍推進会議の推薦等により選定しているとのことであった。その結果、前記（6）記載の「管理職ロールモデルの見える化」に関する事業で紹介された企業と、本委託事業により紹介された企業は、約半数が同一企業であった。

確かに、女性活躍を推進する企業の選定に当たって、ながさき女性活躍推進会議の趣旨賛同会員企業であること等は一つの選定要素としては適切であると思われる。しかし、ながさき女性活躍推進会議の趣旨賛同会員は、無料で申込をすることで会員となることが可能であり、その女性活躍推進の程度には企業ごとに異なるものである。その上、県内で広く発行されるタウン誌への掲載は、その掲載企業に対する事実上の宣伝効果をもたらすものである。

県民から徴収する県税を含む財源を公正かつ適切に支出するため、特定の企業にのみ利益を与えることのないよう、掲載企業の選定基準については、ながさき女性活躍推進会議の趣旨賛同会員企業であること等に加えて、例えば女性管理職の比率、具体的取組みの内容、程度など一定の基準を設けることが望ましい。

**【意見】**

情報誌による特定企業に関する情報発信については、特定の企業にのみ利益を与えることのないよう、一定の基準を設けることが望ましい。

**(8) 女性が活躍出来る環境づくり事業（⑨情報産業分野への誘導）**

**ア 業務概要**

成長が期待できる情報産業分野への就業を進め、女性の経済的な自立につなげるためのセミナーを実施するもの。

事業費	103,080 円
-----	-----------

**イ 問題点**

特に問題となる点は認められなかった。

第7 産業労働部 雇用労働政策課

1 監査の対象及び方法

監査対象とした事業

事業名	総事業費	資料調査	ヒアリング調査
離職者等再就職訓練事業委託	296,801,128 円	8月9日～22日	10月18日

事業名	総事業費	資料調査	ヒアリング調査
職業転換訓練費負担金	10,512,508 円	8月9日～22日	10月18日

事業名	総事業費	資料調査	ヒアリング調査
職場環境づくりアドバイザー派遣事業	444,600 円	8月9日～22日	10月18日

事業名	総事業費	資料調査	ヒアリング調査
魅力ある職場づくり研修会	90,880 円	8月9日～22日	10月18日

事業名	委託費	資料調査	ヒアリング調査
働き方改革モデル取組事例創出業務委託	8,965,000 円	8月9日～22日	10月18日

事業名	委託費	資料調査	ヒアリング調査
働き方改革手順書作成業務委託	1,540,000 円	8月9日～22日	10月18日

事業名	委託費	資料調査	ヒアリング調査
自営型テレワーク促進業務委託	11,057,200 円	8月9日～22日	10月18日

2 各事業の内容について

(1) 離職者等再就職訓練事業委託

ア 委託の概要

【委託業務概要】

本事業は、国（厚生労働省）から県に委託された事業である。全国で同様の事業が実施されている。

技術革新、労働移動の増加等の様々な変化の中で雇用の安定・拡大を図るためには労働者自らがその適正や職業能力を的確に把握しつつ、人材ニーズの変化に伴う求められる職業能力の変化に柔軟に対応し、効果的に職業能力を開発・向上するとともに

に、これを十分に発揮できるようにするため、民間教育機関等を活用し、離職者等の就職促進に資する教育訓練機会を確保し、これらの者の早期の就職促進を図ることを目的としている。

訓練が単年度では終了しないコースがある関係で、複数年度契約と単年度契約の2つの契約が併存している。

訓練の内容であるが、公共職業能力開発施設内で行うものづくり系を中心とした訓練のほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、専修学校などの民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施している。コースはIT関係、パソコン関係、介護関係、事務・経理関係等多岐にわたる。単年度契約における「委託訓練活用型デュアルシステム」とは、フリーター等の若年層求職者に対し、職場体験及び民間教育機関等における訓練を組み合わせ、職業意識を喚起し、職業能力を付与して安定就労につなげるというものである。

令和4年度の計画ベースでのコース・定員は以下のとおりである。

**【単年度契約】**

知識等習得コース	71 コース	定員 1,155 名
・長崎地区	50 コース	定員 840 名
・佐世保地区	21 コース	定員 315 名

委託訓練活用型デュアルシステム

・長崎地区	2 コース	定員 30 名
・佐世保地区	2 コース	定員 30 名

**【複数年度契約】**

長期人材育成コース	5 コース	定員 34 名
・長崎地区	3 コース	定員 26 名
・佐世保地区	1 コース	定員 5 名
・離島地区（壱岐）	1 コース	定員 3 名
知識等習得コース	31 コース	定員 500 名
・長崎地区	23 コース	定員 380 名
・佐世保地区	8 コース	定員 120 名

契約方法	国から県へ委託する契約
契約金額	296,801,128 円（令和4年度実績）
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日（単年度契約） 令和4年4月1日～令和7年1月31日（複数年度契約）

イ 問題点【委託訓練の充足率が全国平均以下である】

施設内訓練（県立公共職業訓練校直営の訓練）の充足率は全国平均 66.5%を大きく上回る 80.0%である。一方で、委託訓練の充足率は全国平均 76.7%を下回る



69.2%にとどまっている。

職業訓練については、途中で就職等のために訓練を止める場合もあることから、100%の充足率は到底期待できない。

しかしながら、施設内訓練よりも委託訓練の規模が大きいこと、委託訓練においては全国平均で70%を超える就職率があり、地場産業への人材の確保という効果も期待できることなどに鑑みると、委託訓練の充足率を全国平均以上にすることが強く期待される。担当課においては既に検討しているものと思われるが、委託訓練について、全国平均の充足率を上回るような目標を立て、継続的に充足率向上のための方策を検討することが望ましい。

**【意見】**

委託訓練について、全国平均の充足率を上回るような目標を立て、継続的に充足率向上のための方策を検討することが望ましい。

**(2) 職業転換訓練費負担金**

**ア 事業の概要**

**【趣旨】**

労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進することを目的とする。

**【事業の内容】**

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第18条第2号及び同条第5号において、国と都道府県は「求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金」を支給することとされており、本事業は国と県が2分の1ずつ負担する制度である。事業の内容は、就職促進訓練の訓練手当支給事業と職場適応訓練の訓練手当支給事業に分かれる。

給付対象は雇用保険の適用がなく職業訓練・職場適応訓練を受けている求職者で、高齢者、障害者、ひとり親、被災者等であるが、令和4年度における本県における給付対象は、ほとんどが障害者となっている。

総事業費	21,025,016 円
国庫負担率・負担金額	2分の1 確定交付額 10,512,508 円

**イ 問題点**

特に問題となる点は認められなかった。

### (3) 職場環境づくりアドバイザー派遣事業

#### ア 事業の概要

##### 【趣旨】

ワーク・ライフ・バランスの取組や女性の活躍推進など、誰もが働きやすい職場環境を整備しようとする中小企業等に対し、県が労務管理の専門家等を職場環境づくりアドバイザーとして派遣し、「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証」の取得に向けた取組等を支援することにより、中小企業等におけるワーク・ライフ・バランスや女性の活躍、職場環境改善の推進を図ることを目的とする。

##### 【事業の内容】

本事業は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、県が行う事業である。

社会保険労務士等の専門家7名を県内に配置し、1事業所につき1回あたり2時間程度、当該年度内において3回を限度として派遣する。アドバイザーの謝金は1回のアドバイスあたり15,000円である。

令和4年度は、いわゆる育児・介護休業法改正に対応した就業規則見直しに関するアドバイスをしたケースが多数あった。

総事業費	444,600円
国庫負担率・負担金額	2分の1 確定交付額 222,300円

#### イ 問題点【事業としての収支の記載が適切とはいえない】

本事業の収支計算においては、支出としてアドバイザーへの謝金と交通費のみが記載されていた。その他の支出がないか確認したところ、チラシ代がかかっているが、課の役務費に計上しているという説明であった。本事業は他の3事業とともにひとつの事業として扱われているということであるが、性質の異なる事業がひとまとめになっているのであるから、事業の収支も事業ごとに集計され、記録化されていることが、今後、同様の事業を行う際の便宜等のためにも望ましいと考えられる。

##### 【意見】

複数事業を1つのまとまりのある事業と取り扱っている場合であっても、個別の事業ごとに収支を分けて記録化しておくことが望ましい。

### (4) 魅力ある職場づくり研修会

#### ア 事業の概要

##### 【趣旨】

誰もが働きやすい職場環境づくりを目指すため、県内企業の経営者や人事労務担当者に対し、就業規則の作成方法や最近の労働法令改正への対応、男性の更年期障害などについて理解を深める研修会を実施する。

##### 【事業の内容】

本事業は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、県が行う事業である。

中小企業の事業主や人事労務担当者等を対象にオンライン形式で研修会を年4回開催する。講師は社労士、医師、雇用労働政策課職員である。令和4年度は労働法改正コースという名称で2回、就業規則全般コースという名称で2回の研修会を行った。

総事業費	90,880 円
国庫負担率・負担金額	2分の1 確定交付額 45,440 円

イ 問題点【事業としての収支の記載が適切とはいえない】

上記（3）の事業と同様の問題点であるので、説明を省略する。

【意見】

複数事業を1つのまとまりのある事業と取り扱っている場合であっても、個別の事業ごとに収支を分けて記録化しておくことが望ましい。

(5) 働き方改革モデル取組事例創出業務委託

ア 委託の概要

【委託業務の内容】

本委託業務は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、県が民間委託する事業である。

長崎県内の中小企業等の育児休業や年次有給休暇取得など雇用環境の向上を促進するため、企業経営者の意識改革を行うとともに、企業の働き方改革をサポートする専門家の伴走型支援を実施し、取組過程等を報告会で中小企業等に示すことにより、働き方改革の県内全域への浸透を図ることを目的としている。

具体的な業務内容の概略は、①働き方改革に関するセミナーを、オンライン形式で3回行うこと、②働き方改革に関する専門家を県内の5事業所を対象に1事業所あたり5回以上を派遣し、伴走型支援を行うこと、③長崎市内で2回以上報告会を開催し、取組の横展開を図ること等である。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	8,965,000 円
契約期間	令和4年9月1日～令和5年3月22日

イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

(6) 働き方改革手順書作成業務委託

ア 委託の概要

【委託業務の内容】

本委託業務は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、県が民間委託する事業である。

県内企業に働き方改革の機運を醸成するため、働き方改革や処遇改善を紹介する手順書の原稿作成業務を委託するものである。

具体的な内容の概略は、上記（５）の令和３年度の事業で伴走支援を受けた５事業所取材し原稿を作成すること、その他に働き方改革の必要性、取組の効果や具体的な進め方、改善策等に関する原稿を作成すること、それらの原稿について、印刷用、ウェブサイト掲載用のデータを作成するものである。

上記（５）の事業と連動する部分が大きいため、同じ受託者の随意契約（１者見積）となっている。

契約方法	随意契約
契約金額	1,540,000円
契約期間	令和４年６月２９日～令和４年１１月１４日

#### イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

### (7) 自営型テレワーク促進業務委託

#### ア 委託の概要

##### 【委託業務の内容】

子育てや介護など、時間や場所に制約があり企業での就労が難しい女性等の新しい働き方として自営型テレワークの普及を図り、女性等の就労を支援する。また、県内企業の自営型テレワークの活用を促進することにより、生産性向上や人手不足解消の一助とすることを目的としている。「自営型テレワーク」の県による定義は、パソコン等の情報通信機器を活用して請負契約に基づき、サービスの提供を行う在宅形式での就労を指している。令和５年度で終了予定の事業となっている。

具体的な業務の内容の概略は以下のとおりである。

##### ①自営型テレワーカー養成講座（初心者向け）の開催

自営型テレワークを始めたい女性等に対し、心構えや基礎知識、実務を理解する実践型のオンライン講座を２講座合計６０名規模で行う。

##### ②自営型テレワーク養成講座（経験者向け）の開催

業務経験、基礎知識を有し、自営型テレワークを始めたい女性等に対し、WEBサイト制作コース、画像動画編集コース、ライティングコースを各コース２０名規模で、長崎市内の施設を利用し１コース１０回を開催する。

##### ③自営型テレワーク活用セミナーの開催

県内企業への自営型テレワークの活用を普及するため、自営型テレワーカーへの仕事の発注方法や仕事の切り出し方を学ぶオンラインセミナーを１回開催する。

##### ④事業検証及び報告書作成

事業効果を検証するため、①～③の受講者に対しアンケート調査、就業調査を

行い、調査結果等をまとめた報告書を作成する。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	11,057,200 円
契約期間	令和4年8月23日～令和5年3月15日

## イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

## 第8 教育庁 義務教育課

### 1 監査の対象及び方法

#### (1) 監査対象とした事業

事業名	金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県学力調査実施事業	3,751,785 円	10月4日	11月30日

事業名	金額	資料調査	ヒアリング調査
「世界へのゲートウェイ・Nagasaki」英語教育推進事業	2,031,703 円	10月4日	11月30日

事業名	金額	資料調査	ヒアリング調査
ふるさとの新たな魅力を創出するキャリア教育実践事業	2,547,658 円	10月25日	11月30日

### 2 各事業の内容について

#### (1) 長崎県学力調査実施事業

##### ア 事業の概要

###### 【趣旨】

長崎県独自の学力調査を実施することにより、児童生徒の学力の定着状況を把握・分析し、各学校における児童生徒への教育指導の充実や改善等に役立てるとともに、県及び市町の教育施策の成果と課題を検証して学力向上対策の一層の充実を図る。

###### 【事業の内容】

県内公立小・中学校及び義務教育学校の以下の学年の児童生徒（原則として全児童生徒）を対象として学力調査を実施し、その結果を集計・分析する。国が全国で行う学力調査とは別に、県が独自で実施し、結果を分析して、児童生徒にとってどのような点の理解が難しいのか、また、指導する際のポイントや意識をどうすればよいかなどについての解説資料を作成して教育現場に提供するもの。

出題範囲は前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、基礎的・基本的な知識・技能及び思考力・判断力・表現力等を問う問題とする。英語については

「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の三領域を取り扱った問題とする。

・小学校調査（国語・算数）

小学校 第5学年、義務教育学校前期課程 第5学年、特別支援学校小学部 第5学年

・中学校調査（国語・数学）

中学校 第2学年、義務教育学校後期課程 第2学年、特別支援学校中学部 第2学年

・中学校調査（英語）

中学校 第3学年、義務教育学校後期課程 第3学年、特別支援学校中学部 第3学年

#### 【総事業費】

3,751,785 円

学力調査問題の印刷（費用 1,867,800 円）の契約先は4社競争入札の上決定

#### イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

### (2) 「世界へのゲートウェイ・Nagasaki」英語教育推進事業

#### ア 事業の概要

##### 【趣旨】

長崎は江戸時代から世界へのゲートウェイ（玄関口）であり、第2次大戦後、世界への平和発信の役割も担ってきた。こうした歴史を持つ長崎から、英語を足掛かりに世界へ羽ばたく人材の育成を目指す。

具体的には長崎県英語教育推進協議会をプラットフォームとして、小・中・高・大 学校連携のもと、長崎県で英語教育に携わる教員の指導力及び児童生徒の英語力の向上を図る。特に中学校での英語教育は小学校と高校とのゲートウェイ（接続）を担うことから、指導力・英語力の抜本的な強化を図る。

##### 【事業の内容】

・中学校英語教員指導力向上研修パッケージ事業

中学校の英語教員の指導力向上のための研修パッケージ事業。研修パッケージは、①全中学校英語教員が参加するwebガイダンス、②グループに分かれて各自の授業動画を相互に視聴して協議することや持ち寄った定期テストを改善する等のスキルアップ研修（県内12の会場で実施される）及び③TOEIC I Pテスト（オンラインテスト）による英語力測定の3つから構成される。

中学校英語教員の英語力については、目標レベル（CEFRの「B2」。英検の準1級にほぼ相当する）に達している教員の割合を令和4年度に50%にすることが目標

値に設定されていたが実績値は 35.8%であった。目標レベルに到達していない教員にはテストを受検していない教員もいるとのことで、県では受検料を負担したり、受検を希望する教員に受検機会を提供したりするなどの働きかけを行い、目標レベル到達の教員の割合は増加傾向にある。

・長崎県英語教育推進協議会設置等事業

長崎県英語教育推進協議会の設置及び同協議会の実施（令和4年5月及び令和5年2月の2回）による県内英語教育関係者の連携強化、英語教育推進事業の構築及び情報発信を行うもの。

長崎県英語教育推進協議会は、長崎県教育庁関係職員、長崎県教育センター関係者、市町教育委員会関係者、県内大学関係者、長崎大学教育学部附属小・中学校関係者及び研究協力校関係者によって組織される。

・長崎県大学等と連携した英語指導力向上事業

研究モデル地区を指定し（令和4年度は平戸市）、大学等と連携して中学校における英語の先進的な授業や取組を行うとともにその内容等を発信することで域内や県下全域での英語教育の充実に役立てる。もともとは国の委託事業であったものを県が引き継いだ。

・長崎県イングリッシュ・フォーラム事業

県内の小・中学生が日頃培ってきた英語学習の成果を発揮する場を提供するとともに、英語を使うことによって広がる世界や可能性を有識者から学ぶ機会を提供する。このイングリッシュ・フォーラムは、大学教授から異文化への理解や海外留学についての話を聞いたり、20名のネイティブスピーカーとの英語会話を楽しんだりする内容のもので、50名の小・中学生が参加した（小学生は5年生及び6年生）。

・長崎県イングリッシュ・パフォーマンスコンテスト事業

県内の小・中学生が日頃培ってきた英語学習の成果を発揮する場を提供することにより、県内の小・中学生の英語に対する興味・関心を高めるとともに、英語による表現力の育成・強化に役立てる。

・英単語・表現学習サイト「RISE UP ENGLISH」事業

w e b 上で英単語や英語表現の学習ができるサイト「RISE UP ENGLISH」の設置、運営を行う。同サイトの登録者数は令和3年末の時点で3万6726名であった。

【総事業費】

2,031,703円

## イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

### (3) ふるさとの新たな魅力を創出するキャリア教育実践事業

#### ア 事業の概要

##### 【趣旨】

長崎県の子どもたちのふるさとを担う実践力を育むことを目的として、学校が行政機関や民間企業、関係団体と協働で地域の課題の解決を図る学習プログラムを開発・実践し、その成果を県下に発信する。

##### 【事業の内容】

上記学習プログラムの開発・実践（キャリア教育実践）を、研究地域に選定された市町に委託して実施するもの。県教育委員会は、指導主事を派遣して学習指導案の検討や校内研修等必要に応じて指導を行う。

研究地域と学校（指定校）は、市町教育委員会が県教育委員会に対して候補を推薦し、県教育委員会が研究計画の内容等を審査の上、決定する。令和4年度は長与町、大村市、長崎市、平戸市、諫早市、新上五島町、壱岐市の7市町の9中学校が選定された。

ふるさと教育とキャリア教育を結びつけたキャリア教育活動は、学校、教育委員会及びまちづくり担当課の三者が協議して地域の課題の解決を図るための学習プログラムを作成し、実施体制を整備して実践される。学習プログラムの内容は、学校・生徒が市町のまちづくり担当課や民間企業、関係団体と連携して、地域の課題解決に主体的・創造的に取り組む等の体験学習（企業訪問や起業体験などの職業体験学習等）を実施するものである。

また、実践された学習プログラム等の成果は、研究発表会で発表され、県内の学校や地域の関係者、保護者に紹介される。研究発表会等のための動画（参加各校から提供された写真や動画を編集して、ナレーションやキャプション、BGMをつけた1本の動画）を専門業者に委託して作成する。

契約方法（学習プログラムの開発・実践の委託に関する契約の方法）	随意契約（研究対象の地域及び学校の選定手続きは上記のとおり）
契約金額（市町への委託分）	1,875,948円
契約期間	令和4年5月23日～令和5年2月28日

##### 【総事業費】

2,547,658円



## イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

## 第9 教育庁 児童生徒支援課

### 1 監査の対象及び方法

#### 監査対象とした事業

事業名	総事業費	資料調査	ヒアリング調査
学校安全教室推進事業	237,000 円	8月15日、16日、22日、9月8日	10月24日

事業名	総事業費	資料調査	ヒアリング調査
学校安全総合支援事業	1,678,622 円	8月15日、16日、22日、9月8日	10月24日

事業名	総事業費	資料調査	ヒアリング調査
スクールカウンセラー活用事業	207,532,797 円	8月15日、16日、22日、9月8日	10月24日

事業名	総事業費	資料調査	ヒアリング調査
スクールソーシャルワーカー活用事業	60,091,184 円	8月15日、16日、22日、9月8日	10月24日

事業名	委託費	資料調査	ヒアリング調査
24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）夜間休日相談業務委託	5,082,000 円	8月15日、16日、22日、9月8日	10月24日

事業名	委託費	資料調査	ヒアリング調査
「スクールネット@伝えんば長崎」業務委託	6,982,800 円	8月15日、16日、22日、9月8日	10月24日

### 2 各事業の内容について

#### (1) 防災教育推進事業（学校安全教室推進事業）

##### ア 委託の概要

##### 【委託業務概要】

本事業は、国（文部科学省）から県に委託された事業である。

近年、全国的に、SNSに起因するトラブルや凶悪事件の発生や児童生徒が巻き込まれる交通事故、地震・風水害等の自然災害が頻発し、学校の安全管理体制の充実や

子どもの危険予測・危機回避能力等の育成が急務となっている。

このような状況を考慮し、各学校において、実践的な避難訓練や防災教育の開催を推進するため、「情報モラル」「生活安全」に関する講義・演習を行い、学校安全に関する指導者の育成を図るというものである。

具体的な事業内容は、防犯・防災・交通安全等に関する講義・演習を、教員等を対象に、受講者150人規模で行い、指導者の育成を図り、受講者を通じ勤務校等に周知を図るというものである。令和4年度には、長崎市において、「情報モラル」、「生活安全」、「学校安全総合支援事業の取組について」、「災害図上訓練（DIG）」、「交通安全について」、「応急処置（心肺蘇生法、止血法、搬送法）」についての講義・講演が行われた。

契約方法	国から県へ委託する契約
契約金額	237,000円
契約期間	令和4年5月10日～令和5年2月28日

#### イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

### (2) 学校安全総合支援事業

#### ア 委託の概要

##### 【委託業務概要】

本事業は、国（文部科学省）から県に委託された事業である。

災害発生前後に迅速・的確な活動を行うためには、普段から「主体的に行動する態度」を育成することは喫緊の課題である。特に、特別支援学校においては、避難訓練、避難経路の確認、職員の役割分担などにおいて、地域や関係機関等との連携は必要不可欠である。

そこで、県と地域、関係機関等が協力しながら、学校安全推進の核となる教員の資質向上を図るとともに、学校外の専門家による指導助言等を通して、学校安全に関する取組を推進し、避難訓練や危機管理マニュアルの見直し等に定期的に取り組む学校安全体制を構築する。

モデル地域に選定された県立島原特別支援学校区においては、児童生徒が地域における災害リスクの知識を得て、起こり得る危機に対し、主体的に考え、行動しようとする力を育成する。また、関係機関との連携・協働により障害のある児童生徒を安全に避難させるための体制を構築する。

契約方法	国から県へ委託する契約
契約金額	1,678,622円
契約期間	令和4年5月20日～令和5年2月28日

イ 問題点【成果指標の数値目標の設定が具体性に欠けている】

本事業は、取組を、「都道府県・指定都市における取組」と「モデル地域における取組」の2つに分けて整理している。それぞれの取組において成果指標を設定しているが、「都道府県・指定都市における取組」の成果指標における「必須項目」とされているのは、例えば次のようなものである。

学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについての指導を行っている市区町村教育委員会の割合

一方、「モデル地域における取組」における成果指標における「必須項目」とされているのは、例えば次のようなものである。

各学校において危機管理マニュアルの見直しや内容の周知などを行い、日ごろの安全教育・管理や危機発生時における各教職員の役割について、共通理解を図っている学校の割合

いずれの成果指標でも、数値目標が全て「割合」とされているだけである。成果指標は、数値により達成か否かを判断できる定量的な指標であることが求められる。確かに国により提供された事業計画の記載例によれば、上記のように具体的な数値の記載がないものになっている。しかしながら、国の記載例によっても「任意設定項目」においては定量的な指標を求めていることから、「必須項目」においても、達成目標が数値によって図れる定量的な指標を排除している趣旨ではないとも解釈が可能である。また、「必須項目」における指標は、達成困難とはいえないものであるから、具体的な数値目標を挙げることについても困難とはいえない。

本事業は前年度も行われている継続事業であることから、数値目標を〇〇%、〇〇%増、〇〇校増など、具体的に示すことが可能なはずであり、それが望ましいといえる。

【意見】

成果指標における数値目標は、前年度比増加率を設定するなど、目標を達成したことが数値で分かるよう、具体的に設定しておくことが望ましい。

(3) スクールカウンセラー活用事業

ア 事業の概要

【趣旨】

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び地方公共団体が設置する児童生徒の教育相談を受ける機関（以下「学校等」という。）に児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を配置するとともに、24時間体制の電話相談やSNS等を活用した相談を実施し、教育相談体制を整備する。

また、被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行

うため、学校等（公立幼稚園を含む。）にスクールカウンセラー等を緊急配置する。

**【事業の内容】**

本事業は、国の教育支援体制整備事業費補助金を活用し、県が行う事業である。

県又は指定都市は、公認心理師、臨床心理士、精神科医、大学教授等からスクールカウンセラーを選考する。

スクールカウンセラー等やスクールカウンセラー等に対して適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを学校・教育委員会等に配置し、児童生徒の心のケアに加え、教員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修や児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラムを実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門性を向上させるための研修や、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催する。

なお、公立高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配属校の10%以内を目安にする。

令和4年度における配置箇所数は323箇所、配置人数は104人。相談件数は22,655件（令和3年度は22,739件）である。相談のうち、心身の健康保健に関することが26%、不登校が23.9%、いじめが194件であった。

**【総事業費及び国庫補助】**

総事業費	207,532,797円（下記（5）の電話相談事業を含む）
国庫補助率・補助金額	3分の1以内 69,177,000円

イ 問題点【成果指標の達成に向け検討をしてもらいたい】

令和4年度の事業に関し、県から国に対し提出された効果検証の結果を記載した書面によれば、本事業の成果指標とその検証結果は概ね以下のとおりである。

基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h）</li> <li>・基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値3.7）</li> </ul> <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)児童生徒との相談活動（カウンセリング）に対する評価</li> <li>(2)保護者等との相談活動（カウンセリング）に対する評価</li> <li>(3)学校組織の一員としての自覚や職員との連携（研修等を含む）に対する評価</li> <li>(4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配置時間に応じた相談件数 0.6件/h</li> <li>※配置時間には、コンサルテーションや記録作成時間を含む</li> <li>○勤務実績評価 3.7</li> </ul>

「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標	重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い
検証結果	○相談件数 114.8件/1校 ○好転率 6.8%

「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標	重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い
検証結果	○相談件数 107件/1校 ○好転率 13.1%

「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標	重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い
検証結果	○相談件数 134.8件/1校 ○好転率 4.2%

重点配置校における相談件数については達成しているが、好転率についてはいずれも達成していない。

令和3年度においては明確な成果指標の設定は見当たらず、令和4年度から設定されたものと思われる。また、相談件数、好転率とも、重点配置校の設定により大きく変化する指標である。好転率については、何をもち「好転」と評価するのか一義的に明確ではなく、判断権者により異なる可能性もあるという問題もある。

ともあれ、達成できていない指標が多数ある現状では、今後も、重点配置校の設定を含め、事業の検証の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、検討を続けてもらいたい。

#### 【意見】

本事業においては、重点配置校の設定を含め、事業の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、検討を続けていくことが望ましい。

#### (4) スクールソーシャルワーカー活用事業

##### ア 事業の概要

#### 【趣旨】

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ支援を行う、スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置し、教育

相談体制を整備する。

【事業の内容】

本事業は、国の教育支援体制整備事業費補助金を活用し、県が行う事業である。

県教育委員会は社会福祉士・精神保健福祉士や専門的知見・経験のある者の中からスクールソーシャルワーカーを任用し、県立学校や市町教育委員会に派遣する。スクールソーシャルワーカーは、年35週、週1回～4回、教育委員会や学校に配置され職務を行う。

令和4年度の実績では、配置地方公共団体数19で、配置人数は34人であり、教育委員会での年間対応件数は1,874件となっている。

【総事業費及び国庫補助】

総事業費	60,091,184円
国庫補助率・補助金額	3分の1以内 20,030,000円

イ 問題点【成果指標の達成に向け検討をしてもらいたい】

令和4年度の事業に関し、県から国に対し提出された効果検証の結果を記載した書面によれば、本事業の成果指標とその検証結果は概ね以下のとおりである。

基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h）</li> <li>・基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値3.9）</li> </ul> <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)児童生徒、保護者、教職員等に対する、支援・相談・情報提供について</li> <li>(2)関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整について</li> <li>(3)学校内における組織体制の構築、支援について</li> <li>(4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配置時間に応じた相談件数（1件以上/h） 0.1件</li> <li>研修時間、移動時間、記録作成時間等を含む</li> <li>○勤務実績評価（4段階評価 平均目標数値3.9） 3.7</li> </ul>

「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための取組	前年度比較において、重点配置した地域・学校における貧困支援件数・好転件数が10%増
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>貧困支援件数 40%減</li> <li>好転件数 48%減</li> </ul>

「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための取組	前年度比較において、重点配置した地域・学校における虐待支援件数・好転件数が10%増
検証結果	虐待支援件数 43%減 好転件数 85%減

「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための取組	前年度比較において、重点配置校におけるいじめ・不登校支援件数・好転件数が10%増
効果検証	不登校・いじめ支援件数 350%増 好転件数 11%減

不登校・いじめ支援件数のみ目標を達成しているが、その他は達成できていない。

令和3年度においては明確な成果指標の設定は見当たらず、令和4年度から設定されたものと思われる。また、相談件数、好転件数とも、重点配置校の設定により大きく変化する指標である。好転件数については、何ををもって「好転」と評価するのか一義的に明確ではなく、判断権者により異なる可能性もあるという問題もある。

ともあれ、達成できていない指標がほとんどという現状では、今後も、重点配置校の設定を含め、事業の検証の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、さらに検討を続けてもらいたい。

#### 【意見】

本事業においては、重点配置校の設定を含め、事業の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、検討を続けていくことが望ましい。

### (5) 24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）夜間休日相談業務委託

#### ア 委託の概要

##### 【委託業務の内容】

本業務委託は、スクールカウンセラー活用事業の一環として、行われているものである。

電話相談事業を24時間体制で行うため、平日夜間及び休日の電話相談員等を設置し、児童生徒の不安や悩みを受け止めることを目的とする。

平日0:00～9:00、17:00～24:00、休日0:00～24:00を業務時間とし、長崎県教育センターから転送される電話回線に対し1回線以上設置し、電話対応する。業務時間には相談員を常時2名以上配置し、うち1名は臨床心理士等心理専門家を配置する。相談員の研修を月1回程度行う。相談件数は令和3年度で1,266件、令和4年度

で936件であった。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	5,082,000円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

#### イ 問題点

特に問題となる点は認められなかった。

### (6) SNSを活用した相談事業「スクールネット@伝えんば長崎」業務委託

#### ア 委託の概要

##### 【委託業務の内容】

SNSを通じて、いじめや不登校など中高生が抱える悩みを投稿する仕組みを構築し、受け付けた相談内容を県教育委員会などに報告することで、生徒の悩みの早期発見・早期対応につなげることを目的としている。相談の対象者は県内の中高生である。受託者は、LINEアプリ及びWEBサイトを利用した相談環境を構築する。相談受付員には、SNS相談の専門知識を持った者を配置する。相談を受け付けた場合、すぐに対応して欲しい場合は電話相談窓口を案内する。受け付けた案件は県教育委員会に報告され、県教育委員会は緊急を要しない場合は学校等と情報共有し迅速に対応を行う。自殺予告など緊急事案については、相談内容から相談者を特定できる場合には、学校・市町教育委員会、管轄警察署・消防等に通報する。相談者を特定できない場合には、警察本部へ提供できる資料を提供し、協力を依頼する。

令和3年度の受付件数は100件、令和4年度は185件で、うち86件は学校を特定できるものであった。緊急事案はなかった。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	6,982,800円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

#### イ 問題点【成果指標の設定がない】

当該事業においては、成果指標の設定がない。

国や自治体における相談事業について、成果指標を導入している例もあるため、成果指標の設定自体は可能であると思われる。成果指標の設定がなければ、個別事案の蓄積は進んでいくであろうが、事業自体をどう評価すべきか、判断する基準を持つことができない。重大な案件を扱う可能性のある事業であることから、成果を見極めていくことが重要と考える。

民間事業者への委託であるので、民間事業者のモチベーションを上げるために、政府も推奨する成果連動型民間委託契約方式の検討もされてよいのではないかと。今後、



成果指標をどのように設定するか等を検討してもらいたい。

なお、指標の設定自体が事業の性質になじまないとの意見もあるが、同様の相談事業等において指標を設定している例もあるのであるから、少なくとも指標の設定が可能であるかどうかの検討は必要であると考えます。

**【意見】**

当該事業については、今後、成果指標の設定を検討するのが望ましい。